環境省地球環境局地球温暖化対策課

図説 京都メカニズム

第4.1版

2005年10月

（第21回CDM理事会決定までを反映）

本資料は、京都メカニズムに関する専門的な事項について、わかりやすく解説することを目的としています。そのため、国際交渉で合意された全ての事項について記述しているものではありません。また、実際の解釈、手続き面等について未決定部分も残されています。このため、本資料は今後の国際交渉やルール策定の状況等に応じて適宜改訂されるものであることに留意願います。なお実際の合意文書等の詳細は、気候変動枠組条約の事務局のホームページ<http://unfccc.int/>に掲載されている、各種資料を参照してください。

目　次

1. 京都議定書

1-1. 概要 p1
1-2. 経緯 p2
1-3. 附属書Ⅰ国リスト p3

2. 京都メカニズムの概要

2-1. クリーン開発メカニズム（CDM） p4
2-2. 共同実施（JI） p5
2-3. 国際排出量取引 p6

3. CDMの手続きの流れ p8

4. CDMの関連組織

4-1. COP/MOP（京都議定書の締約国会議） p10
4-2. DNA（指定国家機関） p10
4-3. CDM理事会 p11
4-4. パネル・ワーキンググループ p12
4-5. DOE（指定運営組織） p13
4-6. プロジェクト参加者 p15

5. CDMとしての要件 p17

6. ベースライン

6-1. ベースラインの概念 p18
6-2. 追加性 p19
6-3. ベースライン・シナリオ p20
6-4. ベースライン方法論 p21
6-5. 新方法論提案の手順 p22
6-6. 承認済み方法論の改訂手順 p24

7. PDD（プロジェクト設計書）の主な項目

7-1. プロジェクト・バウンダリーとリーケージ p25
7-2. モニタリング p25
7-3. クレジット期間 p26

8. CDMプロジェクトの有効化審査

8-1. 有効化審査（validation）の手順 p28
8-2 .有効化審査（validation）の要件 p29

9. CDMプロジェクトの登録

9-1. 登録の手順 p30
9-2. 登録再審査の手順 p31

10. CERの検証・認証・発行

10-1. CERの検証・認証・発行の手順 p32
10-2. CER発行再審査の手順 p33

11. CERの分配 p34

12. 小規模CDM（SSC）

12-1. 小規模CDMの定義 p35
12-2. 簡易化されたルール・手続き p37
12-3. 簡易化されたベースライン・モニタリング方法論 p39
12-4. 小規模CDMプロジェクトのバンドリング（一括化） p40

目　次

13. 新規植林・再植林（A/R）CDM

13-1. A/R CDMの概要 p41
13-2. 吸収量の算定方法 p42
13-3. A/R CDMの非永続性（tCER及びlCER） p43
13-4. 小規模A/R CDM p46

14. 共同実施（JI）

14-1. JIの手続きの流れ p47
14-2. JIの関連組織 p50
14-3. JIプロジェクトの計画策定 p52
14-4. 適格性決定の手順 p53
14-5. 排出削減量（又は吸収増大量）の決定の手順 p54
14-6. ERUの発行・移転の手順 p55

15. 国際排出量取引

15-1. 国際排出量取引の概要 p56
15-2. 約束期間リザーブ（CPR） p57

16. 京都メカニズム活用に際しての留意事項

16-1. 京都メカニズムの参加資格 p58
16-2. 京都ユニットの取得量・発行量の上限 p59
16-3. 京都ユニットの繰り越し制限 p60
16-4. 国が不遵守の場合の制限 p60

17. 京都ユニットの管理方法

17-1. 国別登録簿 p61
17-2. CDM登録簿 p63
17-3. 国際取引ログ(ITL) p64
17-4. 京都ユニットの発行から償却までの流れ p65

18. 京都メカニズムに関連する日本の国内制度

18-1. 投資国としてのCDM/JIプロジェクトの承認プロセス p68
18-2. 日本の国別登録簿 p70
18-3. クレジットの会計処理 p71

参考資料 1. CDM-PDD、CDM-NMB及びCDM-NMMの記入項目

1-1. プロジェクト設計書(CDM-PDD)の記入項目 p72
1-2. 新ベースライン方法論(CDM-NMB)の記入項目 p74
1-3. 新モニタリング方法論(CDM-NMM)の記入項目 p75

参考資料 2. 追加性の実証・評価ツール p76

参考資料 3. 統合化ベースライン方法論

3-1. 埋立処分場ガス回収プロジェクトのための統合化ベースライン方法論（ACM0001 Ver2） p78
3-2. 系統連系する再生可能エネルギー発電プロジェクトのための統合化ベースライン方法論（ACM0002 Ver3） p80

参考資料 4. 専門部門のリスト p84

参考資料 5. 用語 p85

文書名の略称と正式名

本資料内略称例［］内	対応する正式文書名
CDM M&P	**CDM M**odalities **and P**rocedures (Annex to Decision 17/CP.7) (FCCC/CP/2001/13/Add.2, p26～41)
CDM A/R M&P	**M**odalities and **P**rocedures for **A**fforestation and **R**eforestation project activities under the **CDM** (Annex to Decision 19/CP.9) (FCCC/CP/2003/6/Add.2, p16～27)
CP/2001/13/Ad2, p1 ﾊﾟﾗ1(a)	FCCC/**CP/2001/13/Ad**d.**2, p**age**1 パラグラフ1(a)**
KP Art.2 ﾊﾟﾗ1(a)	The **K**yoto **P**rotocol, **Art**icle**2, パラグラフ1(a)**
EB01 Rep, p1 ﾊﾟﾗ1(a)	**E**xecutive **B**oard of the Clean Development Mechanism, **1**st Meeting **Rep**ort, **p**age**1 パラグラフ1(a)**
MP01 Rep, p1 ﾊﾟﾗ1(a)	**Rep**ort of the **1**st Meeting of the **M**ethodologies **P**anel, **p**age**1 パラグラフ1(a)**
PDD guidelines ver3, p1	**Guidelines** for Completing CDM-**PDD**, CDM-NMB and CDM-NMM **Ver**sion 03, **p**age **1**
SSC guidelines ver1, p1	**Guidelines** for Completing CDM-SSC-PDD and the forms for submission on methodologies for **small-scale CDM** project activities, **Ver**sion 01, **p**age **1**
Anx は Annex、Apx は Appendix、Att は Attachment、Ann は Annotation の略	

1. 京都議定書

1-1. 概要

◆京都議定書は、1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択された
◆気候変動枠組条約における附属書Ⅰ国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標(p6)を設定

温室効果ガスとして二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、HFCs、PFCs、SF_6の6種類を指定

附属書Ⅰ国の数値目標（総排出枠）は、2008～2012年の5年間（第1約束期間）に対して適用
- ☞基準年排出量と比べて、例えばEUは-8%、米国は-7%、日本は-6%
- ☞基準年排出量は1990年の温室効果ガスの排出量（HFCs、PFCs、SF_6については1995年の排出量としてもよい）
  ⇒ 市場経済移行国の二酸化炭素等の排出量については1990年以外の年を基準年としてもよい
- ☞基準年排出量と数値目標から、「割当量」を計算
- ☞国内における植林等の吸収源活動による二酸化炭素の吸収増大量については、排出枠として割当量に加えることが可能

気候変動枠組条約附属書Ⅰ国は、主に先進国であるが、ロシア・東欧等（市場経済移行国）を含む(p3)

◆附属書Ⅰ国の数値目標を達成するための補足的な仕組みとして、市場原理を活用する京都メカニズム（3つ）を導入

共同実施	クリーン開発メカニズム	国際排出量取引
（JI：Joint Implementation）	（CDM：Clean Development Mechanism）	（International Emissions Trading）
<京都議定書 第6条>	<京都議定書 第12条>	<京都議定書 第17条>

◆国だけでなく、事業者も京都メカニズムに参加することが可能
☞参加するためには、京都メカニズムへの参加資格を満たすことが必要(p58)

参考：地球温暖化係数（Global Warming Potential ：GWP）

異なる温室効果ガスについては、GWPを用いて二酸化炭素排出量に換算する。メタンのGWPは21、一酸化二窒素は310、HFCsは140～11,700、PFCsは6,500～9,200、SF_6は23,900となっている。つまりメタン1tの排出は、二酸化炭素21tの排出に相当する。GWPは、第1約束期間についてはIPCC第2次評価報告書に記載された値を用いる[CP/1997/7/Ad1, p31 ﾊﾟﾗ3]が、その後については最新の知見の獲得により変更される可能性がある。

1-2. 経緯

◆京都議定書に関する国際交渉の経緯

1992年5月
気候変動枠組条約の採択
☞ 条約の最終目標は“気候システムに対して危険な人為的干渉が及ぶことを防止する水準”に温室効果ガスの大気中濃度を安定化させること

1993年5月には日本が気候変動枠組条約を受諾

1994年3月
気候変動枠組条約が発効

法的拘束力のある温室効果ガス排出量の削減目標についての国際交渉
1997年の第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）までの合意を目標

1997年12月
COP3（京都会議）で**京都議定書**を採択

京都議定書の運用ルール（京都メカニズム含む）を巡る国際交渉

2001年7月
COP6パート2（ドイツ・ボン）で運用ルールの骨子を政治合意（**ボン合意**）

米国ブッシュ政権が2001年3月に議定書からの撤退を発表

2001年11月
COP7（モロッコ・マラケシュ）で運用ルールの法文書（**マラケシュ合意**）を採択
同時に第1回CDM理事会の開催

2002年6月には日本が京都議定書を締結

2003年12月
COP9（イタリア・ミラノ）で新規植林・再植林CDM（A/R CDM）の運用ルールの採択

2004年12月にロシアが京都議定書を批准

2005年2月
京都議定書が発効

参考：京都議定書の発効
京都議定書の発効には、気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国55カ国以上の批准と、批准した附属書Ⅰ国の1990年の二酸化炭素の排出量合計が、全附属書Ⅰ国の排出量合計の55%以上となることが必要である。これらの条件を満たして90日後に発効する。[KP Art25 パラ1]
☞ 2005年2月16日京都議定書は発効した
☞ 2005年3月23日現在の批准国は146 カ国、批准した附属書Ⅰ国の1990年の二酸化炭素の排出量合計は全附属書Ⅰ国の排出量合計の61.6%

1-3. 附属書Ⅰ国リスト

◆附属書Ⅰ国の温室効果ガス排出量の数値目標（基準年排出量比）は以下の通り

☞EU加盟国（15ヶ国）については京都議定書上の数値目標は-8%であるが、各国の数値目標を再配分しており（京都議定書で認められている）、その値を掲載している [Council decision of 25 April 2002 (2002/358/CE)]

EU加盟国（京都議定書採択時の15ヶ国）			市場経済移行国（EIT）			左記以外の国		
国	数値目標	1990年GHG排出量	国	数値目標	1990年GHG排出量	国	数値目標	1990年GHG排出量
ポルトガル	27.0%	58.4	ロシア	0%	3,050.0	アイスランド	10%	3.3
ギリシャ	25.0%	107.1	ウクライナ	0%	919.2	*オーストラリア*	8%	430.5
スペイン	15.0%	284.6	*クロアチア*	-5%	31.6	ノルウェー	1%	52.1
アイルランド	13.0%	53.4	ポーランド	-6%	564.4	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	0%	61.6
スウェーデン	4.0%	72.1	ルーマニア	-8%	262.8	カナダ	-6%	608.7
フィンランド	0.0%	76.8	チェコ	-8%	192.0	日本	-6%	1,187.3
フランス	0.0%	564.2	ブルガリア	-8%	141.8	*米国*	-7%	6,129.1
オランダ	-6.0%	211.4	ハンガリー	-6%	113.1	スイス	-8%	53.1
イタリア	-6.5%	509.1	スロバキア	-8%	72.4	ﾘﾋﾃﾝｼｭﾀｲﾝ	-8%	0.2
ベルギー	-7.5%	146.1	リトアニア	-8%	50.1	*モナコ*	-8%	0.1
英国	-12.5%	742.6	エストニア	-8%	43.5	*トルコ*		
オーストリア	-13.0%	77.7	ラトビア	-8%	28.9			
デンマーク	-21.0%	68.8	スロベニア	-8%	20.6			
ドイツ	-21.0%	1,246.8	ベラルーシ		126.6			
ルクセンブルク	-28.0%	13.4						
EU全体	-8.0%	4,231.4						

⇒ *斜体で示した国は、2005年3月現在、京都議定書を批准していない*

⇒ 各国の1990年温室効果ガス排出量（単位：百万t-CO_2）の出所は＜FCCC/CP/2004/5＞であり、これらの数字は基準年排出量とは異なる

⇒ 二酸化炭素等の排出量について1990年以外の年を基準年としている市場経済移行国は、ブルガリア（1988）、ハンガリー（1985～87平均）、ポーランド（1988）、ルーマニア（1989）、スロベニア（1986）

⇒ クロアチア、スロベニア、リヒテンシュタイン、モナコについては、京都議定書附属書B国として削減目標があるが、気候変動枠組条約附属書Ⅰ国ではない

◆非附属書Ⅰ国については、温室効果ガス排出量の数値目標はない

☞京都議定書を批准している非附属書Ⅰ国は121ヶ国となっている（2005年9月19日現在）

2. 京都メカニズムの概要

2-1. クリーン開発メカニズム（CDM）

◆ 温室効果ガス排出量の数値目標（総排出枠）が設定されている附属書Ⅰ国が関与して、数値目標が設定されていない非附属書Ⅰ国（途上国）において排出削減（又は吸収増大）プロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量（又は吸収増大量）に基づいてクレジットが発行される
- ☞ 実際にプロジェクトが行われる非附属書Ⅰ国をホスト国と呼ぶ
- ☞ CDMで発行されるクレジットをCER（Certified Emission Reduction）と呼ぶ [CDM M&P, p26 ﾊﾟﾗ1(b)]
- ☞ 排出削減はCDMプロジェクトがなかった場合に比べて追加的でなければならない [KP Art12 ﾊﾟﾗ5(c)]

◆ 附属書Ⅰ国は京都議定書の数値目標達成のために、CERを活用可能 [KP Art12 ﾊﾟﾗ3(b)]
- ☞ 結果として、附属書Ⅰ国の総排出枠の量が増大する
- ☞ CER発行には様々な審査が必要であり、第三者が関与し厳格に行われる

◆ 京都議定書の第1約束期間が始まる前にクレジットの発行が可能
- ☞ 2000年～2007年の排出削減量に基づいて発行されたクレジットについても、附属書Ⅰ国の数値目標達成に活用できる [KP Art12 ﾊﾟﾗ10]

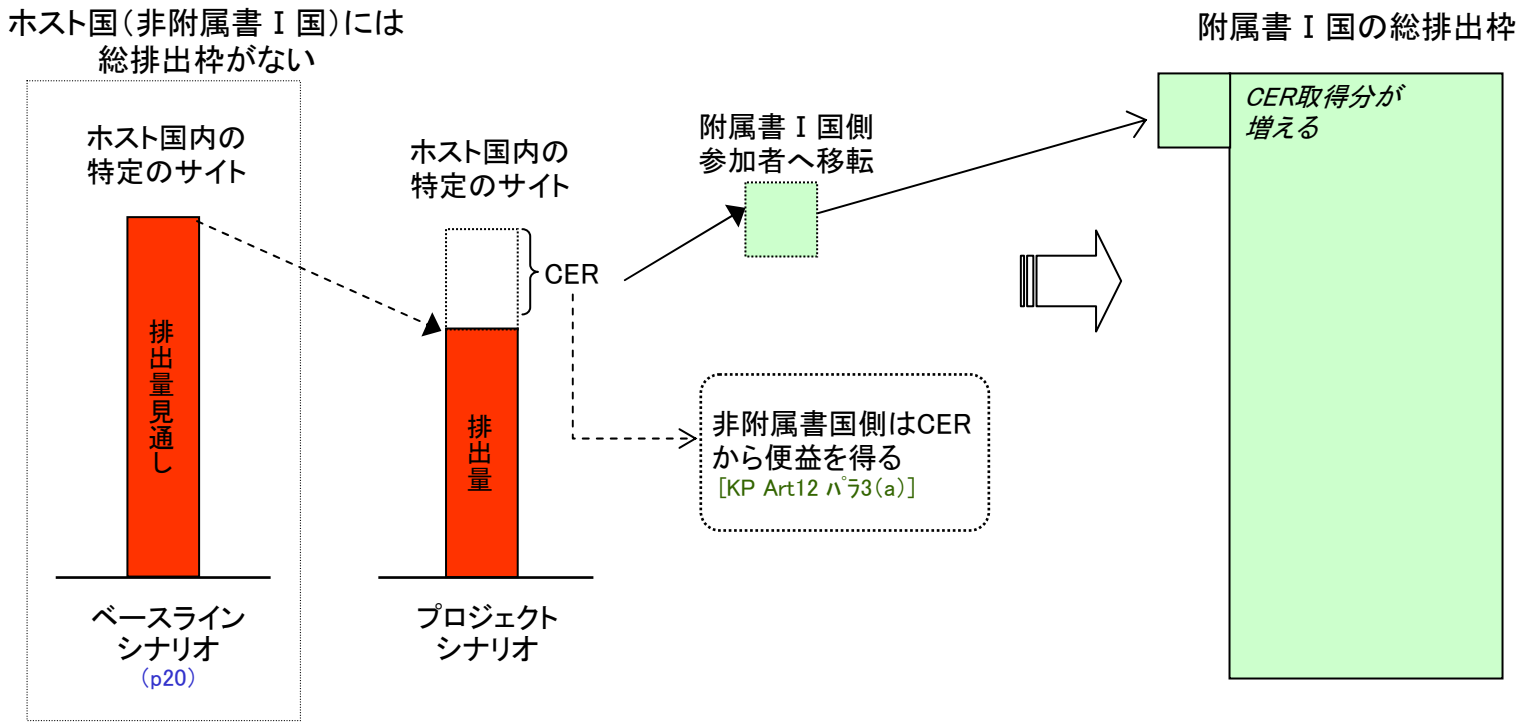

2-2. 共同実施（JI）

◆ 温室効果ガス排出量の数値目標が設定されている附属書Ⅰ国同士が協力して、附属書Ⅰ国内において排出削減（又は吸収増大）プロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量（又は吸収増大量）に基づいてクレジットが発行される
- ☞ 実際にプロジェクトが行われる国をホスト国と呼ぶ
- ☞ 共同実施で発行されるクレジットをERU（Emission Reduction Unit）と呼ぶ [CP/2001/13/Ad2, p8 ﾊﾟﾗ1(a)]
- ☞ 排出削減又は吸収増大は、JIプロジェクトがなかった場合に比べて追加的でなければならない [KP Art6 ﾊﾟﾗ1(b)]

◆ ERUは京都議定書の数値目標達成に向けて活用可能 [KP Art6 ﾊﾟﾗ1]
- ☞ 結果として、数値目標が設定されている（総排出枠が設定されている）附属書Ⅰ国間での排出枠の取得・移転になるため、附属書Ⅰ国全体としての総排出枠の量は変わらない

◆ ERUは2008年以降に発行される [CP/2001/13/Ad2, p6 ﾊﾟﾗ5]

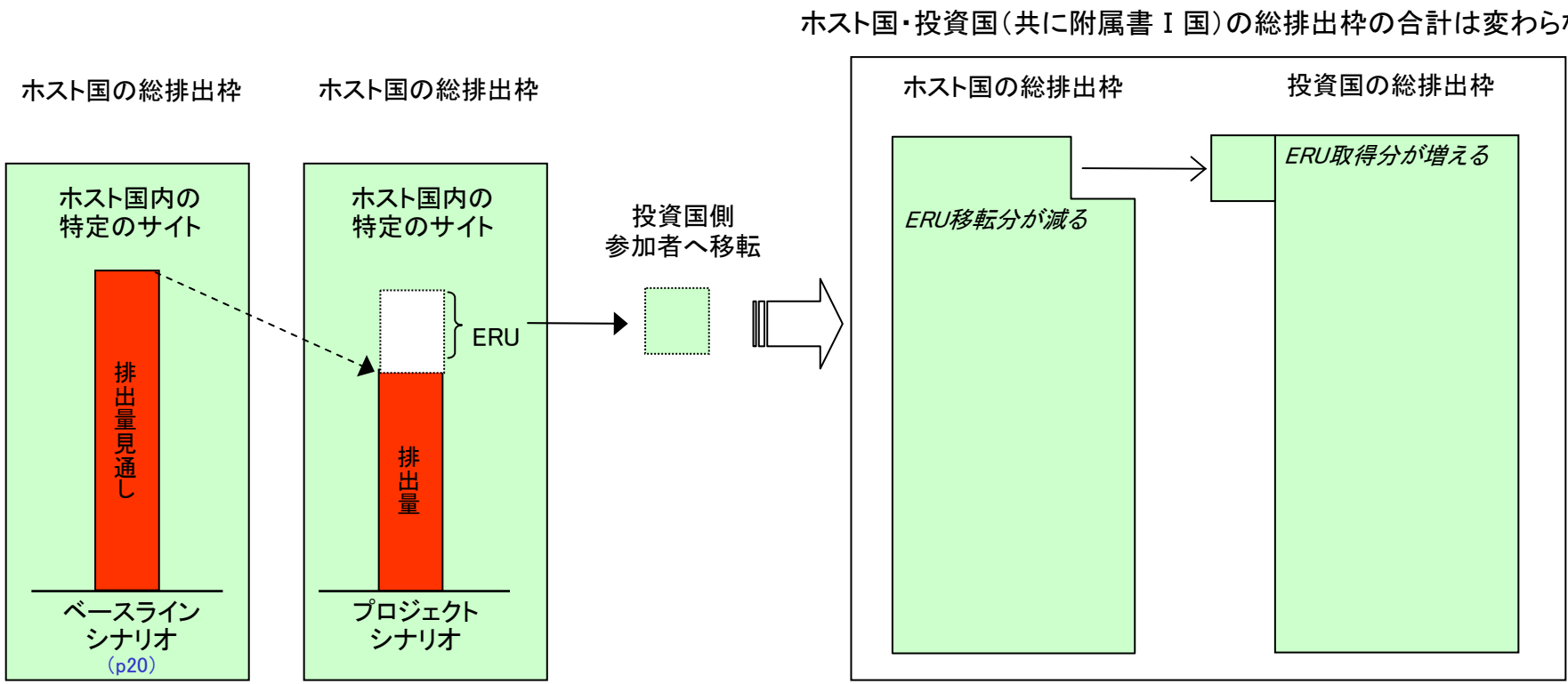

2-3. 国際排出量取引

◆ 温室効果ガス排出量の数値目標が設定されている附属書Ⅰ国間で、排出枠の取得・移転（取引）を行うこと
- ☞ 附属書Ⅰ国合計の総排出枠の量は変わらない
- ☞ 議定書附属書B国のみが国際排出量取引への参加が可能

◆ 市場メカニズムにより、目標達成のための全体費用を低下させることが可能となる（下図参照）

国際排出量取引がない場合

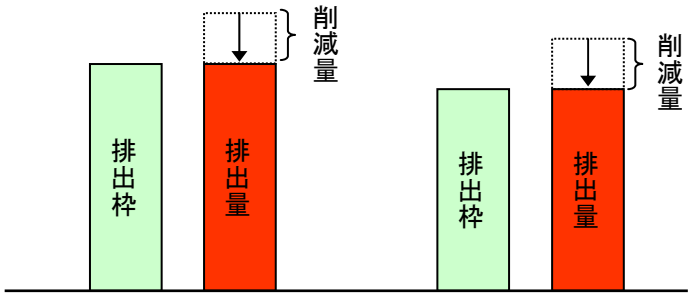

	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	−	−	−
取引後・総排出枠	10	8	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	2	2	4
削減対策単価	$200	$100	−
削減費用	$400	$200	$600
排出枠取引費用	−	−	−
目標達成費用	$400	$200	$600

国際排出量取引がある場合

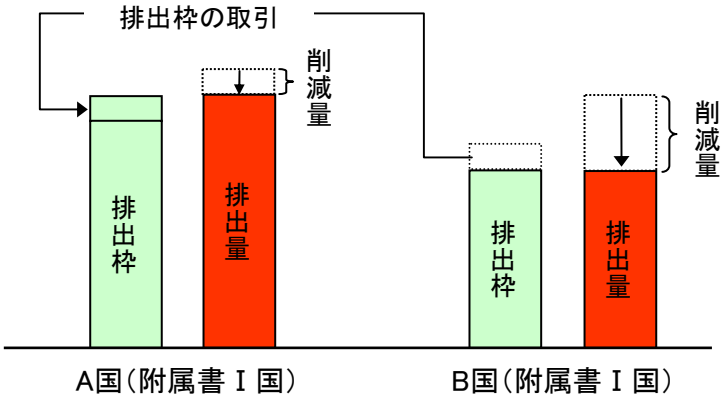

	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	1	−1	0
取引後・総排出枠	11	7	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	1	3	4
削減対策単価	$200	$100	−
削減費用	$200	$300	$500
排出枠取引費用	150	−150	0
目標達成費用	$350	$150	$500

（注）B国はA国に排出枠1単位を$150で販売するとした。
ただし、取引のために必要なコストは考慮していない。

◆ 国際排出量取引で取得・移転が行える排出枠・クレジット（京都ユニット）は、以下の5つ
- ☞ 割当量単位（Assigned Amount Unit ：AAU）[CP/2001/13/Ad2, p52 ﾊﾟﾗ1(c)]
  - ⇒附属書Ⅰ国の総割当量は、基準年排出量と数値目標から算定される
- ☞ （附属書Ⅰ国における）吸収源活動による吸収量（Removal unit ：RMU）[CP/2001/13/Ad2, p52 ﾊﾟﾗ1(d)]
  - ⇒附属書Ⅰ国の総吸収量は、新規植林・再植林 [CP/2001/13/Ad1, p58 ﾊﾟﾗ1(a)～(d)] 及び吸収源に関連した追加的活動 [CP/2001/13/Ad1, p58 ﾊﾟﾗ1(e)～(h)]による純吸収量から算定される
  - ⇒共同実施で発行されるクレジットであるERU（Emission Reduction Unit）
- ☞ CDMで発行されるクレジットであるCER（Certified Emission Reduction）
- ☞ 短期の期限付きクレジット（Temporary CER ：tCER）・長期の期限付きクレジット（long-term CER ：lCER）
  - ⇒tCER・lCERは新規植林と再植林CDMで発行されるクレジットである [CP/2003/6/Ad2, p16 ﾊﾟﾗ1(g)～(h)]

◆ 京都ユニットの最小取引単位は、1t-CO_2

◆ 第1約束期間末における各附属書Ⅰ国の温室効果ガスの総排出枠は以下の通り

各附属書Ⅰ国の総排出枠	＝	割当量単位（AAU）	＋	国内吸収量（RMU）	＋	共同実施及びCDMで発行されたクレジットの取得分（ERU+CER+tCER+lCER）	±	国際排出量取引による京都ユニットの取得・移転分

参考：繰り越し（Carry-over）

第1約束期間の追加期間末(p67)において、「総排出枠」＞「総排出量」となった場合、余剰の排出枠を次期約束期間に繰り越すことが可能である
[CP/2001/13/Ad2, p61 ﾊﾟﾗ15][CP/2001/13/Ad2, p64 ﾊﾟﾗ36]
- ☞追加期間とはCOP/MOP指定日より100日間 [CP/2001/13/Ad3, p74 XIII]
- ☞ただし、いくつかの制限がある(p60)

参考：tCERとlCER

tCER・lCERは、新規植林・再植林（A/R）CDMによる炭素吸収の非永続性に対応するために、最終的には失効する(p43)

3. CDMの手続きの流れ

3～11は、排出削減型の通常規模のCDMについての説明となっている（排出削減型の小規模CDMについては「12. 小規模CDM」を、新規植林・再植林CDMについては「13. A/R CDM」を参照）

(1) CDMプロジェクトの計画策定

◆ プロジェクト参加者がCDMプロジェクトの計画を策定する
☞CDMには様々な条件や留意事項(p17)があるため、それらをプロジェクトの計画策定段階から考慮することが必要

(2) プロジェクト設計書（PDD）の作成

◆ プロジェクト参加者がCDMのプロジェクト設計書（PDD）を作成する
☞プロジェクト設計書には標準書式があり、そこに示されている全ての項目に記入することが必要(p17・72)

(3) ホスト国を含む関係締約国による承認

◆ プロジェクト参加者がCDMとして実施を希望するプロジェクトについて、ホスト国を含む関係締約国のDNA（Designated National Authority：指定国家機関、p10）から書面による承認を得る
☞ホスト国の書面については「当該プロジェクト活動が持続可能な開発の達成に貢献する」という確認を含んでいることが必要 [CDM M&P, p35 ﾊﾟﾗ40(a)]
☞「関係締約国」とは、承認書面を発出する締約国のことを言う [PDD guidelines ver3, p10]
☞CDMプロジェクトの登録時においては、附属書Ⅰ国の関与がなくても可能 [EB18 Rep, p8 ﾊﾟﾗ57] (p15)
☞承認プロセスは各国によって異なる
⇒ 日本の承認プロセスは決定済み(p68)
◆ 関係締約国による書面による承認は、(1)(2)の段階でもよいし、(4)の有効化審査の後でもよい
☞ただし登録申請前には必要

(4) 有効化審査と登録

◆ プロジェクト参加者の作成したプロジェクト設計書をもとに、CDMとして適格かどうかを評価・判断する有効化審査（validation）が行われる [CDM M&P, p34 ﾊﾟﾗ35]
☞有効化審査はDOE（Designated Operational Entity：指定運営組織、p13）が行う
☞有効化審査の手順については、p28を参照
◆ 有効化審査によって適格であると判断されたプロジェクトが登録（registration）申請できる [CDM M&P, p34 ﾊﾟﾗ36]
☞登録はCDM理事会(p11)が行う
☞登録の手順については、p30を参照

(5) モニタリング

◆ プロジェクト参加者がCDMによる温室効果ガスの排出削減量の決定に必要なモニタリング（p25）を行う [CDM M&P, p38 ﾊﾟﾗ56][CDM M&P, p39 ﾊﾟﾗ58]
- ☞ モニタリングは、PDDに記載されているモニタリング計画に沿って行う
- ☞ プロジェクトからの温室効果ガス排出量とベースラインにおける温室効果ガス排出量の両方を測定・計算・推測するためのデータ収集と記録する

(6) CERの検証・認証

◆ モニタリング結果と排出削減量について定期的に検証（verification）される [CDM M&P, p39 ﾊﾟﾗ61]
- ☞ 検証はDOEが行う
- ☞ 検証の手順については、p32を参照

◆ 検証結果に基づき、排出削減量が書面によって正式に認証（certification）される [CDM M&P, p39 ﾊﾟﾗ61]
- ☞ 認証はDOEが行う
- ☞ 認証の手順については、p32を参照

(7) CERの発行

◆ CDM理事会により、DOEが認証した排出削減量に相当するCERが発行（issuance）される[CDM M&P, p40 ﾊﾟﾗ64]
- ☞ 発行の手順については、p34参照

◆ CERの発行は、2000年以降の排出削減量が対象となり得る [EB12 Rep Anx3, p1 ﾊﾟﾗ1(b)] (p26)

◆ 発行されたCERのうち2%分が「収益の一部（share of proceeds）」として、途上国支援に活用するために差し引かれる [CP/2001/13/Ad2, p23 ﾊﾟﾗ15(a)]

◆ CDM制度の運用経費に充てるための「収益の一部（share of proceeds）」が差し引かれる [CP/2001/13/Ad2, p23 ﾊﾟﾗ16]
- ☞ 上記の額について、CDM理事会はCOP/MOPに対して、CER当たり0.2米ドルとする勧告を行った [EB21 Rep Anx26, ﾊﾟﾗ2]

(8) CERの分配

◆ CERはプロジェクト参加者の間で分配される（p34）
- ☞ CERの分配については、プロジェクト参加者が決定する [PDD guidelines ver3, p11]

4. CDMの関連組織

4-1. COP/MOP（京都議定書の締約国会議）

COPはConference of the Partiesの略、MOPはMeeting of the Partiesの略

◆京都議定書の実施に関する最高意志決定機関で、CDMの実施に関しては、以下のような権限がある [CDM M&P, p26 ﾊﾟﾗ2～4]
- ☞ CDM全般のガイダンスを与える
- ☞ CDM理事会（Executive Board ：EB）の提言に基づいてCDMの手続き、その他必要事項について決定する
- ☞ CDM理事会が認定した組織をDOE（Designated Operational Entity：指定運営組織）に指定する
- ☞ CDM理事会の年次報告書を審査する
- ☞ CDMプロジェクトやDOEの地理的分布について検討する
- ☞ 必要に応じてCDMプロジェクトの資金調達を支援する

◆京都議定書発効後に第１回のCOP/MOPが開催されるまでは、気候変動枠組条約のCOPが役割を代行する [CP/2001/13/Ad2, p21 ﾊﾟﾗ2]

4-2. DNA（指定国家機関）

◆国や事業者がCDMに参加するためには、CDMのためのDNA（Designate National Authority：指定国家機関）が設立されていることが必要 [CDM M&P, p32 ﾊﾟﾗ29]

◆CDMプロジェクトに関係する国のDNAが、CDMに対する自主的な参加に関する承認書面を発出する
- ☞ ホスト国の承認書面には「当該プロジェクト活動が持続可能な開発の達成に貢献する」ということの確認が含まれていることが必要 [CDM M&P, p35 ﾊﾟﾗ40(a)]
- ☞ 承認のプロセスは各国によって異なる
- ☞ 日本のDNAは「京都メカニズム推進・活用会議」であり、承認プロセスも決定済み （p68）

4-3. CDM理事会

◆CDM理事会（Executive Board: EB）とは、CDMの実質的な管理・監督機関で、主に以下のような機能がある [CDM M&P, p27 ﾊﾟﾗ5]

- ☞ CDMの手続き、その他必要な事項について、COP/MOPに勧告を行う
- ☞ ベースライン(p18)設定、排出量のモニタリング(p25)、プロジェクトの境界（バウンダリー）(p25)設定等について新たな方法を承認する
- ☞ 小規模CDMの簡易化された方法、手順、定義を再審査し、必要に応じてCOP/MOPへの勧告を行う
- ☞ 運営組織（Operational Entity）の認定（accreditation）に際し責任を持ち、運営組織の指定（designation）を行うCOP/MOPへの勧告を行う。責任には以下を含む
  - ⇒ 認定の一時停止・取消・再認定に関する決定
  - ⇒ 認定手順・基準の運用(p13)
- ☞ 方法論案とガイダンスに関して技術的な報告書を作成・公開し、パブリックコメントを8週間以上の期間を設けて募集する
- ☞ CDM登録簿の開発・整備(p63)
- ☞ CDMプロジェクトの登録及びCER（Certified Emission Reduction）発行の再審査の実施手順について、COP/MOPの次の会合で採択するよう勧告する
  - ⇒ COP/MOPの採択までは、その手順が暫定的に適用される
- ☞ CDMプロジェクトを正式に登録（registration）する [CDM M&P, p34 ﾊﾟﾗ36]
- ☞ CDMプロジェクトによるCERを発行するためにCDM登録簿管理者に指示する [CDM M&P, p40 ﾊﾟﾗ66]　　他

◆CDM理事会の活動及び承認基準、手続き、方法論等CDMに関する公開情報については、インターネット<http://unfccc.int/cdm/>より入手可能である

CDM理事会の構成 [CDM M&P, p28 ﾊﾟﾗ7～12]

- ☞ 理事は京都議定書締約国からの10名で構成
  - ⇒国連定義の5地域代表の5名、附属書Ⅰ国2名、非附属書Ⅰ国2名、小島嶼国1名
  - ⇒国連定義の5地域とは、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、東欧、西欧他
  - ⇒結果として、（アジア地域代表が日本から選出されない限り）10名のうち附属書Ⅰ国から4名、非附属書Ⅰ国から6名となる
  - ⇒それぞれの理事について理事代理を置く
- ☞ 理事と理事代理は、上記の各地域毎で指名された後、COP/MOPによって選出される
  - ⇒欠員補充の際も同様
- ☞ 理事の任期は2年で、最大2期まで
  - ⇒ただし任期には理事代理としての期間は含めない
- ☞ 設立当初は理事と代理各5名の任期は3年、残りは2年の任期。その後、COP/MOPが毎年2年任期の理事と代理を各5名選出していく
- ☞ 議長と副議長は、附属書Ⅰ国及び非附属書Ⅰ国から1人ずつ選ぶ
  - ⇒毎年、附属書Ⅰ国の理事と非附属書Ⅰ国の理事とが交替で就任する
- ☞ 京都議定書発効後は議定書を批准していない国からは理事になれない [CP/2001/13/Ad2, p21 ﾊﾟﾗ 3(b)]
- ☞ 現在、日本からは藤冨正晴氏（アジア太平洋エネルギー研究センター所長）が理事代理に就任している

CDM理事会の開催・議決 [CDM M&P, p30 ﾊﾟﾗ13～16]

- ☞ 年に3回以上会合を開催
- ☞ 定足数は、附属書Ⅰ国、非附属書Ⅰ国それぞれ過半数以上が出席し、全体で3分の2（7名）以上の出席
- ☞ 議決は、原則として全会一致とするが、これが困難な場合には4分の3の多数決にて決定。なお棄権した理事は投票していないものと見なされる
- ☞ CDM理事会は、特に決定されない限り、オブザーバー参加が可能

4-4. パネル・ワーキンググループ

◆ CDM理事会は、その役割を果たしていく上で、専門家からなる委員会、パネル、ワーキンググループ等を設置できることになっている [CP/2001/13/Ad2, p30 ﾊﾟﾗ18]

◆ これまでに下記のパネル、ワーキンググループが設置されている <http://cdm.unfccc.int/EB/Panels>

CDM 理事会

ベースライン・モニタリング方法論パネル（方法論ﾊﾟﾈﾙ：Methodologies Panel）

[EB13 Rep Anx1]

◆方法論ﾊﾟﾈﾙには以下の役割がある
- ☞ 提案されたベースライン・モニタリング新方法論（NMs）についてCDM理事会に勧告を行う
- ☞ CDM理事会で承認済みのベースライン・モニタリング新方法論の再フォーマット案を作成する
- ☞ 以下のような事項について、CDM理事会での採択のために勧告を練る
  - ⇒プロジェクト設計書の改訂（特にベースライン・モニタリング関連部分）
  - ⇒小規模CDMの簡素化方法論の修正　他

◆方法論パネルはCDM理事会メンバー2名が議長・副議長を務め、公募により選出されたメンバー15名で構成される [EB19 Rep ﾊﾟﾗ43]
- ☞ さらにCDM理事会メンバー（又は代理）2名（附属書Ⅰ国と非附属書Ⅰ国出身）が議長・副議長の補佐を行う[EB19 Rep ﾊﾟﾗ18(c)]

吸収源CDMﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ（Working Group on Afforestation and Reforestation project activities：AR-WG）

[EB14 Rep Anx8]

◆吸収源CDMワーキンググループには以下の役割がある
- ☞ 提案された新規植林・再植林プロジェクトのベースライン・モニタリング新方法論についてCDM理事会に勧告を行う
- ☞ CDM理事会にて承認済みの新規植林・再植林プロジェクトのベースライン・モニタリング新方法論の再フォーマット案を作成する
- ☞ 以下のような事項について、CDM理事会での採択のために勧告を練る
  - ⇒新規植林・再植林ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ設計書の整備と改訂（ベースライン・モニタリング関連部分）　他

◆吸収源CDMワーキンググループはCDM理事会メンバー又は代理のうち2名が議長・副議長を務め、公募により選出されたメンバーと計5名で構成される

小規模CDMﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ（Working group to assist the EB in reviewing proposed methodologies and project categories for small-scale CDM project activities）

◆新たな小規模プロジェクトの分類、新たな簡易化されたベースライン・モニタリング方法案等についてCDM理事会に勧告を行う [EB15 Rep Anx11]

小規模CDMパネル（Panel to recommend draft simplified modalities and procedures for small-scale CDM project activities）

◆小規模CDMの「簡易化された手続き」の具体案を作成しCDM理事会に勧告を行う [TOT for SSC panel approved by the EB on 22 March 2002]
- ☞勧告済みで既に活動は完了している

CDM［運営組織］認定パネル（CDM Accreditation Panel ：CDM-AP）

◆以下についてCDM理事会に勧告を行う
- ☞ 運営組織（Operational Entity :OE）の認定（accreditation）
- ☞ DOE（Designated Operational Entity：指定運営組織）の指定の一時停止
- ☞ DOEの指定の取消
- ☞ DOEの再認定

◆CDM［運営組織］評価チーム（CDM Accreditation Assessment Team ：CDM-AT）の構成員の選出

◆CDM理事会メンバー又は代理のうち2名が議長・副議長を務め、公募により選出されたメンバーと計5名で構成される [EB03 Rep Anx1]

CDM［運営組織］評価チーム（CDM Accreditation Assessment Team ：CDM-AT）

◆DOE及びその候補の評価を行い、CDM認定ﾊﾟﾈﾙへの評価報告書を作成する

◆1チームはチームリーダー1名と最低2名のメンバーで構成され、1チーム1つずつの評価を担当する [EB09 Rep Anx1]

4-5. DOE（Designated Operational Entity：指定運営組織）

◆DOE（指定運営組織）とは、
- ☞ CDM理事会による認定（accreditation）を受け、COP/MOP（京都議定書の締約国会議）から指定（designation）される国内法人又は国際機関
- ☞ 以下の2つの機能を持っている
  - ⇒提案されたCDMプロジェクトについて有効化審査(p28)を行い、引き続き登録申請(p30)を行う
  - ⇒登録されたCDMプロジェクトの排出削減量を検証・認証し(p32) 、CDM理事会に対してCER（Certified Emission Reduction）(p4)発行の申請を行う

◆CDM理事会に要請すれば、1つのDOEが、あるプロジェクトの有効化審査からCERの検証・認証まで実施することが認められる場合がある [CDM M&P, p31 ﾊﾟﾗ27]

公式文書においては、DOEに関する用語として、以下が使用されている
- ☞組織（Entity） = 申請書提出前段階の組織
- ☞申請組織（Applicant entity：AE）= 申請書を提出した組織
- ☞指定運営組織（DOE）= COP/MOPに指定された組織

[CDM-ACCR-01, p2 footnote]

運営組織（OE）の認定手続き [CDM-ACCR-01, p2 ﾊﾟﾗ3]

◆CDM-AT(p12) が、（CDM-AP(p12)のガイダンスに従い）AE/DOEの詳細な評価を行い、不適合の特定やCDM-APへの報告を行う
- ☞ CDM-ATは、CDM理事会が本目的のために作成した専門家名簿から、CDM-APがメンバーを集めて結成する

◆CDM-APは、CDM-ATによって行われた評価結果に基づき、AEの認定についてCDM理事会への勧告を行う
- ☞ CDM-APは、DOEに対する臨時査察や、再認定、専門部門（sectoral scope）の追加についても、勧告を行う

◆CDM理事会は、AEの認定、及びCOP/MOPに対して（当該AEの）指定を勧告するかどうかについて、決定を行う

◆COP/MOPは、CDM理事会からの勧告に基づいて、運営組織の指定を行う

◆UNFCCC事務局は、認定手続きの実施について支援を行う

認定のための専門部門（Sectoral scope） [CDM-ACCR-01, p4 ﾊﾟﾗ6]
- ☞認定のための専門部門(p84)とは、（当該専門部門に関して）認定されたDOEが有効化審査、検証・認証を行うことのできる分野のこと
- ☞DOEは、認定されていない専門部門について有効化審査、検証・認証を行うことはできない

スポット・チェック [CDM-ACCR-01, p3 ﾊﾟﾗ5]
- ☞「スポット・チェック」とは、CDM-APとCDM-ATが関与して行う、DOEに対する臨時査察のこと
- ☞CDM理事会は、DOEが認定のための必要条件を満たしているかどうかを評価するために、いつでもスポット・チェックを行うことができる
- ☞スポット・チェックの結果に基づいて、CDM-APがCDM理事会に対して勧告を行う
- ☞CDM理事会は、スポット・チェックを受けたDOEの認定が有効かどうかの最終判断を行う

DOEの指定取消 [CDM M&P, p31 ﾊﾟﾗ21]

◆CDM理事会は、DOEの更新審査（3年毎）の結果、認定基準を満たしていないと判断した場合、COP/MOPに当該DOEの指定の一時停止・取消を勧告する（勧告内容は公表される）

- ☞ 勧告の前に、当該DOEに対し、聴聞の機会が与えられる
- ☞ CDM理事会が上記の勧告を行った場合、それは暫定的な効力を持ち、COP/MOPの最終決定がでるまで当該DOEは指定が一時的に停止・取消となる
- ☞ CDM理事会が上記の勧告を行った場合、当該組織はすぐに書面による通知を受ける
- ☞ CDM理事会の勧告及びCOP/MOPの最終決定の内容は公表される
  - ⇒ 最終決定の結果、認定基準を満たしていると判断された場合、指定の一時停止・取消が回復されると考えられる

DOEの指定の一時停止・取消による既存のCDMプロジェクトへの影響 [CDM M&P, p31 ﾊﾟﾗ22～24]

- ☞ 既に登録されているCDMプロジェクトの有効化審査、検証・認証を実施したDOEが、指定の一時停止・取消を受けても、当該DOEが作成した各種報告書（有効化審査報告書、検証報告書、認証報告書）に重大な欠陥がない限り、そのCDMプロジェクトに対する影響はない
  - ⇒「重大な欠陥」の定義は、特定されていない
- ☞ 重大な欠陥があった場合、CDM理事会が指定する別のDOEが、欠陥の再審査・訂正を実施する
  - ⇒再審査のための費用は、指定の一時停止・取消を受けた運営組織が負担する
- ☞ 再審査の結果、過剰なCERが発行されていたことが判明した場合、指定が一時停止・取消されたDOEが、再審査終了後30日以内に過剰発行分に相当する排出枠・クレジット（京都ユニット）を取得し、CDM登録簿の取消口座（cancellation account、p63）に入れなければならない
- ☞ 当該DOEの指定の一時停止・取り消しが既存のプロジェクトに影響を及ぼす場合、一時停止・取消の前に、影響を受けるプロジェクト参加者に対し、聴聞の機会が与えられる

4-6. プロジェクト参加者

◆CDMプロジェクトへの参加は自主的であることが必要 [CDM M&P, p32 ﾊﾟﾗ28]
◆プロジェクト参加者としては（a）締約国、又は（b）締約国の認可を受けた民間事業者及び公的機関が挙げられる [PDD guidelines ver3, p11]

締約国の参加
☞ CDMに参加する締約国はDNA（国家指定機関）を指定していることが必要 [CDM M&P, p32 ﾊﾟﾗ29]
☞ 京都議定書締約国であれば、非附属書Ⅰ国もCDMプロジェクトに参加可能 [CDM M&P, p32 ﾊﾟﾗ30]

民間事業者及び公的機関の参加
☞ 民間事業者及び公的機関の参加を認可した締約国が参加資格を持っている場合にのみ、それらの事業者・機関はCERを移転・取得することができる [CDM M&P, p33 ﾊﾟﾗ33]
☞ （CDMプロジェクトに関する）書面による承認は、DNAによる、特定のCDMプロジェクトへの参加に関する特定の事業者・機関への認可（authorization）を含むこと [PDD guidelines ver3, p5]

プロジェクト参加者の変更 [PDD guidelines ver3, p11]
☞ プロジェクト参加者の変更が生じた場合は、ただちに事務局を通じてCDM理事会に通知しなければならない
☞ プロジェクト参加者を変更するためには、過去やりとりしている全プロジェクト参加者と新規及び残りの参加者による、変更の同意に関する署名が必要
☞ 新規のプロジェクト参加者にも認可（authorization）が必要

ファンドによる参加 [PDD guidelines ver3, p5]
☞ 国際ファンドについては、それぞれの出資者のDNAから書面による承認を得ることは必ずしも必要ない。しかし、書面による承認を得ていない場合は、一部の権利や特典を放棄することになる可能性がある

関係締約国による承認 [PDD guidelines ver3, p5]
◆CDMプロジェクトの関係締約国のDNAは、次の事項を含む書面を発出することが必要
☞ 京都議定書を批准していること
☞ CDMプロジェクトへの参加への自主的参加を承認すること
☞ ホスト国（複数の場合もある）の場合、そのプロジェクトが当該ホスト国の「持続可能な開発」に貢献すること
◆書面による承認は「無条件」であることが必要
◆締約国の一通の承認書面により、複数のプロジェクトの承認が可能であるが、その場合は明確にそれらのプロジェクトについて記述されていることが必要
◆DOEは承認の書面を受け取ることが必要

☞ CDMプロジェクトの登録段階においては、附属書Ⅰ国の関与がなくても登録が可能である
☞ 上記のようなプロジェクトから生じたCER（CDM登録簿内の口座(p63)にあるもの）を附属書Ⅰ国が取得する（国別登録簿(p61)に移す）場合には、当該附属書Ⅰ国がCDM理事会に対して承認書面を提出することが必要 [EB18 Rep, p8 ﾊﾟﾗ57]

プロジェクト参加者とCDM理事会とのコミュニケーション手順
[PDD guidelines ver3, p9]

◆プロジェクト参加者とCDM理事会とのコミュニケーションの手順（例：プロジェクト参加者代表者の指定等）については、CDMプロジェクトの登録時(p30)に、全てのプロジェクト参加者によって署名された書面によって通知する

◆DOE（指定運営組織）によって登録申請(p30)された後は、プロジェクト参加者からの（及びプロジェクト参加者に対する）全ての公式的なコミュニケーションは、上記の手順に従って行わなければならない

◆上記の手順を変更する場合には、全てのプロジェクト参加者によって署名された新たな書面が、既存の手順に従って提出されなければならない

参考：情報の秘匿／工業所有権 [PDD guidelines ver3, p7]

CDMのプロジェクト参加者から、工業所有権又は秘匿として提供された情報については、（国の法律として要求される場合を除き）情報の提供者から書面による同意を得ない限り公開されない。ただし、追加性の決定、ベースライン方法論とその適用、環境影響評価のために使用される情報については、秘匿／著作として取り扱われない。

プロジェクト参加者は、秘匿／工業所有権の情報を含む文書を提出する場合、以下の2種類の文書を用意する。

☞公開できるよう、全ての秘匿／工業所有権の箇所を見えないようにした（例：黒で隠す）もの

☞文書を取り扱う全ての関係者（事務局、CDM理事会、パネル・ワーキンググループ、DOE、外部専門家等）によって厳秘として取り扱われる、全ての情報を含んでいるバージョン

5. CDMとしての要件

◆ CDMとして登録されるためにはいくつかの要件がある。したがって、CDMプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要

☞ CDMが非附属書Ⅰ国の持続可能な開発達成を支援すること [CP/2001/13/Ad2, p20]
⇒当該プロジェクトが「持続可能な開発貢献を支援する」かどうかについては、各ホスト国が判断する

☞ そのCDMプロジェクトがなかった場合と比べて、人為的な温室効果ガス排出量について追加的な削減(p19)をもたらすこと [CDM M&P, p36 ﾊﾟﾗ43]

☞ 原子力施設から生じたクレジットについては、国の数値目標の達成に活用することは控える [CP/2001/13/Ad2, p20]

☞ 吸収量増大プロジェクトの場合は、第1約束期間については新規植林・再植林プロジェクトに限定 [CP/2001/13/Ad2, p22 ﾊﾟﾗ7(a)] (p41)

☞ 附属書Ⅰ国からの公的資金を活用する場合、その資金はODA(政府開発援助)の流用であってはならない [CP/2001/13/Ad2, p20]
⇒附属書Ⅰ国が「その資金がODAの流用ではない」という確認を行う [PDD guidelines ver2, p16]

◆ CDMとして登録されるためには、必要な項目を含むプロジェクト設計書(PDD) (p72)を作成することが必要 [CP/2001/13/Ad2, p43 ﾊﾟﾗ72]

参考: CDMプロジェクト登録費用 [EB21 Rep Anx26]

☞ CDM参加者は登録の際、登録費用を支払う(p30)

☞ 登録料は、CDM制度の運用経費に充てるための「収益の一部(share of proceeds: SOP)」(p34)に、当該CDMプロジェクトのクレジット期間全体における平均年間排出削減量を乗じた額とする
⇒ CDM制度の運用経費に充てるためのSOPについて、CDM理事会はCOP/MOPに対して、CER当たり0.2米ドルとする勧告を行った

☞ 登録料は、CDM制度の運用経費に充てるためのSOP から差し引かれる
⇒ 結果として、登録料は、1年目に支払うCDM制度の運用経費に充てるためのSOPの前払いとなる

☞ プロジェクトが登録されなかった場合、支払った登録料のうち30,000米ドルを超える部分は払い戻される

☞ クレジット期間全体における平均年間排出量が15,000 tCO_2未満のCDMプロジェクトについては、登録料を支払う必要はない
⇒ ただし、CDM制度の運用経費に充てるためのSOPの支払いは必要

☞ 登録料及びCDM制度の運用経費に充てるためのSOPの見直しについては第3回COP/MOPにて検討される(将来の見直しの頻度を含む)

☞ CDM理事会は、植林・再植林CDMにおけるSOPについて、後日、勧告を行う

参考: CDMの手続きの改訂

[CP/2001/13/Ad2, p23 ﾊﾟﾗ19][CP/2001/13/Ad2, p25 ﾊﾟﾗ4]

☞ CDMの手続きに関する改訂はCOP/MOPの規定に従って決定される
⇒第1回目のレビューは第1約束期間終了後から1年以内に行う
⇒第1回目のレビューは、必要があればCDM理事会及び(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う
⇒その後のレビューは定期的に行う

☞ いかなる改訂も、既に登録されたCDMプロジェクトには影響を与えない

6. ベースライン

6-1. ベースラインの概念

◆ベースライン（シナリオ及び排出量）とは、提案するCDMプロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量のシナリオ
[CDM M&P, p36 パラ44]

☞ ベースライン排出量は、プロジェクト境界（バウンダリー）(p25)内の京都議定書附属書Aに記載されている全てのガス、部門、排出源区分からの排出量を入れること

☞ ベースライン・シナリオは、ホスト国の個々の状況により、将来の排出量が現在のレベルより高くなると予想されるシナリオもあり得る[CDM M&P, p37 パラ46]

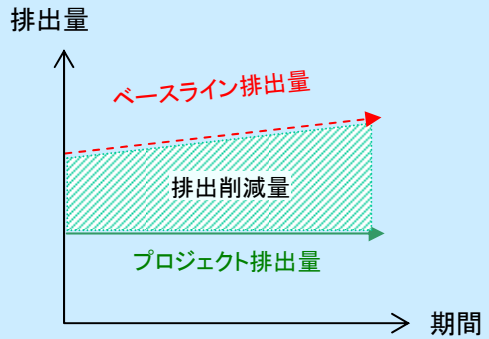

◆ベースライン排出量と、CDMプロジェクト実施後の温室効果ガス排出量（プロジェクト排出量）との差が、CDMプロジェクトによる排出削減量（すなわちクレジット量）となる

◆ベースライン排出量の計算のためには、まずベースライン・シナリオの特定(p20)が必要である

◆ベースライン（シナリオ及び排出量）は以下のように設定しなければならない[CDM M&P, p36 パラ45]

（a）承認済み方法論及び新方法論使用に関する規定に従っていること(p21)

（b）アプローチ・前提・方法論・パラメータ・データ出所・重要な要因・追加性の選択について、不確実性を考慮に入れつつ、透明な、かつ保守的に行うこと

⇒「透明な、かつ保守的な」とは、前提条件が明確に説明され、選択が実証されていること。変数及びパラメータの値に不確実性がある場合は、ベースラインの設定はCDMプロジェクトによる排出削減量を過大に評価しない場合にのみ保守的であるといえる（すなわち疑わしい場合は、低いベースラインにつながる値が採用されるべきである）[EB05 Rep Anx3, p2 パラ10(a)]

（c）個別のプロジェクト毎に設定すること

（d）小規模CDM(p35)については、そのために開発された簡易化されたルール・手続きに従うこと(p37)

（e）関連する国家・産業政策や状況を考慮に入れること（例：産業改革、現地燃料調達の可否、電源拡張計画、プロジェクトの産業における経済状況など）(p20)

6-2. 追加性

「**追加性**」はCDMにおいて最も重要な概念の一つである。以下には京都議定書、マラケシュ合意、CDM理事会報告の中で、**追加性**についてどのように記述されているかについて示す。またCDM理事会は、追加性を実証するための一般的な枠組みとして「追加性の実証・評価ツール(p76)」を決定済みである。ただしプロジェクト参加者は、追加性実証のためのその他のツールを提案してもよい。

◆排出削減は、提案するCDMプロジェクトがなかった場合の排出削減に比べて**追加的**でなければならない [KP Art12 ﾊﾟﾗ5(c)]

◆DOE(指定運営組織)は、契約に基づきプロジェクト設計書及び全ての関連文書を審査し、有効性審査のための要件として、提案されているプロジェクトがなかった場合と比べて、温室効果ガスの**追加的**な排出削減が予想されることを確認する [CDM M&P, p34 ﾊﾟﾗ37(d)]

◆登録されたCDMプロジェクトがなかった場合と比べて、温室効果ガスの排出が削減されれば、そのCDMプロジェクトは**追加的**である [CDM M&P, p36 ﾊﾟﾗ43]

ベースラインと追加性

☞ 提案される新方法論は、プロジェクト活動が**追加的**、すなわちベースライン・シナリオではないことを説明しなければならない。したがってプロジェクト参加者は、どのようにベースライン・シナリオを設定したのか、そしてベースライン方法論がどのようにプロジェクトの**追加性**を決定したのかについて記述する必要がある。 [EB09 Rep Anx3 ﾊﾟﾗ2]

☞ プロジェクト参加者は、COP決定やCDM用語解説で使用されていない用語や術語(環境**追加性**や投資**追加性**等)を使用することは控えなければならない [EB09 Rep Anx3 ﾊﾟﾗ3]

☞ ベースライン・シナリオを決定する根拠の一部として、方法論を通じて、プロジェクトが**追加的**でありベースライン・シナリオではないことを実証する説明が必要

☞ プロジェクトが**追加的**でありベースライン・シナリオではないことを実証するためのツールの例は下記の通り [EB10 Rep Anx1 ﾊﾟﾗ2]

(a)ベースラインの選択肢を狭めていくことのできるフローチャート又は一連の質問

(b)異なるベースライン選択肢に対する定量的・定性的評価及びプロジェクト実施以外の選択肢がより起こりやすいことの説明

(c)提案するプロジェクトが直面する一つ又は複数の障壁(例えば小規模CDMに示されているもの)に関する定量的・定性的評価

(d)プロジェクトの計画地域では、そのプロジェクトは一般的ではなく(例:同様のプロジェクトが起こる確率はX%未満)、締約国の法律・規制によって要求されているものでもないという説明

☞ そのプロジェクトがなぜ、どのように**追加的**であるか、すなわち選択したベースライン方法論に従いベースライン・シナリオでないことの説明は、以下を含む

⇒その方法論を適用したベースライン・シナリオの記述

⇒プロジェクト・シナリオの記述

⇒ベースライン・シナリオにおける排出量が、プロジェクト・シナリオにおける排出量を超えると考えられる理由の分析

[PDD guidelines ver3, p17]

参考: 遡及的にクレジットを要求するプロジェクト(p26)

☞ 遡及的(過去に遡って)クレジットを要求するプロジェクトについては、プロジェクト参加者は、当該プロジェクトの実施を決定した時点で利用可能だった情報をもとに、**追加性**を評価しなければならない [EB19 Rep, p7 ﾊﾟﾗ42]

6-3. ベースライン・シナリオ

◆ベースライン・シナリオとは、提案するCDMプロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量のシナリオ[PDD guidelines ver3, p7]。提案されるCDMプロジェクトの実施前の状況に応じて、いくつかの異なるシナリオが考えられる

☞ 現状維持はシナリオの一つとなり得る

☞ 提案されているCDMプロジェクトの実施も、その一つとなり得る

☞ その他いろいろなケースが考えられ得る

◆ベースライン方法論では、可能性の高い全てのベースライン・シナリオを叙述することが必要

◆異なるシナリオを詳しく述べるため、異なる要素を考慮しなければならない

☞ 例えば、国家・産業政策や状況、技術革新、投資障壁など[PDD guidelines ver3, p7]

ベースライン・シナリオの決定における国家・産業政策の扱いについて (p18) [EB16 Rep Anx3]

◆CDM理事会は、ベースライン・シナリオの決定において、国家・産業政策の取り扱いについて下記の4タイプに区別することに合意

“E+” タイプ
多量排出型技術又は燃料を優位にする既存の政策・規制

☞京都議定書の採択日（1997年12月11日）より前に導入された “E+”タイプの政策・規制は、ベースライン・シナリオ決定の際、考慮しなければならない

☞京都議定書の採択日以降に導入された “E+”タイプの政策・規制については、ベースライン・シナリオにおいてはそれらの政策・規制がないという仮定の状況で決定すべきである

“E−” タイプ
少量排出型技術を優位にする政策・規制

☞例：再生可能エネルギーの普及促進のための公的補助金、又は省エネルギープログラムに対する資金供与

☞CDM M&P採択日（2001年11月11日）以降に導入された“E−”タイプの政策・規制は、ベースライン・シナリオ決定に際して、考慮しなくてもよい
⇒ すなわち、ベースライン・シナリオはその政策・規制がないという仮定の状況で決定すべきである

“L+” タイプ
地域レベルでの環境負荷物質の低減を目的とした特定産業に対する強制的規制で、それが付随的に温室効果ガス排出量の少ない技術の採用/普及を妨げるもの

“L−” タイプ
地域レベルでの環境負荷物質の低減・省エネルギーを目的とした特定産業に対する強制的規制で、それが付随的に温室効果ガス排出量を削減するもの

☞方法論パネルが “L− /L+タイプ”の国家・産業の政策・規制についての追加的な勧告に関して、引き続き検討する

6-4. ベースライン方法論

◆特定されたベースライン・シナリオにおけるベースライン排出量は、プロジェクト参加者によって**承認された方法論**、又は**新方法論**に従って計算されなければならない
◆プロジェクト参加者は、どのような方法論でも、それを提案する機会が与えられる [PDD guidelines ver3, p6]

CDM理事会によって承認されたベースライン方法論は、関連するガイダンスと併せてUNFCCC CDMウェブサイト（http://unfccc.int/cdm）で公開される
[PDD guidelines ver3, p7]
☞DOE（指定運営組織）が、**承認された方法論**の適用可能性について質問を提出したい場合の手順についてはEB20 Rep Anx6を参照

DOEが、提案されるCDMプロジェクトが**新方法論**の使用を意図していると判断した場合、当該プロジェクトについて登録申請を行う前に、提案された方法論をCDM理事会に提出して、審査の上、承認されなければならない(p22)[EB20 Rep Anx2, p2 ﾊﾟﾗ2]

ベースラインアプローチ（CDM M&P パラ48）
◆CDMプロジェクトのベースライン方法論を選択する際、プロジェクト参加者は以下の中から最も最適なアプローチ（CDM M&Pパラ48）を選択し、その選択が適切であることを正当化しなければならない [CDM M&P, p37 ﾊﾟﾗ48]

（a）適用可能な場合、実際の又は過去の排出量

（b）投資障壁を考慮した上で、経済合理的な技術を採用した場合の排出量

（c）同様の社会・経済・環境・技術的な状況下で、過去5年に実施された類似のプロジェクト（かつ同じ分野で効率が上位20%に入っていること）からの平均排出量（詳細は[EB08 Rep Anx1 ﾊﾟﾗ4～5]参照）

☞CDM M&Pパラ48の（a）（b）（c）の間では、重複する部分があるという指摘があるが、パラ48は1つのアプローチが選択されるべきとしているので、提案者はベースライン排出量又はベースライン排出原単位の算定過程を最も良く反映したものを1つだけ選択しなければならない [EB10 Rep Anx1 ﾊﾟﾗ4]

1つ以上の方法論を適用するプロジェクト [EB08 Rep Anx1, p2 ﾊﾟﾗ6]
☞ あるCDMプロジェクトが異なったプロジェクト活動から組み合わされており、異なった方法論が必要な場合、プロジェクト参加者は1つのプロジェクト設計書で提出が可能であるが、それぞれの活動別に方法論に関する項目（CDM-PDDのA.4.2～4、B～E ）を作成しなければならない

活動量の低下 [EB08 Rep Anx1, p2 ﾊﾟﾗ7～9]
☞ ベースラインは、プロジェクト外の活動量の低下や不可抗力による活動量低下によってCERが得られることのないような方法であるべきとなっている[CDM M&P, p37 ﾊﾟﾗ47]。したがって、ベースラインの値は、アウトプットや製品生産量とリンクして定義されるべきである（例：アウトプット当たりCO_2排出量）。ただしプロジェクト参加者が、それらが適用できない理由や他の適当な選択肢を提示できる場合を除く。

「既存」及び「新規」の施設の取り扱いガイダンス [EB08 Rep Anx1, p2 ﾊﾟﾗ10]
☞ CDMプロジェクトにより既存施設の改良・改修を行う場合、既存施設の生産能力や設備寿命の範囲内で、ベースラインの設定を行う。CDMプロジェクトによる生産能力や設備寿命の増大分については、異なるベースラインを適用する。

ベースライン排出量の事後算定（ex post calculation）の説明 [EB10 Rep Anx1 ﾊﾟﾗ6, p1]
☞ ベースライン排出量の事後（ex post）算定は適切かつ正当な理由がある場合のみ用いることができる。その場合であっても、ベースライン排出量は事前にも算定し、CDM-PDD案の中で報告しなければならない

6-5. 新方法論提案の手順

<http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures/Pnm_proced_ver08.pdf>

(1) CDM理事会の承認を得るためベースライン・モニタリング新方法論を提案するプロジェクト参加者は、所定の書類（CDM-NMB 及び CDM-NMM）及びプロジェクト設計書案（関連する別紙を含め少なくともA～E項が完成されていること）を、最新のガイドラインに従い作成する

(2) DOE又はAEが、提案される新方法論について、その提出前に自主的な事前評価を実施する。事前評価が実施された場合、方法論パネルメンバーによる事前審査（(5)を参照）を実施する必要はない。

この場合、提出された新方法論は、以下の(3)(4)を完了した時点で、受理されたと見なされる

(3) 新方法論を提出するプロジェクト参加者に対してUS$1,000が課金される。
- ☞ 方法論が承認され、方法論開発の基となったプロジェクトがCDMプロジェクトとして登録された場合、登録料から課金分が差し引かれる
- ☞ 課金額は見直すこととし、必要であれば2006年の第3四半期に見直す
- ☞ 小規模CDM及び植林・再植林CDMにおいては適用しない

(4) UNFCCC事務局はDOE（指定運営組織）を通じて提出された「新方法論提案用紙（F-CDM-NM）」が正しく記入されているか、また書類が揃っているかどうかを確認する

(5) 事務局はその文書を方法論パネルのメンバー1名に送り、この委員が提案書を審査し、「新方法論評価用紙(F-CDM-NMas)」に記載されている事前評価のクライテリアに沿って、2段階の評価を行う
- ☞ 評価が2の場合、文書はプロジェクト参加者に返送される
- ☞ 評価が1の場合、文書はCDM理事会により受理されたものと見なされ、CDM理事会と方法論パネルによる検討のため事務局により送られる

審査した委員には半日分の日当が支払われる

新方法論提案の受理日

(6) 新方法論の提案を受理次第、事務局は新方法論をUNFCCC CDMウェブサイトで公開し、**15営業日**の間パブリックコメントを受け付ける

コメントには所定の用紙（F-CDM-NMpu）を使用する

(7) パブリックコメントは受領と同時に、方法論パネルに送られる。また受領したコメントは15営業日終了時に全て公開される。

(8) 新方法論の提案を受理次第、方法論パネルメンバー2名がアルファベット順に選出され、CDM理事会への方法論パネルとしての勧告案を作成する

この2名には、勧告案作成のため、1営業日分の日当が支払われる

(9) 方法論パネルの議長と副議長は、上記の2人のパネルメンバーの支援を得た上で、新方法論の提案受理後**7営業日以内**に、提案された方法論の有効性について書類審査（desk review）を担当する専門家2名を専門家名簿より選出する（うち1人を主任審査者とする）

主任審査者には3営業日分の日当、副審査者には2営業日分の日当が支払われる

(10) 各書類審査員は新方法論を受理後**10日営業日以内**に、主任審査者は「主任審査者用書類審査用紙（F-CDM-NMex_3d）、副審査者は「副審査者用書類審査用紙（F-CDM-NMex_2d）」を使用して、方法論パネルに対して独立した勧告を提出する

(11) 方法論パネルは（事務局及びDOEを通じて）、議長が決定した期限内にプロジェクト参加者に対して追加的な技術情報の提出を要請することがある

プロジェクト参加者から方法論パネルに提供された追加的な技術情報は、事務局が受領次第、CDM理事会に送付されるとともに公開される

(12) 方法論パネルは、「方法論パネル勧告用紙（F-CDM-NMmp」及び「方法論パネル勧告要約用紙（F-CDM-NMSUmp）」を用いて、新方法論の承認に関して予備勧告を作成する

(13) 方法論パネルは（事務局及びDOEを通じて）、プロジェクト参加者に予備勧告を送る

最新のF-CDM-Nmas、F-CDM-NMmp、F-CDM-NMex_3d、F-CDM-NMex_2d、F-CDM-NMmp、F-CDM-NMSUmpは<http://cdm.unfccc.int/Reference/Forms/Methodologies>より入手可能

6-4. 新方法論提案の手順

(12) 予備勧告を受け取った後**10営業日以内**に、プロジェクト参加者が(DOE及び事務局を通じて)方法論パネルに追加説明を提出する。技術的な追加説明は、CDM-NMB及びCDM-NMMの改訂(ハイライト表示で改訂場所がわかるようにする)を含むことが必要。追加説明は、事務局が受領次第、CDM理事会に送付されるとともに公開される。

(13 a) プロジェクト参加者が10日以内に追加説明を提出しない場合、又は予備勧告が新方法論を承認する内容である場合(Aケース)、又は非承認する内容である場合(Cケース)、予備勧告は最終勧告と見なされる

(13 b) プロジェクト参加者が予備勧告に関連する追加説明を提出した場合、方法論パネルは**次回会合**でそれらを検討し、CDM理事会への最終勧告を作成する

- ☞ 方法論パネルは可能であれば**次回会合**でCDM理事会への勧告を行う
- ☞ ただし新方法論の提案は、次回会合の少なくとも10週間前までに方法論パネルに提出されなければならない
- ☞ 新方法論提案の提出締切日までに10件以上の提出があった場合、方法論パネルの議長は何件の提案を次回方法論パネル会合で検討し、何件を延期するのかを決定する
- ☞ 新方法論の提案はUNFCCC事務局が受け取り、完成していると確認した順番に検討される
- ☞ CDM理事会は方法論パネルの作業量を考慮して、新方法論提案の提出締切日を変更することもある

(14) 最終勧告はCDM理事会に送られ、公表される

(15) CDM理事会は新方法論の承認に関する方法論パネル最終勧告の受領後、**次回会合**で新方法論を検討する

- ☞ CDM理事会は、新方法論受理日以降の**最初の**CDM理事会会合(又は**遅くとも4ヶ月を超えない**)までに審査を行う

CDM理事会で承認された方法論は、承認済み方法論(Approved Methodology: AM)として公開され、当該方法論を使用したプロジェクトの有効性審査や登録申請に進むことができる

CDM理事会が再提出を求めた場合(いわゆるB判定)、プロジェクト参加者は再提出する機会が与えられ、以下の手順で検討される

- ☞ CDM理事会から提示された事項、方法論パネルからの勧告を考慮した上で、要求された変更点についてプロジェクト参加者が対応し、修正された方法論を提出する
- ☞ 事務局は修正された提案を公開する
- ☞ 修正された提案は直接、方法論パネルによって再検討される(さらなる書類審査は行われない)
- ☞ 方法論パネルから、CDM理事会に対して勧告がなされる

- ☞ (いわゆるB判定となった)新方法論について、CDM理事会に修正して再提出することは、**1回のみ**可能
- ☞ **5ヶ月以内**に再提出されない場合、その新方法論は取り下げられたと見なされる

参考: 一時的な「負の排出削減」 [EB21 Rep, p5 ﾊﾟﾗ18]

☞ ある方法論におけるいくつかのケースにおいては、稼働の悪化やリーケージ増大等によって、ある年に一時的に「負の排出削減」を生じることがあり得る。このような場合、提案する新方法論においては、プロジェクトが一時的に「負の排出削減」となった場合には、その排出増大分について、その後の排出削減によって相殺された後でのみ、CERが発行されるようにする。

6-6. 承認済み方法論の改訂手順

[EB21 Rep Anx6]

(1)CDM理事会の承認を得るため承認済みベースライン・モニタリング方法論の改訂を提案するプロジェクト参加者は、「承認済み方法論改訂申請用紙(F-CDMAM-Rev)」及び方法論改定案(ハイライト表示で改訂場所がわかるようにする)、PDD案(関連する別紙を含めA～E項が完成されていること)をDOEに提出する

↓

(2)COP/MOPが承認済み方法論の改訂を要請した場合、当該方法論を使用することはできない。
プロジェクト参加者は、CDM理事会のガイダンスを考慮し、(COP/MOPから他の決定がない限り)この手順に従い方法論を改訂しなければならない。

↓

(3)DOE(指定運営組織)は、必要書類が揃い上記の必要事項が満たされているかどうかを確認後、書類をUNFCCC事務局に送付する

↓

(4)事務局は、DOEによって「承認済み方法論改訂提案用紙」が正しく記入されているか、書類が揃っているかどうかを確認の上、CDM理事会及び方法論パネルに送付する。承認済み方法論の改訂について申請があったことはUNFCCCウェブサイトで公表される。

CDM理事会による承認済み方法論改訂案の受理日

↓

(5)方法論パネルは、方法論パネルの検討事項の期限や予定、CDM理事会に設定された優先事項を考慮しつつ、可能であれば**次回会合**にて改訂案を検討し、提案された改定案が検討に値するかどうかについてCDM理事会に勧告を行う

(6)CDM理事会は、方法論の改訂について検討すると決定した場合、方法論パネルに対して、さらなる分析を行いCDM理事会の**次々回会合**までに勧告を用意するよう要求する

↓

(7)方法論の提案内容にもよるが、CDM理事会は、改定案について**15営業日**の間パブリックコメントを受け付けるよう事務局に要請することがある

↓

(8)方法論パネルの議長・副議長の指示に従い、方法論パネルから最大2名が選ばれ、方法論パネルとしての勧告案を作成する

選ばれたパネルメンバーに対して、2営業日分の日当が支払われる

↓

(9)方法論パネルは、正当な根拠に基づいて、承認済み方法論を改訂すべきか、又は軽微な変更等をした上でそのまま有効とすべきか、について勧告を行う。
また方法論パネルは、新方法論の精査を通じて獲得した経験に基づき、承認プロセスに整合性を持たせるために、承認済み方法論の再審査を勧告してもよい。

↓

(10)CDM理事会は、方法論パネルからの勧告について、**次回会合**にて検討を行う

↓

(11)CDM理事会が承認済み方法論の改訂を認めた場合、既存の承認済み方法論は置換される

参考: 承認済み方法論の改訂の効力

- ☞ 承認済み方法論の改訂は、改訂が有効となった日の翌日以降に登録されたプロジェクトに対してのみ適用される
- ☞ 改訂が有効となった日とは、CDM理事会が合意した日・時間(ボン時間)である(レポートの採択日ではない)
- ☞ 改訂は、登録済みのCDMプロジェクトのクレジット期間、及び改訂日より前に既存の承認済み方法論を用いて登録申請してある又は方法論の改訂から4週間以内に申請したプロジェクトには影響しない

- ☞ CDM理事会が、方法論が改訂された場合の影響が甚大であると考慮した場合、当該方法論の使用を「保留」とすることがある(ただちに効力がある)
- ☞ 当該方法論を使用しようとしていたプロジェクトで、まだ登録申請していない場合、「保留」となってから**4週間以内**に登録申請することが必要である。それ以降は、CDM理事会が改訂に関する決定を行うまで、当該方法論を使用することはできない
- ☞ CDM理事会が方法論を「保留」した場合、その改訂については、「保留」とした時から**3回目**のCDM理事会までに行う必要がある

7. PDD（プロジェクト設計書）の主な項目

7-1. プロジェクト・バウンダリーとリーケージ

プロジェクトの境界（バウンダリー）

◆プロジェクトのバウンダリーとは、プロジェクト参加者の管理下にあって、顕著で、当該プロジェクトの実施に起因する、全ての人為的な温室効果ガス排出源 [CDM M&P, p37 パラ52]

☞ 方法論パネルは、「プロジェクト参加者の管理下」、「顕著な」かつ「当該プロジェクト実施に起因する」の定義を決定しなければならない [PDD guidelines ver3, p10]

☞ これらの定義が未決定のため、プロジェクト参加者がベースライン新方法論（CDM-NMB）(p74)やモニタリング新方法論（CDM-NMM）(p75)を提案する際に、それらの解釈を説明することとなっている

リーケージ

☞ リーケージとは、当該CDMプロジェクトの実施により生じる、プロジェクト・バウンダリー外での温室効果ガス排出量の純変化[CDM M&P, p37 パラ51] で、計測可能で当該プロジェクトに起因するもの [PDD guidelines ver3, p9]

☞ リーケージによる排出増加量は、プロジェクト・バウンダリー内の排出削減量から差し引かれる [CDM M&P, p37 パラ50]

7-2. モニタリング

◆モニタリングとは、ベースラインを決定するために必要なデータを収集・保管、プロジェクト・バウンダリー内の温室効果ガス排出量とリーケージを測定すること [PDD guidelines ver3, p9]

◆提案するCDMプロジェクトのモニタリング計画は、CDM理事会によって承認されている方法論、又は新たな方法論に基づいていることが必要 [CDM M&P, p38 パラ54]

☞ CDM理事会による承認済みモニタリング方法論は、関連するガイダンスとともに公表される [PDD guidelines ver3, p9]

☞ プロジェクト参加者は新たなモニタリング方法論を提案してもよい。モニタリング方法論を開発する際の第1段階としては、関連する産業分野で良い実績のあるモニタリングを念頭において、適切な方法を選択することである

☞ プロジェクト参加者がモニタリング新方法論を提案する場合、、「新ベースライン方法論（CDM-NMB）」と「新モニタリング方法論（CDM-NMM）」、及び提案するプロジェクトに対して新方法論が適用できることを実証するため、A～E項を記入したCDM-PDDをDOE（指定運営組織）に提出しなければならない。

⇒ 新モニタリング方法論の提出の手順は、新ベースライン方法論と同様(p22)

7-3. クレジット期間

◆クレジット（CER）はプロジェクト登録日以降のクレジット期間に対してのみ発行される [CP/2001/13/Ad2, p23 ﾊﾟﾗ12]

◆プロジェクト参加者は、次のいずれかのクレジット期間を選択する [CDM M&P, p37 ﾊﾟﾗ49]

☞ 最大7年間（2回更新可能：最長21年間）

⇒それぞれの更新の際に、DOE（指定運営組織）が既存のベースラインの維持、又は適用可能な新たなデータに基づいてベースラインの再設定について判断し、CDM理事会に通知する

☞ 最大10年間（更新なし）

クレジット期間の遡及性について

☞ 2000年1月1日から最初のCDMプロジェクトが登録された日（2004年11月18日）までの間に開始されたプロジェクトは、クレジット期間の開始日を登録日より遡ることができる [CP/2001/13/Ad2, p23 ﾊﾟﾗ13] [CP/2003/6/Ad2, p5 ﾊﾟﾗ1(c)]

⇒ただし2005年末までに登録申請している場合のみ

☞「プロジェクトの開始」の定義は、プロジェクトの実施、又は建設、又は実際の行動を開始した日 [PDD guidelines ver3, p11]

⇒2000年1月1日から最初のCDMプロジェクトが登録された日（2004年11月18日）までの間に開始され、2005年末までに登録申請したプロジェクトについては、登録申請の際、その期間内に開始したことを示す文書を提出しなければならない

☞ CDMプロジェクトの開始日は、当該プロジェクトのクレジット期間の開始日と同じである必要はない。したがって、2000年1月1日以降に開始されたプロジェクトは、2006年以降に有効化されCDMプロジェクトとして登録されることは可能である。 [EB21 Rep, p10 ﾊﾟﾗ63]

最大10年間（更新なし）

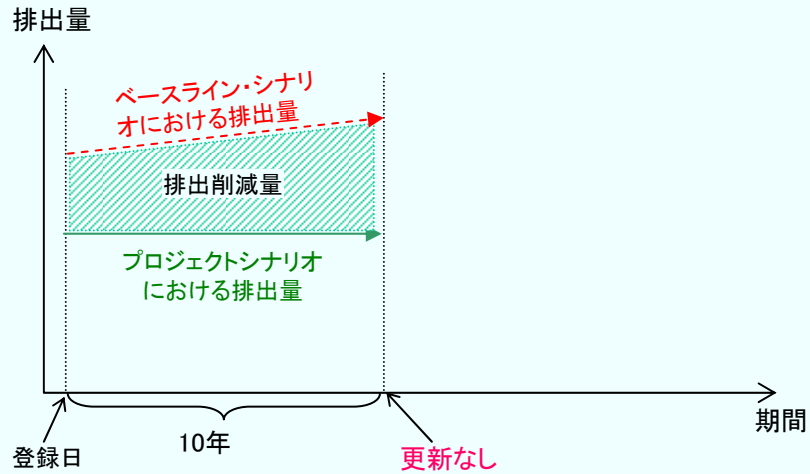

最大7年間（2回更新可能：最長21年間）

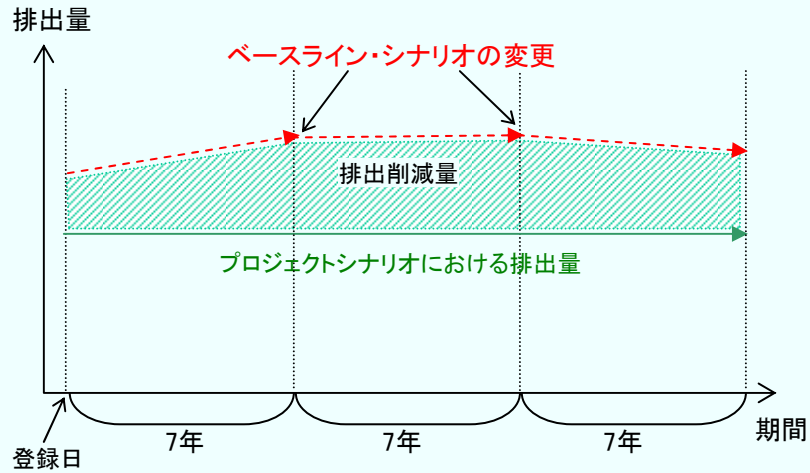

クレジット期間の更新に必要な文書と手続き [EB20 Rep Anx7]

◆CDMプロジェクトの2回目、3回目のクレジット期間の開始時には、次の2つの点が必要

継続するベースラインの有効性の評価

☞ DOE（指定運営組織）は、承認された方法論を用いて、特定されているベースライン・シナリオが、（提案するCDMプロジェクトがなかったとした場合に）最も起こりうるシナリオであるかどうかを検証しなければならない

☞ DOEは、改訂されたベースライン排出量と比べて、CDMプロジェクトからの排出量の方が引き続き低いかどうかを検証しなければならない

⇒ 改訂されたベースライン排出量の方が、プロジェクトからの排出量よりも低ければ、そのプロジェクトは追加的とは見なされず、排出削減を実現しない

☞ 新たなクレジット期間の開始時において、関連する国家／産業政策が、前のクレジット期間から変更がないかどうかを調べなければならない

⇒ プロジェクトの開始時においてはその活動内容が規制による義務ではなかったが、2回目、3回目のクレジット期間の開始時においては規制が開始され、プロジェクトで採用されている技術や同種の活動を強制している場合、新たな規制（プロジェクトの開始時に導入されたもの）が既存の施設に対して適用されるのかどうかを調べなければならない

⇒ 新たな規制が、既存のCDMプロジェクトに対して適用される場合、これらの規制を考慮した上でベースラインを再審査することが必要

⇒ これらの評価は、DOEによって行われなければならない

ベースラインの更新

☞ 2回目、3回目のクレジット期間の開始時にベースラインを更新するに際して、ベースライン排出量を計算するための方法論を変更してはならない

☞ しかしながら、ベースライン排出量を更新するために必要な新たなデータを使用する

⇒ 例えば、1回目のクレジット期間におけるベースライン排出量の計算のために「直近3年間の平均値」を使用した場合、次のクレジット期間においては、そのクレジット期間の開始時における直近3年間の平均排出量を用いてベースラインを更新する

☞ 排出係数を事前（ex ante）に決定するベースライン（かつクレジット期間の間に更新しない）の場合、次期クレジット期間においては排出係数を更新することが必要

⇒ ただし、ベースラインを定期的に更新する場合には不要

⇒ いずれにしても、ベースライン排出量を更新する際に、CDMプロジェクトそのものは含める必要はない

☞ プロジェクト参加者は、新たな規制によるベースライン排出量への影響について評価し、取り込まなければならない。DOEはこれらを検証しなければならない

8. CDMプロジェクトの有効化審査

8-1. 有効化審査（validation）の手順

<http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures>[Version 4 / June 2005]

プロジェクト参加者	DOE（指定運営組織）	気候変動枠組条約事務局（UNFCCC事務局）
(1) 公開されているリストの中からDOEを選定・契約する [CDM M&P, p34 パラ37]	(3) CDMとしての要件が満たされているかどうかを審査する（p29）[CDM M&P, p34 パラ37]	
(2) 選定したDOEに対し、プロジェクト設計書（PDD）・関連書類を提出する	(4) プロジェクト設計書をPDF形式で公表する（UNFCCC CDMウェブサイトにリンクしたサイト、又はUNFCCC CDMウェブサイト上にて）。 その上で以下の情報を公表する。 (a) プロジェクト名 (b) PDDが掲載されているウェブサイトのアドレス又はPDDそのもの	(5 a) DOEが全ての分野で認定されている場合、UNFCCCのウェブサイトからDOEのウェブサイトにリンクを貼るか、UNFCCCのウェブサイトにPDDを掲載する (5 b) DOEが全ての分野で認定されていない場合、事務局は**3日**以内に、提案されているプロジェクトがDOEの立会審査（witnessing）機会とできるかどうかについて判断する。できると判断した場合、上記(5 a)となる。できないと判断した場合には、事務局がその他の適切な認定手順を開始する。
	(6) 締約国、利害関係者、認定されたNGOからのコメントを**30日間**受け付ける [CDM M&P, p35 パラ40(c)] とともに、コメントがあった場合、その受理を直ちに通知する	
	(7) 電子メールやファックスなどを用いてコメントをどのようにやりとりしたのか詳細を明記し、コメント受付期間終了時に全てのコメントを公表する	
	(8) 有効性を判断 [CDM M&P, p35 パラ40(d)]	
適切な見直しを行えば、当該プロジェクトについて、再度、有効化審査・登録の手続きを行うことが可能 [CDM M&P, p36 パラ42]	No：プロジェクト参加者に理由を通知する	Yes：(9) プロジェクト参加者に、有効性の確認と、CDM理事会への有効化審査報告書の提出日程を通知する [CDM M&P, p35 パラ40(e)]
		登録の手順へ

8-2. 有効化審査（validation）の要件

◆プロジェクト参加者により選定されたDOE（指定運営組織）は、契約に基づきプロジェクト設計書及び全ての関連文書を審査し、有効化審査のための要件（以下参照）が満たされているかを確認する [CDM M&P, p34 ﾊﾟﾗ37]

☞CDMに参加するための以下の条件が満たされていること

⇒CDMプロジェクトへの参加が自主的であること

⇒締約国がCDMに参加する場合、DNA（指定国家機関）を設立していること

⇒非附属書Ⅰ国であっても、京都議定書締約国であればCDMプロジェクトに参加することが可能

☞地元利害関係者のコメントを募り、受け取ったコメントの要約の提出、コメントに対してどのように適切な考慮を行ったのかについてDOEへの報告書が提出されていること

☞環境影響分析、又はホスト締約国の要請に沿った環境影響評価に関する文書がDOEに提出されていること

☞提案されているプロジェクトがなかった場合と比して、温室効果ガスの追加的な排出削減が予想されること

☞ベースライン・モニタリング方法論が、CDM理事会によって既に承認済み方法論の要件又は新方法論を構築する方法や手順に関する要件を満たしていること

☞モニタリング・検証・報告に関して、CDMのルールや関連するCOP/MOPの決定に従っていること

☞その他のCDMルール、COP/MOPやCDM理事会による関連する全ての決定に従っていること

有効化審査報告書（Validation Report）

◆有効化審査報告書に関してDOEは以下のことを行うことが必要 [CDM M&P, p35 ﾊﾟﾗ40]

☞ CDM理事会への有効化審査報告書の提出の前に、ホスト国による「当該プロジェクト活動が持続可能な開発の達成に貢献する」という確認を含め、関係締約国のDNAから書面による自主的参加の承認 を受け取っていること

☞ 守秘義務(p16)に関する規定に従いPDDを公表すること

☞ 提案されたプロジェクトの有効性を決定した場合、PDD、ホスト締約国の書面による承認、受け取ったコメントへの対応についての説明を含む有効化審査報告書によって、CDM理事会に登録申請を提出すること

☞ CDM理事会に提出した後、有効化審査報告書を公表すること

9. CDMプロジェクトの登録

9-1. 登録の手順

[CP/2003/6/Ad2, p9 Anx2][EB14 Rep Anx7]

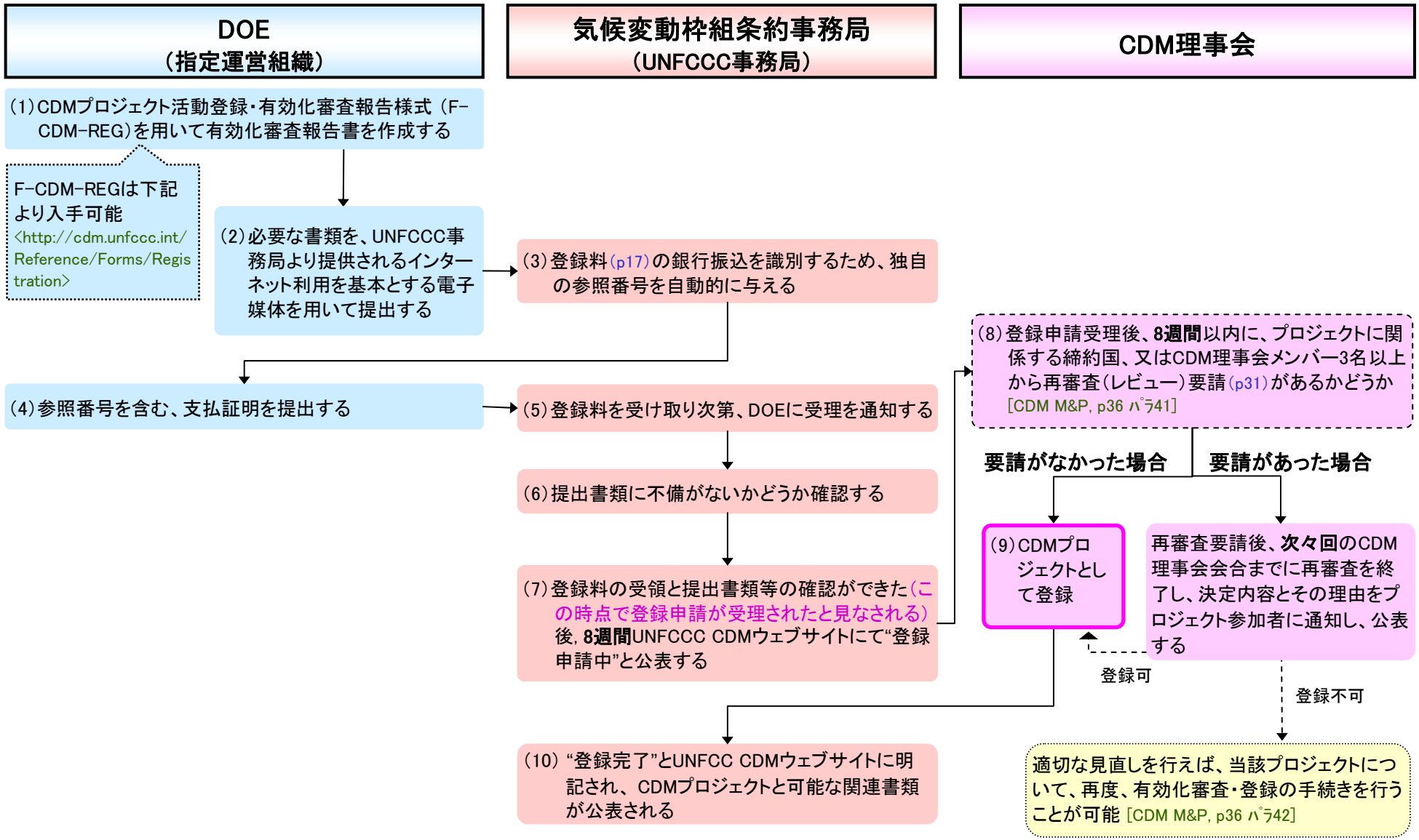

9-2. 登録再審査の手順 [EB16 Rep Anx5]

CDM理事会はCDMプロジェクトの登録とCERの発行を再審査（レビュー）するための実施手順をCOP/MOP次回会合で採択するようCOP/MOPに対して勧告を行う。COP/MOPの採択までは、その手順が暫定的に適用される。[CDM M&P, p28 パラ5(o)]

(1) 再審査の要請 (p30)

プロジェクトの関係締約国より
関連するDNA（指定国家機関）が正式な連絡方法（例えば、公式レターと署名又は専用メールを利用する等）を用いて、再審査の要請をUNFCCC事務局を通してCDM理事会に送る

CDM理事会メンバーより
再審査の要請をCDM理事会に通知する

↓

事務局は再審査の要請を受領後、直ちにCDM理事会に要請を転送する

↓

提案されたプロジェクトについて、関係締約国又はCDM理事会メンバー3名より再審査の要請があった場合、直ちに以下のことが行われる

(a) プロジェクトの再審査についての検討が次回のCDM理事会会合の議事に含まれる
(b) CDM理事会は再審査の要請があったことをプロジェクト参加者とDOE（指定運営組織）に通知し、再審査の要請が検討される次回以降のCDM理事会会合の日程と開催場所についても知らせる。再審査のプロセスに関心のある利害関係者は、CDM理事会に出席する機会が与えられる。
(c) プロジェクト参加者とDOEは再審査プロセスのための連絡担当者を置かなければならない
(d) 登録申請されているプロジェクトについて、UNFCCC CDMウェブサイト上で"「再審査中」と表示され、UNFCCC CDMニュースで通知される

再審査は有効化審査要件に関連する事項でなければならず、かつ要請は具体的でなければならない

再審査の要請には「CDMプロジェクト登録再審査用紙（F-CDM-RR）及び補完的な文書により行い、要請理由もつける

再審査の要請を事務局が受理した日付が、CDM理事会により受理された日となる。またCDMプロジェクトの登録申請を受理して**8週間後の17時（GMT）以降**の要請については検討の対象とはならない

F-CDM-RRは下記より入手可能
<http://cdm.unfccc.int/Reference/Forms/Registration>

(2) 再審査の範囲と方法

- CDM理事会は再審査を実施するか、又はCDMプロジェクトとして登録するか、次回会合で検討、決定する
- CDM理事会が再審査の実施を決定した場合、同会合において再審査の範囲と再審査チームの構成を決定する。その構成メンバーはCDM理事会より2名と必要に応じ外部専門家より構成される
- 再審査チームはDOEとプロジェクト参加者に更なる情報提供を要請し、受け取った情報を分析する

(3) 再審査のプロセス

- 再審査の範囲に関するCDM理事会の決定はCDM理事会報告書の一部として公表される
- 更なる情報提供の要請はDOEとプロジェクト参加者に送付される。その要請の受理後**5日以内**に事務局を通じて再審査チームに回答が提出されなければならない。
- CDM理事会メンバー2名は少なくとも次回会合の**2週間前**までに勧告を作成する

(4) 再審査の決定

- 再審査は、再審査要請後、**次々回**のCDM理事会会合までに終了しなければならない
- CDM理事会は、当該プロジェクトを登録する、登録を行う前にDOEとプロジェクト参加者に対して訂正を要請する、登録を拒否する、のうちいずれかの決定を行う
- CDM理事会は決定を一般に公開しなければならない
- 再審査がDOEの能力に関する問題を指摘している場合、CDM理事会はDOEのスポットチェックを行うかどうか検討する

参考：再審査要求の費用
CDM理事会は再審査にかかる費用を負担する。理事会が登録を拒否する場合で、かつDOEの不法行為・不適当が明らかになった場合には、DOEが費用を補償する。ただし、この条項は実際の費用を見て再検討する。

10. CERの検証・認証・発行

10-1. CERの検証・認証・発行の手順

プロジェクト参加者

(1)検証・認証を行うDOE(指定運営組織※)を選定し、契約する [CDM M&P, p39 パラ62]

(2)モニタリング報告書をDOEに提出

※CDM理事会に要請すれば、1つのDOEが、プロジェクトの有効化審査からCERの検証・認証まで実施することが認められる場合がある [CDM M&P, p32 パラ27(e)]

提出の時期と頻度については、公文書には明記されていない

DOE(指定運営組織)

(3)モニタリング報告書を公表 [CDM M&P, p39 パラ40(g)]

(4)検証(verification)の実施 [CDM M&P, p39 パラ62(a)～(g)]
- ☞ PDDとの整合性の確認
- ☞ 必要に応じて現地調査(記録のチェック、プロジェクト参加者・地元利害関係者へのインタビュー、計測機器の正確性の確認等)
- ☞ モニタリング結果を審査し、モニタリング方法が正しく適用されているかどうかを検証
- ☞ 必要があれば、将来のクレジット期間に対するモニタリング方法に適切な変更を加えるようプロジェクト参加者に勧告
- ☞ CDMプロジェクトによる排出削減量を決定する
- ☞ 課題を特定し、プロジェクト参加者に通知する(プロジェクト参加者は指摘された問題に対応し、関連する情報を提供しなければならない)

(5)検証報告書をプロジェクト参加者、関係締約国、CDM理事会に提出するとともに公表する [CDM M&P, p39 パラ62(h)]

(6)検証報告書に基づき、排出削減量を正式に書面で認証(certification)する [CDM M&P, p40 パラ63]

(7)認証決定をプロジェクト参加者、関係締約国、CDM理事会に書面により報告するとともに、認証報告書(CDM理事会に対する、認証した排出削減量に相当するCERの発行申請を含む)を公表する [CDM M&P, p40 パラ63～64]

CDM理事会

(8)発行申請受理後、**15日**以内にプロジェクトに関係する締約国、又はCDM理事会メンバー3名以上からCER発行の再審査(レビュー)要請(p33)(この再審査はDOEの詐欺・不法行為・不適当という問題に限定されている)があるかどうか [CDM M&P, p40 パラ65]

要請があった場合

次のCDM理事会会合で再審査するかどうか決定

再審査する

30日以内に再審査を終了

再審査の結果をプロジェクト参加者に通知し、CER発行承認に関する決定内容とその理由を公表

発行可

(9) CERを発行(issuance)

要請がなかった場合

再審査しない

10-2. CER発行再審査の手順 [EB15 Rep Anx12]

CDM理事会はCDMプロジェクトの登録とCERの発行を再審査（レビュー）するための実施手順をCOP/MOP次回会合で採択するようCOP/MOPに対して勧告を行う。COP/MOPの採択までは、その手順が暫定的に適用される。[CDM M&P, p28 パラ5(o)]

(1) 再審査の要請 (p32)

プロジェクトの関係締約国より
関連するDNA（指定国家機関）が正式な連絡方法（例えば、公式レターと署名又は専用メールを利用する等）を用いて、再審査の要請をUNFCCC事務局を通してCDM理事会に送る

CDM理事会メンバーより
再審査の要請をCDM理事会に通知する

↓

事務局は再審査の要請を受領後、直ちにCDM理事会に要請を転送する

↓

提案されたプロジェクトについて、関係締約国又はCDM理事会メンバー3名より再審査の要請があった場合、直ちに以下のことが行われる

(a) CER発行の再審査についての検討が次回のCDM理事会会合の議事に含まれる
(b) CDM理事会は再審査の要請があったことをプロジェクト参加者とDOE（指定運営組織）に通知し、再審査の要請が検討される次回以降のCDM理事会会合の日程と開催場所についても知らせる。再審査のプロセスに関心のある利害関係者は、CDM理事会に出席する機会が与えられる。
(c) プロジェクト参加者とDOEは再審査プロセスのための連絡担当者を置かなければならない
(d) 当該プロジェクトはUNFCCC CDMウェブサイト上で"「再審査中」と表示され、UNFCCC CDMニュースで通知される

再審査はDOEの詐欺・不法行為・不適当という問題に限定されている

再審査の要請を事務局が受理した日付が、CDM理事会により受理された日となる。またCDMプロジェクトの登録申請を受理して**15日後の17時（GMT）以降**の要請については検討の対象とはならない。

(2) 再審査の範囲と方法

- CDM理事会はCER発行の再審査を実施するか、又は発行を承認するか、次回会合で検討、決定する
- CDM理事会が再審査の実施を決定した場合、同会合において再審査の範囲と再審査チームの構成を決定する。その構成メンバーはCDM理事会より2名と必要に応じ外部専門家より構成される
- 再審査チームはDOEとプロジェクト参加者に更なる情報提供を要請し、受け取った情報を分析する

(3) 再審査のプロセス

- 再審査の範囲に関するCDM理事会の決定はCDM理事会報告書の一部として公表される
- 更なる情報提供の要請はDOEとプロジェクト参加者に送付される。その要請の受理後**5日以内**に事務局を通じて再審査チームに回答が提出されなければならない。
- CDM理事会メンバー2名は情報やコメントをまとめ、勧告を作成する

(4) 再審査の決定

- 再審査は、再審査要請後、**30日以内**に終了しなければならない
- CDM理事会は、CER発行を承認する、CER発行を承認する前に再審査の結果に基づきDOEに対して訂正を要請する、CER発行を拒否する、のうちいずれかの決定を行う
- CDM理事会はプロジェクト参加者に対して再審査の結果を通知し、CER発行の承認に関する決定とその理由を公表する
- 再審査がDOEの能力に関する問題を指摘している場合、CDM理事会はDOEのスポットチェックを行うかどうか検討する

参考：再審査要求の費用
CDM理事会は再審査にかかる費用を負担する。CDM理事会がCER発行を拒否する場合で、かつDOEの不法行為・不適当が明らかになった場合には、DOEが費用を補償する。ただし、この条項は実際の費用を見て再検討する。

11. CERの分配

(1) CERがCDM登録簿(CDM registry)に発行される
[CDM M&P, p40 ﾊﾟﾗ66]

◆CERはCDM登録簿の中のCDM理事会の保留口座に発行される
☞CDM登録簿(p63)とは、非附属書Ⅰ国のCERの発行、保有、移転、取得を正確に記録するためにCDM理事会が設立・運営するもの
[CP/2001/13/Ad2 Apx D, p47 ﾊﾟﾗ1]
☞CDM理事会の保留口座は、他の口座に移転する前にCERを発行するための口座
[CP/2001/13/Ad2 Apx D, p47 ﾊﾟﾗ3(a)]

(2)「収益の一部(share of proceeds)」が差し引かれる
[CDM M&P, p40 ﾊﾟﾗ66(a)]

◆「収益の一部(share of proceeds)」は、CDMの制度の運用経費、及び気候変動の悪影響に対し特に脆弱な開発途上締約国の適応費用を支援するために使われる
☞発行されたCERの2%を適応費用支援に充てる [CP/2001/13/Ad2, p23 ﾊﾟﾗ15]
⇒最貧国におけるCDMプロジェクトについては、差し引かれない
[CP/2001/13/Ad2, p23 ﾊﾟﾗ15]
☞CDM制度の運用経費に充てるための「収益の一部」について、CDM理事会はCOP/MOPに対して、CER当たり0.2米ドルとする勧告を行った [EB21 Rep Anx26, para2]
⇒登録料は、CDM制度の運用経費に充てるための「収益の一部」から差し引かれる(p17)

(3) 残りのCERを関係するホスト国とプロジェクト参加者の口座に移転される
[CDM M&P, p41 ﾊﾟﾗ66(b)]

◆プロジェクト参加者がCER分配比率を決定する [PDD guidelines ver3, p11]
☞プロジェクト参加者は、登録時又はそれ以降に示した「連絡方法」に従い、文書でUNFCCC事務局を通じて、CDM理事会に(分配比率を)連絡しなければならない
☞あるプロジェクト参加者がCER分配比率に関与しないことを希望する場合、遅くとも分配に関する要請を行う時までに、UNFCCC事務局を通じてCDM理事会に連絡しなければならない
☞CER分配に関する要請の変更は、プロジェクト参加者全てが同意し、署名入りの適切な文書がある場合のみ可能
◆分配比率に従ったCERの発行・分配は、CDM制度の運用経費に充てるための「収益の一部」が支払われてからとなる [EB21 Rep Anx26, ﾊﾟﾗ4]
◆発行されたCERについて、1回の取引において部分的に分配することが可能
[EB21 Rep, p11 ﾊﾟﾗ70]

12. 小規模CDM (SSC)

12-1. 小規模CDMの定義

下記に定義される小規模CDMについては、簡易化された様式・手続きが適用可能である [SSC guidelines, ver1 p16-19]

タイプ1：最大出力が15MW（＝1万5000kW）（又は同量相当分）までの再生可能エネルギープロジェクト

- ☞「最大出力」とは、機器・プラントの製造者の示す設備/定格容量（実際の負荷率は考慮しない）
- ☞「MW」とは基本的に電力の単位とするが、適切な係数を乗じて算出した熱量や出力の単位でも可
- ☞ピート（泥炭）や非生物起源廃棄物を燃焼するプロジェクトが対象外

参考：機器の効率 [SSC guidelines, ver1 p12]

◆機器の効率を決定するに際して、プロジェクト参加者は以下から選択しなければならない

- ☞(a) 簡易化された方法論(=CP/2002/7/Ad3 ApxB)に記載されている値
- ☞(b) 上記 (a)が活用できない場合、同タイプの機器の国内基準値
- ☞(c) 上記 (b)が活用できない場合、同タイプの機器の国際基準値（ISOやIEC基準等）
- ☞(d) 上記 (c)が活用出来ない場合、機器製造者の仕様値（国内又は国際的な第三者認証機関によって試験され、認証されていることが必要）

◆プロジェクト参加者は、当該プロジェクトのために設置された機器について、独立機関による試験結果から得られた効率データを使用することも可能

タイプ2：エネルギー供給又は需要サイドにおける、年間の削減エネルギー量が15GWh（＝1500万kWh）（又は同量相当分）までの省エネルギープロジェクト

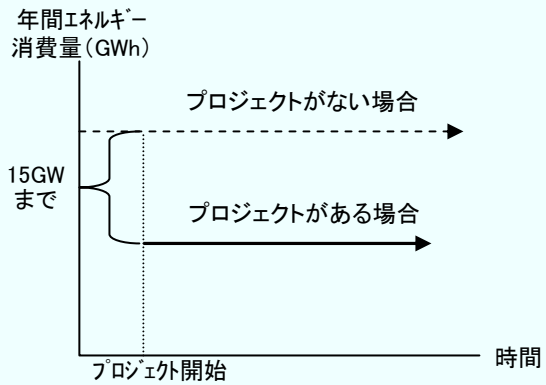

- ☞省エネルギーとはエネルギー消費量当たりのサービス量を改善すること
  - ⇒投入MW当たりの電力、熱、証明、仕事、力等のアウトプットを増大させること
- ☞エネルギー消費量とは、Whで測定される
- ☞活動量が低下したことによるエネルギー消費量の削減は対象外
- ☞需要サイド及び供給サイドの省エネルギーの両方が対象となる
  - ⇒15GWhは、ジュール換算で15*3.6 TJ（テラジュール）= 54 TJ（兆ジュール）

タイプ3：排出量がCO2換算で年間15kt（＝1万5000t）未満の人為的な排出量を削減するプロジェクト

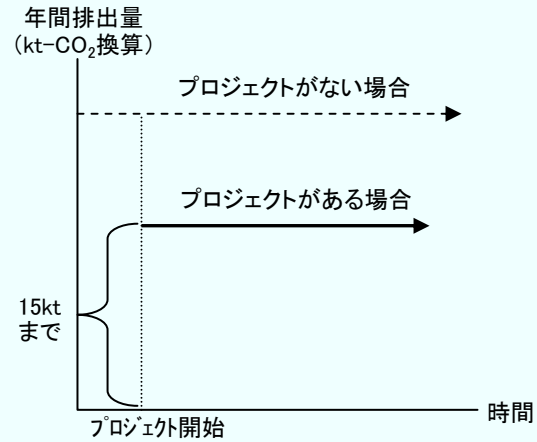

- ☞本タイプのプロジェクトは、GHG排出量を削減し、全体からの直接排出量が15,000t-CO_2/年を超えないことが必要
- ☞タイプ3の例として農業プロジェクト、燃料転換、工業プロセス、廃棄物管理等が挙げられる
  - ⇒農業プロジェクトにおける具体例としては、家畜ふん尿管理の改善、消化管内発酵低減、施肥量改善、稲作での水管理改善がある
  - ⇒その他の例としては、CO_2リサイクル、炭素電極、アジピン酸生産、HFCs, PFCs and SF_6 の使用等が挙げられる（いずれもCO_2換算が必要）

複数の活動によって構成されるプロジェクト

◆小規模CDMの3つのタイプは排他的である

☞複数の活動によって構成されるプロジェクトが、小規模CDMにおける簡易化されたルール・手続き(p37)を適用したい場合、それぞれの活動が、適用できる3つのタイプにおける小規模CDMの定義に合致していることが必要

☞例えば再生可能エネルギーと省エネルギーの両方から構成されるプロジェクトの場合、再生可能エネルギーはタイプ1、省エネルギーはタイプ2の定義に合致していなければならない

小規模CDMの定義を逸脱した場合

◆小規模CDMプロジェクトは、クレジット期間における毎年において、小規模CDMの定義を逸脱してはならない

☞クレジット期間内のいずれかの年において定義を逸脱してしまった場合、プロジェクト参加者が小規模CDMのプロジェクト設計書で見積もった当該年の最大排出削減量が、請求できる排出削減量の上限となる

小規模CDMに適用可能なことの証明

◆プロジェクト参加者は、小規模CDMのプロジェクト設計書において、当該プロジェクトが小規模CDMの上限を超えないことを実証することが必要

☞タイプ1については、設置された機器の容量が15MWを超えないことについての証明を提供すること

☞タイプ2については、クレジット期間全体を通じて、毎年の省エネルギー量が15GWhを下回ることについての証明を提供すること

☞タイプ3については、クレジット期間全体を通じてのプロジェクト排出量の見積もりを提供するとともに、クレジット期間全体について、毎年の排出量が15,000t-CO_2/年を超えないことについての証明を提供すること

小規模CDMプロジェクトのクレジット期間の更新

◆クレジット期間を更新するプロジェクトの場合、プロジェクト参加者がクレジット期間更新の申請をする際に、小規模CDMの上限内にあるかどうかについて再評価することが必要

[SSC guidelines, ver1 p16]

12-2. 簡易化されたルール・手続き

◆小規模CDMの定義に合致する場合、その取引コストを下げるため、通常のCDMプロジェクトと比べて、以下のような点で手続きが簡易化されている
[CP/2002/7/Ad3, p20 ﾊﾟﾗ9]
- ☞複数の小規模プロジェクトをバンドリング（一括化）して、手続き（PDD作成、有効化審査、登録、モニタリング、検証・認証）を行うことが可能(p40)
- ☞プロジェクト設計書（PDD）の記載事項が少ない
- ☞ベースライン開発費用削減のため、プロジェクトの種類毎に簡易化されたベースラインの適用が可能
- ☞モニタリング費用削減のため、簡易化されたモニタリング計画の適用が可能
- ☞同じDOE（指定運営組織）が有効化審査と検証・認証を行ってもよい

◆その他に手続き面で以下のような違いがある
- ☞CDM制度の運用経費に充てるためにCERから差し引く「収益の一部（share of proceeds）」、及びCDMプロジェクトとしての登録料について、低めの設定が考慮される
[CP/2002/7/Ad3, p22 ﾊﾟﾗ21]
- ☞CDM理事会による登録に際し、再審査の要求がない限り4週間以内に登録される
[CP/2002/7/Ad3, p23 ﾊﾟﾗ24]

⇒通常のCDMは8週間以内

◆CDM理事会によって承認された、小規模CDMの各分野毎の簡易化されたベースライン・モニタリング方法論のリスト(=CP/2002/7/Ad3 ApxB)は、UNFCCCのウェブサイトからダウンロード可能 [SSC guidelines, ver1 p7]
<http://cdm.unfccc.int/methodologies/SSCmethodologies/approved>

◆簡易化されたベースライン・モニタリング方法論を適用するためには、当該小規模CDMプロジェクトを実施する上で別途定義される「障壁 (p38)」が1つ以上あるために、CDMがなかった場合には実施されないことをDOEに示すことが必要 [SSC guidelines, ver1 p6]

参考：包括的なモニタリング計画 [SSC guidelines, ver1 p14]

◆複数の小規模CDMプロジェクトをバンドリング（一括化）(p40)する場合、それぞれのプロジェクト別にモニタリング計画を適用する

◆又はバンドリングされた複数のプロジェクト全体からの排出削減量の計算に必要なデータを一括して収集・保管する包括的なモニタリング計画を適用することも可能
- ☞DOEによる有効化審査時に、バンドリングされたプロジェクトに適切なモニタリングの知見が反映されていると判断されることが必要

小規模CDMの追加性 [SSC guidelines, ver1 p6]

◆プロジェクト参加者は、以下に定義される「障壁」が一つ以上あるために、CDMがなかった場合には当該プロジェクトが実施されないこと（追加性があること）を説明しなければならない

投資障壁
☞当該プロジェクトと比べて、採算上、実現性が高い代替シナリオ（ただし排出量は増大）がある

技術的障壁
☞当該プロジェクトで採用する新技術のリスク（性能の不確実性や市場普及率の低さに起因）を低減する、技術的には低い代替シナリオ（ただし排出量は増大）がある

一般的な慣行に伴う障壁
☞一般的な慣行、既存の規制、又は政策的な必要性から採用される技術（ただし排出量は増大）がある

その他の障壁
☞プロジェクト参加者が特定するその他の障壁（制度的な障壁、情報不足、経営資源、組織能力、資金源、又は新技術の採用能力）によって、プロジェクトがなかった場合には排出量が増大する

◆上記のような障壁を根拠とせずに、定量的な証拠を用いて、CDMがなかった場合には当該プロジェクトが実施されないことについて説明してもよい

12-3. 簡易化されたベースライン・モニタリング方法論

◆小規模CDMのための、簡易化されたベースライン・モニタリング方法論（プロジェクト・バウンダリー、リーケージ、ベースライン・モニタリングの決定方法を含む）は、以下の分野について開発済みである（タイプIII.A.除く）[CP/2002/7/Ad3 ApxB] [Version 05: 25 February 2005]

タイプ1：再生可能エネルギープロジェクト
I.A. 自家使用のための発電
I.B. 自家使用のための機械エネルギー
I.C. 自家使用のための熱エネルギー
I.D. 系統連系する再生可能エネルギーによる発電
タイプ2：省エネルギープロジェクト
II.A. 供給サイドの省エネルギー –送配電–
II.B. 供給サイドの省エネルギー –発電–
II.C. 需要サイドの省エネルギー（特定技術のための省エネプログラム）
II.D. 産業施設の省エネルギー及び燃料転換
II.E. 建物の省エネルギー及び燃料転換
II.F. 農業施設・活動における省エネルギー及び燃料転換
タイプ3：人為的な排出量を削減するプロジェクト
III.A. 農業
III.B. 化石燃料の燃料転換
III.C. 温室効果ガス低排出車による排出量削減
III.D. メタンガス回収
III.E. 管理された燃焼によるバイオマスの腐敗に伴うメタンガスの発生回避

小規模CDMの新たな分野 [SSC guidelines, ver1 p17]

- ☞プロジェクト参加者は、CDM理事会に対して、簡易化された方法論の変更、新たな小規模CDM分野の提案を行うことができる
- ☞新たな小規模CDMの分野又は既存の方法論の改訂を提案したいプロジェクト参加者は、当該技術/活動、簡易化された方法論の変更に関する情報を、書面でCDM理事会に提出する
- ☞CDM理事会は、それらの検討に際して、必要に応じて適切な専門家を活用することができる
- ☞CDM理事会は、可能な限り次回の会合までに提案された方法論を検討する
- ☞一度承認されれば、CDM理事会は簡易化された方法論リスト(=CP/2002/7/Ad3 ApxB)の訂正を行う

12-4. 小規模CDMプロジェクトのバンドリング（一括化）

バンドリング（一括化） [EB21 Rep Anx21, p1 ﾊﾟﾗ3-4]

◆バンドリングとは、複数の小規模CDMプロジェクトを、それぞれのプロジェクトの独自性を保ちつつ、1つのCDMプロジェクト又は1つのプロジェクトポートフォリオとして形成すること
- ☞ 独自性とは、そのプロジェクトの技術/対策、場所、簡易化されたベースライン方法論の適用、等のこと

◆バンドルされたプロジェクトは、1つ以上のサブバンドルから構成される
- ☞ サブバンドルとは、「バンドルされたプロジェクトの中で、同じ特徴を持ったプロジェクトの集合（サブバンドル内の全てのプロジェクトは同じプロジェクトタイプ(p35)に属す）」のこと

◆サブバンドル内のプロジェクトの合計規模は、それぞれの小規模CDMのタイプの上限を超えてはならない

バンドリングの一般原則 [EB21 Rep Anx21, p1 ﾊﾟﾗ5]
- ☞ バンドリングを希望する場合、登録申請時に行うこと
- ☞ 一度、バンドルされた複数のプロジェクトは、それらをデバンドリングすることはできない（例外的なケースのみ、CDM理事会が検討する）
- ☞ バンドルされた複数のプロジェクトの構成は、途中で変更することはできない
- ☞ バンドルされた複数のプロジェクトは、全て同じクレジット期間となる
- ☞ 提出の際、バンドリングに関する情報を含めること
- ☞ その情報は、バンドリングのタイトル、概要、プロジェクト参加者、場所、タイプ及び分野（カテゴリー）、排出削減量の推計、クレジット期間、モニタリング計画等を含んでいること
- ☞ バンドルされたプロジェクトについて、クレジット期間内における毎年の排出削減量が、それぞれの（小規模CDMの）タイプの上限を超えないことを明示すること。プロジェクト設計書案において、クレジット期間内の排出削減量合計値を記入し、その後モニタリングすること。
- ☞ バンドルされたプロジェクトが、ある年にそれぞれの小規模CDMのタイプの上限を超えた場合、その年に申請できる排出削減量は、バンドリングに関する情報で推計された排出削減量を上限とする

参考：(a)同じタイプ・同じ分野・異なる技術/対策、(b)同じタイプ・異なる分野（異なる技術/対策）、(c)異なるタイプ（異なる分野・異なる技術/対策）、の複数の小規模プロジェクトをバンドリングする場合 [EB21 Rep Anx21, p2 ﾊﾟﾗ7]

◆1つのDOEが有効化審査を行うことが可能

◆バンドリングに際して、異なるモニタリング計画が要求され、別々のモニタリング報告書を作成することが必要

◆1つの検証報告書(p32)で可。（バンドルされた全てのプロジェクトの）クレジットの発行は、同時、同時期に行われ、1つの識別番号(p62)が付けられる

◆バンドルされたプロジェクトの技術/対策の合計規模（タイプIについては容量、タイプIIについては省エネ量、タイプIIIについてはプロジェクトからの直接排出量）は、小規模CDMの上限を超えてはならない

デバンドリング（細分化） [SSC guidelines, ver1 p10]

◆デバンドリングとは、大規模なプロジェクトを、小規模なパーツに分解すること
- ☞ 大規模なプロジェクトの一部である小規模CDMプロジェクトは、小規模CDMの簡易化されたルール・手続きを活用することができない
- ☞ そうしたプロジェクトの全体、又はプロジェクトの一部は、通常のCDMのルール・手続きに従わなければならない

◆提案される小規模CDMプロジェクトについて、以下の全ての条件に当てはまる別の小規模CDMプロジェクトが登録又は登録申請されている場合、大規模なプロジェクトの一部をデバンドリングしたと見なされる
- ⇒ プロジェクト参加者が同じ
- ⇒ プロジェクトの分野、技術/対策が同じ
- ⇒ 登録が2年以内
- ⇒ それぞれのプロジェクト・バウンダリー（境界）の最短距離が1 km以内

◆提案される小規模CDMプロジェクトが、デバンドリングと見なされた場合でも、そのプロジェクトと前に登録された小規模CDMプロジェクトとの合計が小規模CDMの定義を逸脱しない場合、小規模CDMの簡易化されたルール・手続きを活用することが可能

13. 新規植林・再植林（A/R）CDM

13-1. A/R CDMの概要

新規植林・再植林（Afforestation and Reforestation：A/R）CDMの規定・手続きは、プロジェクトの流れ、プロジェクト設計書（PDD）の内容、有効化審査と検証等について、排出削減型CDMとほぼ同様である。排出削減型CDMとA/R CDMとの最も大きな違いは、炭素吸収の非永続性である。温室効果ガスの排出削減は、永続的な削減となるのに対して、A/R CDMにおいて木等に吸収された二酸化炭素は、森林火災や害虫による枯死木等によって、大気中に再放出される可能性がある。この非永続性を解決するため、短期期限付きクレジット（Temporary CER：tCER）・長期期限付きクレジット（long-term CER：lCER）という新しいタイプのクレジットが考案されている。（p43）

吸収源活動のタイプ

◆吸収源活動（土地利用、土地利用変化及び林業）に基づくCDMは、新規植林及び再植林に限定される [CP/2001/13/Ad2, p22 ﾊﾟﾗ7(a)]

☞「新規植林」とは、少なくとも50年間森林ではない土地を森林に転換すること

☞「再植林」とは、過去森林であったが非林地に転換された土地を再び森林に転換すること。第1約束期間における再植林活動は、1989年12月31日時点で森林を含まない土地に限定される

[FCCC/CP/2001/13/Add.1 Anx, p58 ﾊﾟﾗ1(b)～(c)]

参加資格 [CDM A/R M&P, p17 ﾊﾟﾗ7～8]

◆CDM M&Pの参加資格の全条項が、A/R CDMにも準用される

◆非附属書Ⅰ国は、森林の定義に関して下記の全ての条件を満たした上で値を選択し、DNA（指定国家機関）を通してCDM理事会への報告を行えば、A/R CDMプロジェクトのホスト国になることが可能

(a) 最低樹幹率が10～30%

(b) 最小土地面積が0.05～1ヘクタール

(c) 最小樹高が2～5メートル

A/R CDMのクレジット期間 [CDM A/R M&P, p21 ﾊﾟﾗ23]

☞クレジット期間は、A/R CDMプロジェクトの開始時点から、以下のいずれかまでである

⇒最大20年、2回更新可能（合計最大60年）

⇒最大30年、更新なし

☞ 決定17/CP.7のパラグラフ 12及び13 [CP/2001/13/Ad2, p23 para12-13] (p26) はA/R CDM プロジェクトには適用しない

☞ 2000年1月1日以降に開始されたA/R CDMプロジェクトは、2005年末を過ぎてから有効化及び登録することが可能（ただし、最初の検証はプロジェクトの登録日以降に実施される場合）

☞ クレジット期間の開始日が、プロジェクトの開始日と同じと仮定した場合、2000年以降に開始されたプロジェクトは、プロジェクトの開始日以降のtCERs/lCERsを獲得することが出来る [EB21 Rep, p10 para64]

13-2. 吸収量の算定方法

A/R CDMによる純吸収量の算定方法 [CDM A/R M&P, p16 ﾊﾟﾗ1(f)]

（A）実際の純吸収量
- ☞炭素プールにおける炭素蓄積の検証可能な変化の合計から、A/R CDMプロジェクトに起因する温室効果ガス排出量の増加を控除したもの
- ☞二重計算は回避
- ☞プロジェクト・バウンダリー内

[CDM A/R M&P, p16 ﾊﾟﾗ1(d)]

－

（B）ベースライン純吸収量
- ☞A/R CDMプロジェクトがない場合に起こるであろう炭素プールにおける炭素蓄積変化の合計
- ☞プロジェクト・バウンダリー内

[CDM A/R M&P, p16 ﾊﾟﾗ1(c)]

－

（C）リーケージ
- ☞測定可能かつA/R CDMプロジェクトに起因する温室効果ガス排出の増加量
- ☞プロジェクト・バウンダリー外

[CDM A/R M&P, p16 ﾊﾟﾗ1(e)]

＝

（D）純吸収量

炭素プール
- ☞炭素プールとは、地上部バイオマス、地下部バイオマス、落葉・落枝、枯死木、土壌有機物 [CDM A/R M&P, p16 ﾊﾟﾗ1(a)]
- ☞プロジェクト参加者は、二重計算を避けつつ、1つ以上の炭素プール及び温室効果ガス排出量を計算から除外することが可能。ただしそれにより予想される純吸収量が増加しないということを証明することが必要。

[CDM A/R M&P, p10 ﾊﾟﾗ21]

プロジェクト境界（バウンダリー）
- ☞プロジェクト・バウンダリーは、プロジェクト参加者の管理下にある新規植林・再植林プロジェクトの地理的区画。プロジェクトには複数の分散した土地を含むことが可能。

[CDM A/R M&P, p16 ﾊﾟﾗ1(b)]

A/R CDMのベースライン・アプローチ [CDM A/R M&P, p10 ﾊﾟﾗ22]

◆A/R CDMのベースライン方法論を選択する際、プロジェクト参加者は下記アプローチより当該プロジェクトに最も適しているアプローチをCDM理事会のガイダンスを考慮に入れつつ選択し、その選択が適切であることを正当化しなければならない

- (a)適用可能な場合、プロジェクト・バウンダリー内の炭素プールにおける既存又は過去の炭素蓄積の変化
- (b)投資障壁を考慮した上で、経済合理的な活動を反映した土地利用から生じる、プロジェクト・バウンダリー内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化
- (c)プロジェクト開始時に、最も有望な土地利用から生じる、プロジェクト・バウンダリー内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化

13-3. A/R CDMの非永続性（tCER及びlCER）

◆短期期限付きクレジット（tCER）・長期期限付きクレジット（lCER）
- ☞プロジェクト参加者は、A/R CDMによる炭素吸収の非永続性に対応するために、下記アプローチのいずれかを選択しなければならない [CDM A/R M&P, p24 ﾊﾟﾗ38]
  - (a) プロジェクト開始日以降当該プロジェクトで達成された温室効果ガス純吸収量に対してのtCERの発行
  - (b) 各検証期間中に当該プロジェクトで達成された温室効果ガス純吸収量に対してのICERの発行
- ☞上記で選択されたアプローチは、更新されたものを含めてクレジット期間中、変更されることはない

tCER・ICERの有効期限
- ☞各tCERは発行された約束期間の次期約束期間の最終日に失効する [CDM A/R M&P, p24 ﾊﾟﾗ42]
- ☞各ICERは当該クレジット期間の終了時、又は更新可能なクレジット期間が選択された場合は、当該プロジェクトの最終クレジット期間の最終日に失効する [CDM A/R M&P, p25 ﾊﾟﾗ46]

例：A/R CDMによる温室効果ガス純吸収量の変化

◆下図はA/R CDMプロジェクトによる温室効果ガス吸収量の変化を表している。次の2頁のtCER及びICERの発行と有効期限についての説明は、下図に示す仮定に基づく
- ☞2007年に新規植林
- ☞2011年に第1回目のtCER又はICERが発行される。第1及び第2約束期間の間、樹木は成長し（各約束期間は5年を想定）、2016年に第2回目のtCER又はICERが発行される。
- ☞第2約束期間終了前の2017年に伐採され、2021年に第3回目の発行が行われる。最後の発行は2036年となる。
- ☞発行された各tCER又はICERは締約国の数値目標達成のために活用される
- ☞クレジット期間は30年間（更新なし）

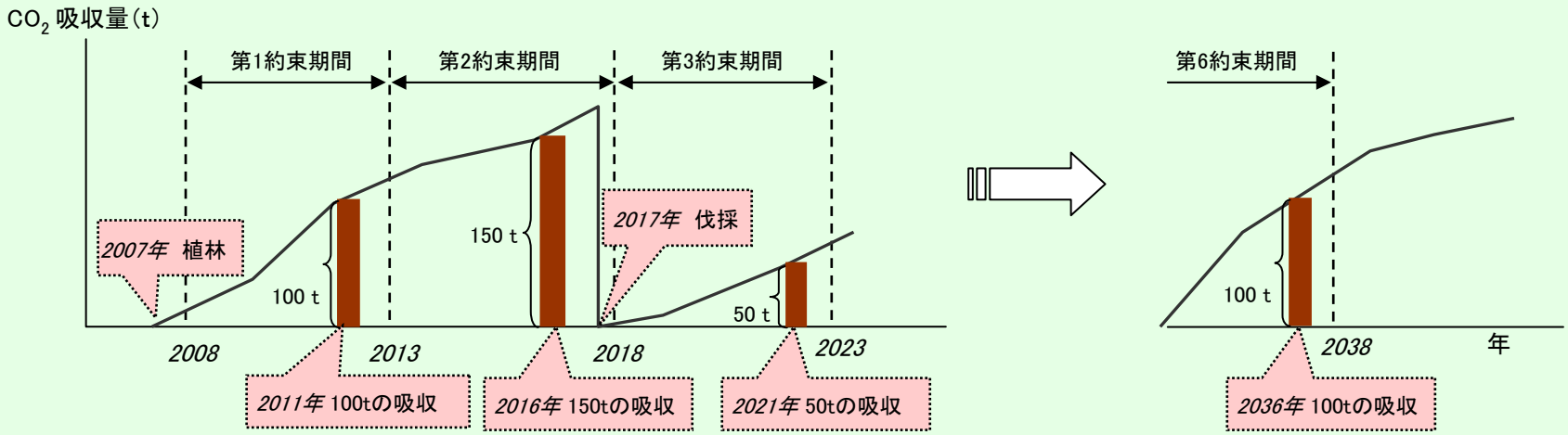

例：tCERの発行から補填までの流れ

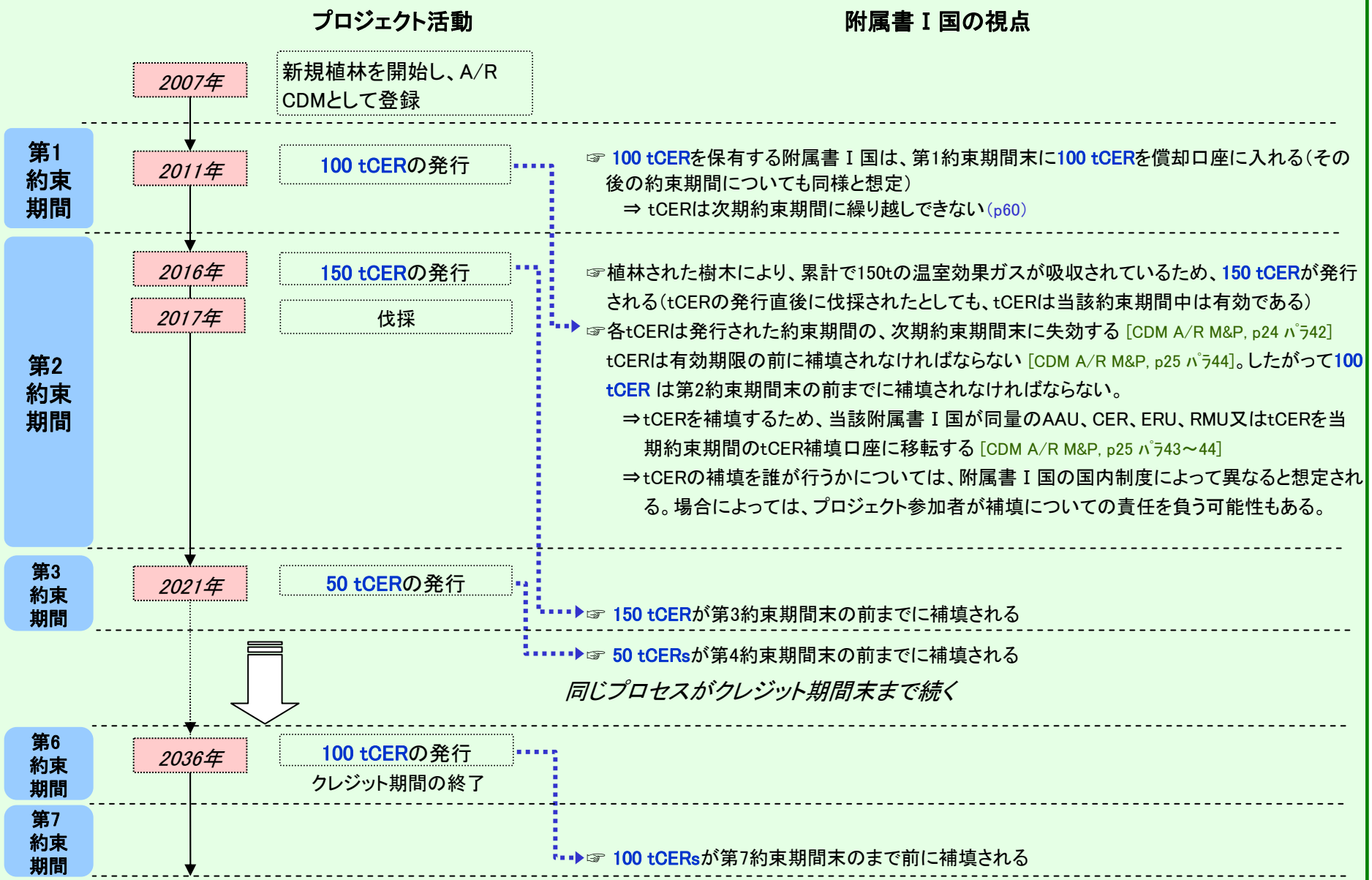

例：ICERの発行から補填までの流れ

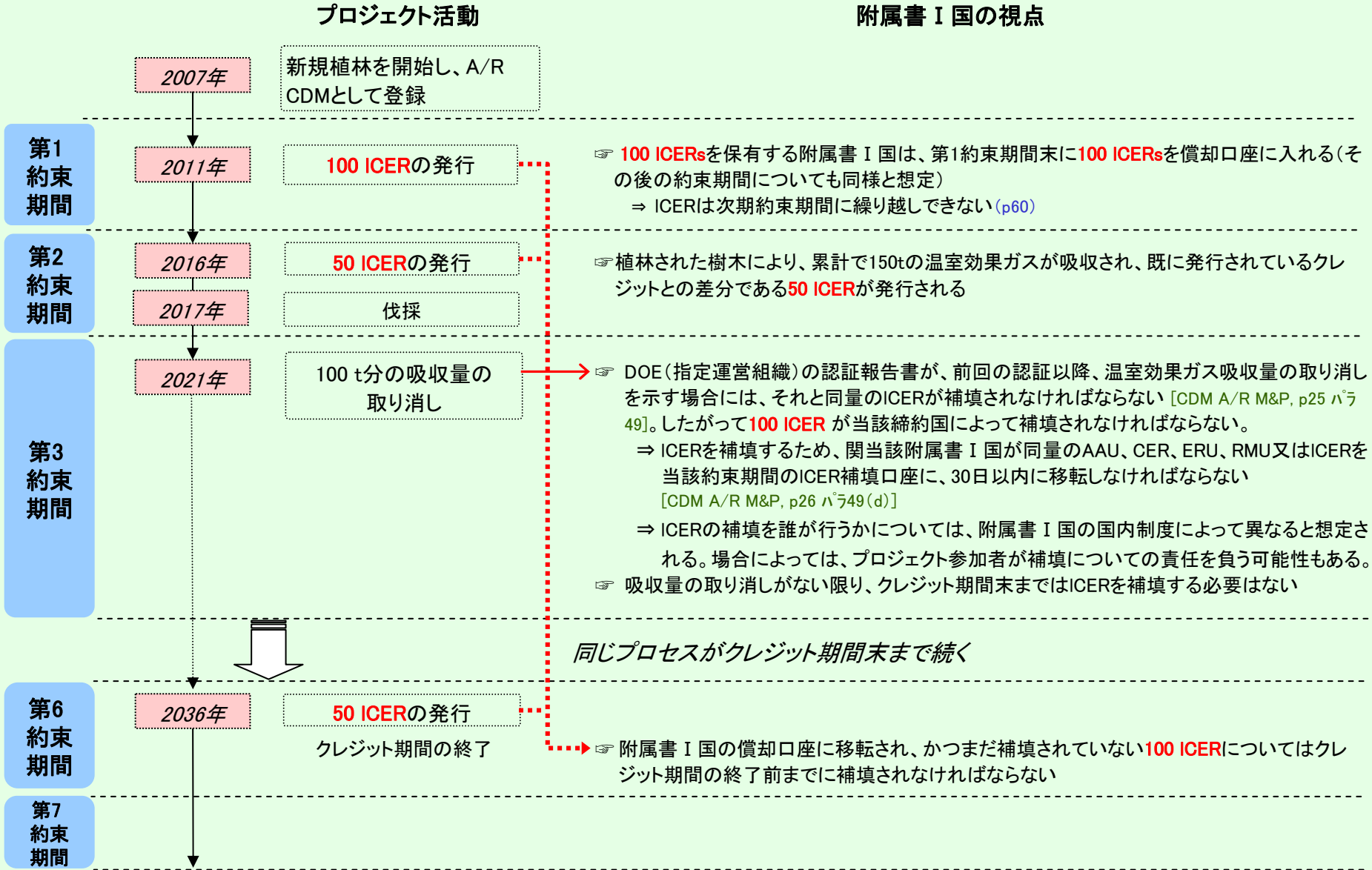

13-4. 小規模A/R CDM

小規模A/R CDMの定義

☞小規模A/R CDMプロジェクトは年間8,000 t-CO_2以下の純吸収量であること
[CDM A/R M&P, p16 ﾊﾟﾗ1(i)]
⇒8,000 t-CO_2は各検証期間中の年平均純吸収量のこと [CP/2004/10/Ad2, p26 ﾊﾟﾗ1(b)]

☞ホスト国が定義する「低所得者地域」において開発又は実施されたものであること
[CDM A/R M&P, p16 ﾊﾟﾗ1(i)]
⇒CDM理事会への有効化審査報告書の提出に際して、DOEがプロジェクト参加者より、上記についての宣言書を受領していることが必要 [CP/2004/10/Ad2, p32 ﾊﾟﾗ15(b)]

☞小規模A/R CDMプロジェクトによる純吸収量が年間8,000 t-CO_2以上となる場合、過剰分については、tCERまたはICERが発行されない
[CDM A/R M&P, p16 ﾊﾟﾗ1(i)]

小規模A/R CDMの簡易化されたルール・手続き

◆取引費用を削減するため、小規模A/R CDMについては、以下のような点で手続きが簡易となる [CP/2004/10/Ad2, p29 ﾊﾟﾗ1]
- ☞プロジェクト設計書（PDD）の記載事項が少ない
- ☞ベースライン開発費用削減のため、プロジェクトの種類毎に簡易化されたベースラインの適用が可能
- ☞モニタリング費用削減のため、モニタリングの要件の簡易化を含め、簡易化されたモニタリング計画の適用が可能
- ☞同じDOE（指定運営組織）が有効化審査と検証・認証を行ってもよい

◆小規模A/R CDMプロジェクトには以下が適用される
- ☞気候変動の悪影響に対し特に脆弱な開発途上締約国の適応費用を支援するために使われる「収益の一部（share of proceeds）」の免除
- ☞プロジェクトの登録料、及びCDM制度の運用経費に充てる収益の一部（share of proceeds）について減額する
[CP/2004/10/Ad2, p30 ﾊﾟﾗ13]

◆CDM理事会は、以下のタイプの小規模A/R CDMについて、簡易化されたベースライン方法論を開発する
[CP/2004/10/Ad2, p38 ﾊﾟﾗ4]
（a）草地への植林
（b）耕作地への植林
（c）湿地への植林
（d）居住地への植林

◆ベースラインのモニタリングは必要ない

◆プロジェクト参加者が、小規模A/R CDMによる活動や人々の排除は起こらないこと、又は小規模A/R CDMプロジェクトに起因するプロジェクト・バウンダリー外での活動を引き起こさないことを証明できる場合には、温室効果ガス排出の増加について、リーケージの推計は必要ない。
- ☞その他全ての場合にはリーケージの推計は必要
- ☞CDM 理事会は、リーケージ推計のためのガイドラインを開発する

[CP/2004/10/Ad2, p39 ﾊﾟﾗ9]

14. 共同実施（JI）

14-1. JIの手続きの流れ

「共同実施（JI）」とは、京都議定書で定義される「第6条事業活動」の通称名である。この通称名は広く認知されているため、本ガイドにおいても「JI」と表現する。

第1トラックと第2トラックについて

◆JIは、ホスト国が京都メカニズム参加資格（右参照）を有しているかどうかによって、ERU（Emission Reduction Unit）の発行手順が異なり、それによって関連する組織も異なる

第1トラック：ホスト国が京都メカニズム参加資格を有している場合は、ERUの発行についてはホスト国によって決められる [CP/2001/13/Ad2, p13 ﾊﾟﾗ23]

☞JIは、数値目標が設定されている附属書Ⅰ国間での排出枠の取得・移転であり、附属書Ⅰ国全体としての総排出枠の量を変えるものではないため、（ホスト国が自国の国の排出量を正確に算定できる場合は）ERU発行についてはホスト国が決めてよいことになっている

☞京都メカニズム参加資格を有しているホスト国であっても、6条監督委員会のもとでの検証（トラック2）を選択することは可能 [CP/2001/13/Ad2, p13 ﾊﾟﾗ25]

第2トラック：ホスト国が京都メカニズム参加資格を有していない場合は、ERUの発行については、CDMと類似した手順が必要となり、第三者機関が関与する [CP/2001/13/Ad2, p13 ﾊﾟﾗ24]

☞トラック2の場合であっても、ERUの発行・移転のためには、ホスト国が以下の条件を満たしていることが必要

⇒ 京都議定書締約国であること

⇒ 割当量(p1)を算定、記録していること

⇒ 国別登録簿(p61)を整備していること

京都メカニズムへの参加資格 [CP/2001/13/Ad2, p12 ﾊﾟﾗ21]

☞以下の条件を満たしていれば、附属書Ⅰ国は発行されたERUを取得・移転することが可能である

⇒ 京都議定書締約国であること

⇒ 割当量を算定し、記録していること

⇒ 国としての排出枠・クレジット（京都ユニット）保有量の管理を行うための国別登録簿を整備していること

⇒ 温室効果ガスの排出量及び吸収増大量の算定が行える国家制度を整備していること

⇒ 直近の排出・吸収目録を毎年提出していること

⇒うち、第1約束期間については、排出目録について内容審査に合格していること

⇒ 割当量に関する補足的情報を提出し、京都議定書3条3項・4項の活動（土地利用・土地利用変化・林業）に対して割当量への追加及び差し引きを行っていること

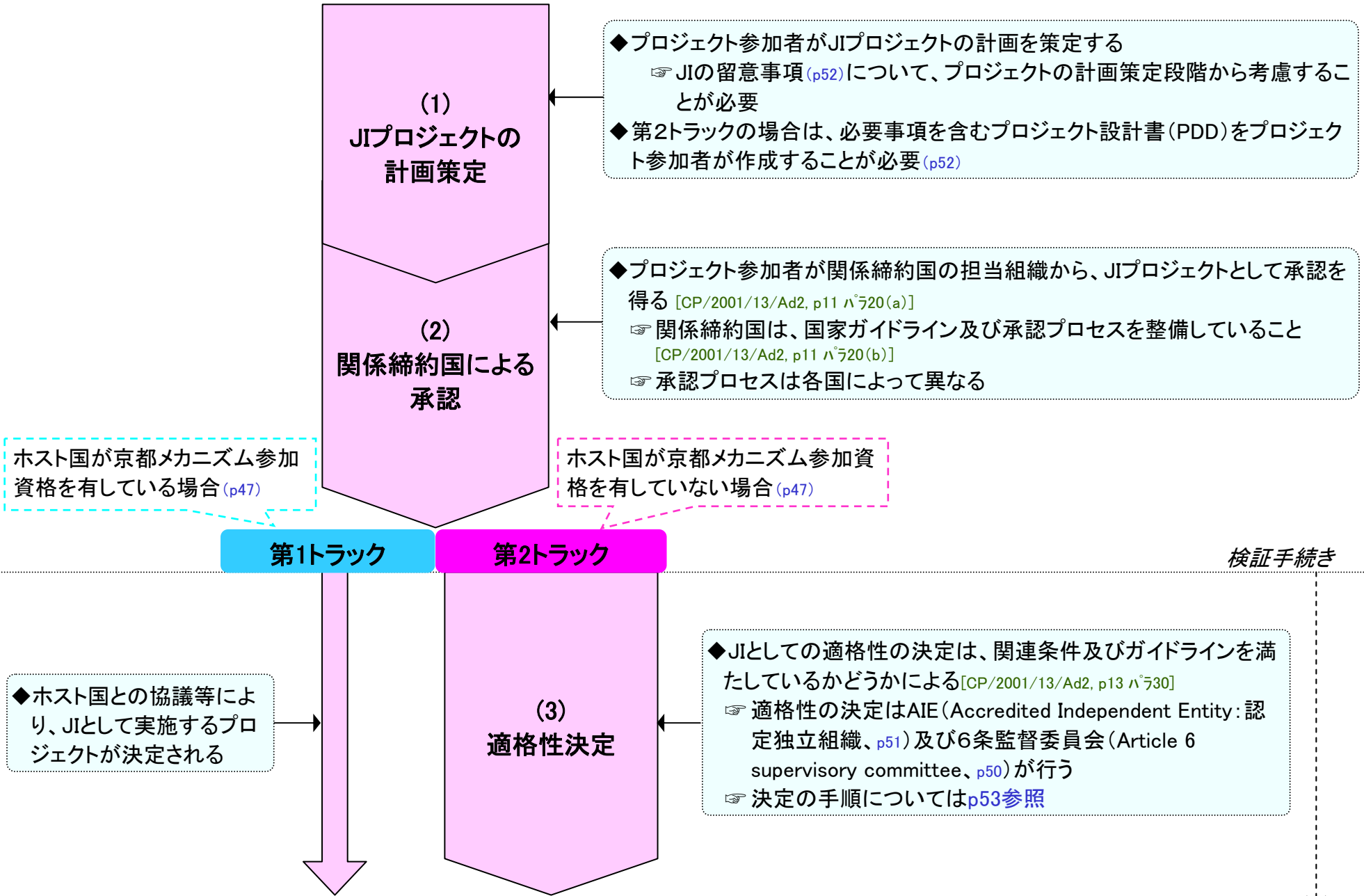
(1)
JIプロジェクトの
計画策定
◆プロジェクト参加者がJIプロジェクトの計画を策定する
☞JIの留意事項(p52)について、プロジェクトの計画策定段階から考慮することが必要
◆第2トラックの場合は、必要事項を含むプロジェクト設計書（PDD）をプロジェクト参加者が作成することが必要(p52)
(2)
関係締約国による
承認
◆プロジェクト参加者が関係締約国の担当組織から、JIプロジェクトとして承認を得る [CP/2001/13/Ad2, p11 ﾊﾟﾗ20(a)]
☞関係締約国は、国家ガイドライン及び承認プロセスを整備していること [CP/2001/13/Ad2, p11 ﾊﾟﾗ20(b)]
☞承認プロセスは各国によって異なる
ホスト国が京都メカニズム参加資格を有している場合(p47)
ホスト国が京都メカニズム参加資格を有していない場合(p47)
第1トラック
第2トラック
検証手続き
◆ホスト国との協議等により、JIとして実施するプロジェクトが決定される
(3)
適格性決定
◆JIとしての適格性の決定は、関連条件及びガイドラインを満たしているかどうかによる[CP/2001/13/Ad2, p13 ﾊﾟﾗ30]
☞適格性の決定はAIE（Accredited Independent Entity：認定独立組織、p51）及び6条監督委員会（Article 6 supervisory committee、p50）が行う
☞決定の手順についてはp53参照

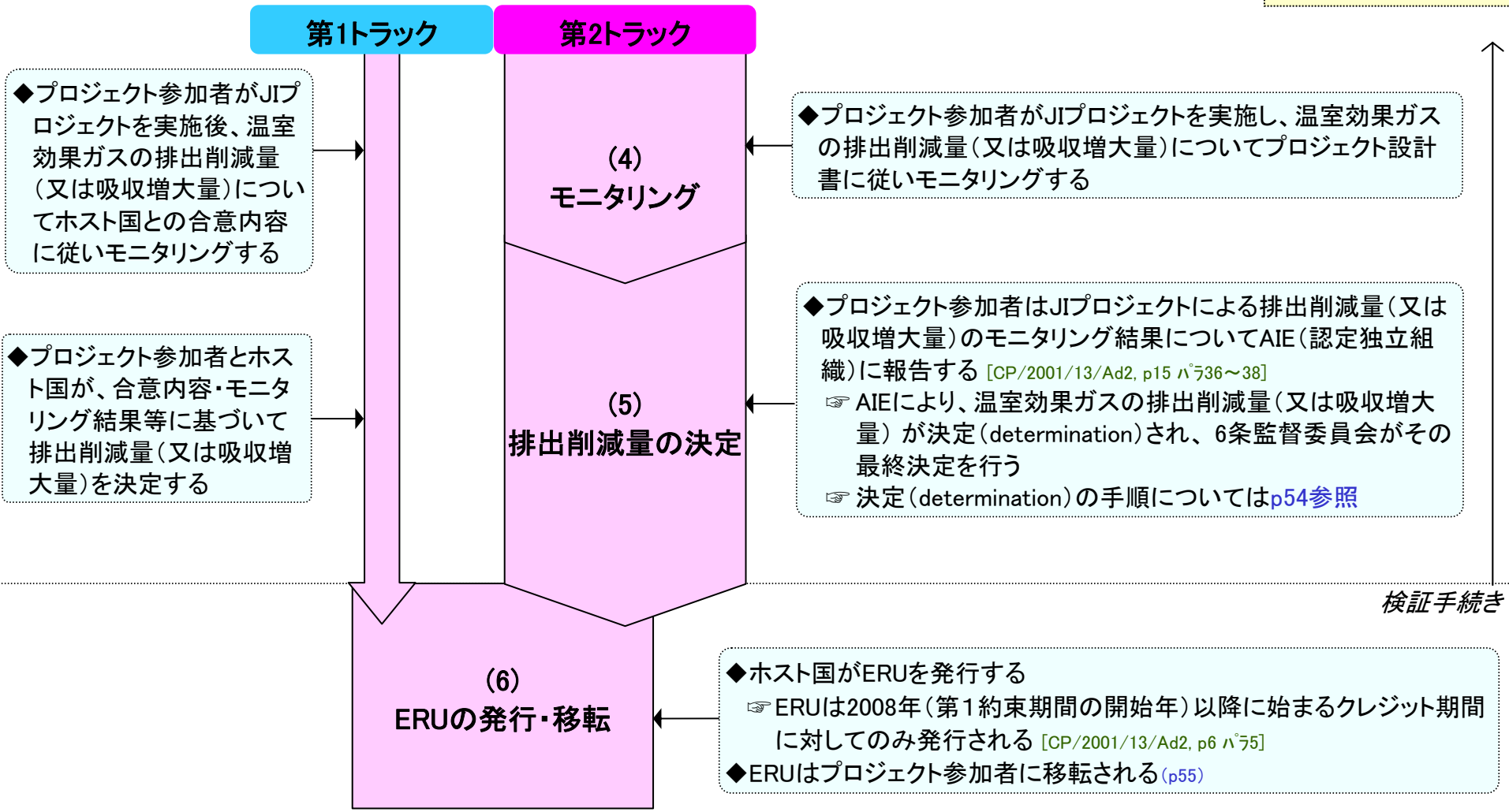

参考：JIの各種ルールの見直し [CP/2001/13/Ad2, p6 ﾊﾟﾗ8]

☞ JIの各種ルールはCOP/MOPによって見直しを行っていく
⇒ 最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う
⇒ 見直しは、6条監督委員会 、（SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での）SBIの勧告に基づいて行う
⇒ 各種ルールの見直しは、既に実施しているJIプロジェクトに対しては影響しない

14-2. JIの関連組織

第1トラック　第2トラック

COP/MOP※（京都議定書の締約国会議）

※COPはConference of Partiesの略、MOPはMeeting of the Partiesの略

◆京都議定書の実施に関する最高意志決定機関で、JIの実施に関してガイダンスを与え、6条監督委員会（Article 6 supervisory committee）に対して権限を行使する [CP/2001/13/Ad2, p8 ﾊﾟﾗ2]

第2トラック

6条監督委員会（Article 6 supervisory committee）

◆6条監督委員会は第1回COP/MOPで設立する [CP/2001/13/Ad2, p6 ﾊﾟﾗ3]

◆JIプロジェクトの排出削減量の決定を行う他、以下の機能を有する [CP/2001/13/Ad2, p9 ﾊﾟﾗ3]

- ☞ 認定基準に従って、AIE（Accredited Independent Entity：認定独立組織、p51）を認定（accreditation）する
- ☞ AIEの認定基準・方法について、CDM理事会における検討状況を考慮に入れて見直し、COP/MOPに勧告を行う
- ☞ CDM理事会における検討状況を考慮に入れて、ベースライン設定、排出量のモニタリング方法について見直す
- ☞ CDM理事会における検討状況を考慮に入れて、JIプロジェクト設計書(p52)の詳細化を行う　他

◆6条監督委員会の運営に必要な経費は、附属書Ⅰ国及びJIプロジェクト参加者の負担となる

- ☞ 詳細は第1回COP/MOPで決定する予定 [CP/2001/13/Ad2, p6 ﾊﾟﾗ7]

6条監督委員会の構成 [CP/2001/13/Ad2, p9 ﾊﾟﾗ4～8]

- ☞ 委員は京都議定書締約国からの10名で構成
  - ⇒附属書Ⅰ国のうち経済移行諸国3名、それ以外の附属書Ⅰ国3名、非附属書Ⅰ国3名、小島嶼国1名
  - ⇒結果として10名のうち附属書Ⅰ国から6名、非附属書Ⅰ国から4名となる
  - ⇒それぞれの委員について委員代理を置く
- ☞ 委員と委員代理は、上記の各地域毎で指名された後、COP/MOPによって選出される。
- ☞ 委員の任期は2年、任期は最大2期まで
  - ⇒委員代理としての期間は含めない
- ☞ 設立当初は委員と代理各5名の任期は3年、残りは2年の任期。その後、COP/MOPが毎年2年任期の委員と代理を各5名選出していく
  - ⇒委員と代理は、後任者の選出まで在籍しなければならない
- ☞ 議長と副議長は、附属書Ⅰ国及び非附属書Ⅰ国から1人ずつ選ぶ
  - ⇒毎年、附属書Ⅰ国の委員と非附属書Ⅰ国の委員とが交替で就任する

6条監督委員会の開催・議決

- ☞ 年に2回以上開催 [CP/2001/13/Ad2, p10 ﾊﾟﾗ9]
- ☞ 定足数は、附属書Ⅰ国から4名以上、非附属書Ⅰ国から3名以上が出席し、全体で3分の2（7名）以上の出席 [CP/2001/13/Ad2, p11 ﾊﾟﾗ14]
- ☞ 議決は、原則として全会一致とするが、これが困難な場合には4分の3の多数決にて決定。なお棄権した委員は投票していないものと見なされる [CP/2001/13/Ad2, p11 ﾊﾟﾗ15]
- ☞ 6条監督委員会は、特に決定されない限り、オブザーバー参加が可能 [CP/2001/13/Ad2, p11 ﾊﾟﾗ18]

第2トラック

AIE（Accredited Independent Entity：認定独立組織）

◆第2トラックのJIのための実務上の審査機関で、主に以下のような機能がある（CDMにおけるDOEに相当する(p13)）

☞温室効果ガスの排出削減量（又は吸収増大量）がJIの関連条件とガイドラインを満たしているかどうかを決定する [CP/2001/13/Ad2, p13 ﾊﾟﾗ30]

⇒ マラケシュ合意原文では、第2トラックのJIにおける適格性決定からERUの発行に至る全般のプロセスについてverificationといっており、CDMにおける検証と同じ単語を使っている

☞実施されたJIプロジェクトによる排出削減量をベースライン・モニタリング方法に沿って決定する [CP/2001/13/Ad2, p15 ﾊﾟﾗ37]

AIEとして認定されるための基準と手順

◆AIEは、6条監督委員会から認定（accreditation）を受ける [CP/2001/13/Ad2, p9 ﾊﾟﾗ3(b)]

◆AIEとして認定されるためには、主に以下のような基準がある（CDMにおけるDOEの認定基準に準拠している） [CP/2001/13/Ad2 ApxA, p16]

☞法人（国際機関含む）であること

☞AIEとして、十分な人材、資金的安定性、専門能力、経営体制等を有していること

☞JIの手続きやCOP/MOPによる関連決議の実行に必要な専門性を有していること

☞信頼性、独立性、公平性、透明性を確保できること　他

AIEの指定の一時停止・取消 [CP/2001/13/Ad2, p15 ﾊﾟﾗ42]

◆6条監督委員会は、AIEの再審査の結果、認定基準を満たしていないと判断した場合、当該AIEの認定の一時停止・取消を行う

☞一時停止・取消の前に、当該AIEに対し、聴聞の機会が与えられる

☞一時停止・取消は、即時に効力を持つ

☞一時停止・取消を行う場合、当該AIEに対し書面で通知するとともに、公表される

AIEの指定の一時停止・取消による既存のJIプロジェクトへの影響 [CP/2001/13/Ad2, p16 ﾊﾟﾗ43～45]

☞第2トラックのJIプロジェクトの適格性決定、排出削減量（又は吸収増大量）の決定を実施したAIEが認定の一時停止・取消となっても、既存プロジェクトの決定事項に関して重大な欠陥がない限り、当該プロジェクトに対する影響はない

⇒「重大な欠陥」の定義は、特定されていない

☞重大な欠陥があった場合、6条監督委員会が指定する別のAIEが、欠陥の再審査・訂正を実施する

⇒再審査のための費用は、指定が一時停止・取消された独立組織（IE）が負担する

☞再審査の結果、過剰なERUが発行されていたことが判明した場合、指定が一時停止・取消された独立組織（IE）が、再審査終了後30日以内に過剰発行分に相当するAAU又はERUを取得し、ホスト国の取消口座（cancellation account）に入れなければならない

☞当該AIEの認定の一時停止・取消が既存のプロジェクトに影響を及ぼす場合、一時停止・取消の前に、影響を受けるプロジェクト参加者に対し、聴聞の機会が与えられる

14-3. JIプロジェクトの計画策定

第1トラック **第2トラック**

◆JIにはいくつかの要件がある。したがって、JIプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要
- ☞原子力施設から生じたクレジットについては、国の数値目標の達成に活用することは控えることとされている [CP/2001/13/Ad2, p5]
- ☞吸収量増大を対象とするJIプロジェクトは、京都議定書3条3項及び4項の定義、計算方法、ルールとガイドラインに従わなければならない [CP/2001/13/Ad2, p6 ﾊﾟﾗ4]
  ⇒第1約束期間に関しては、森林経営（3条4項のうちの1つ）によるクレジットの発行量は各国毎に決められた上限（[CP/2001/13/Ad1, Apx, p63]にある値の5倍）を超えてはならない

◆JIに参加する国は、プロジェクト承認の担当組織、承認手順、ガイドラインを条約事務局に報告することが必要 [CP/2001/13/Ad2, p11 ﾊﾟﾗ20]

◆JIプロジェクトの対象となり得るのは2000年以降に開始されたプロジェクト [CP/2001/13/Ad2, p6 ﾊﾟﾗ5]
- ☞ただし、ERUの発行の対象となるのは2008年以降に始まるクレジット期間に対してのみ

第2トラック

プロジェクト設計書（PDD）

◆JIとして適格性が決定されるためには以下の情報全てを含むプロジェクト設計書（PDD）を作成することが必要 [CP/2001/13/Ad2, p14 ﾊﾟﾗ31]
- ☞関係締約国の承認
- ☞そのJIプロジェクトがなかったとした場合と比べて、温室効果ガスの排出削減量（又は吸収増大量）が追加的であること
- ☞関連するルールに沿った適切なベースライン設定・モニタリング計画

◆JIのPDDは、CDM理事会における検討状況を考慮に入れて、COP/MOPでの検討のために詳細化される [CP/2001/13/Ad2, p9 ﾊﾟﾗ3(e)]

◆ベースライン設定・モニタリング計画に関連するルールについては、CDM理事会における検討状況を考慮に入れて見直していく [CP/2001/13/Ad2, p9 ﾊﾟﾗ3(d)]

14-4. 適格性決定の手順

第2トラック

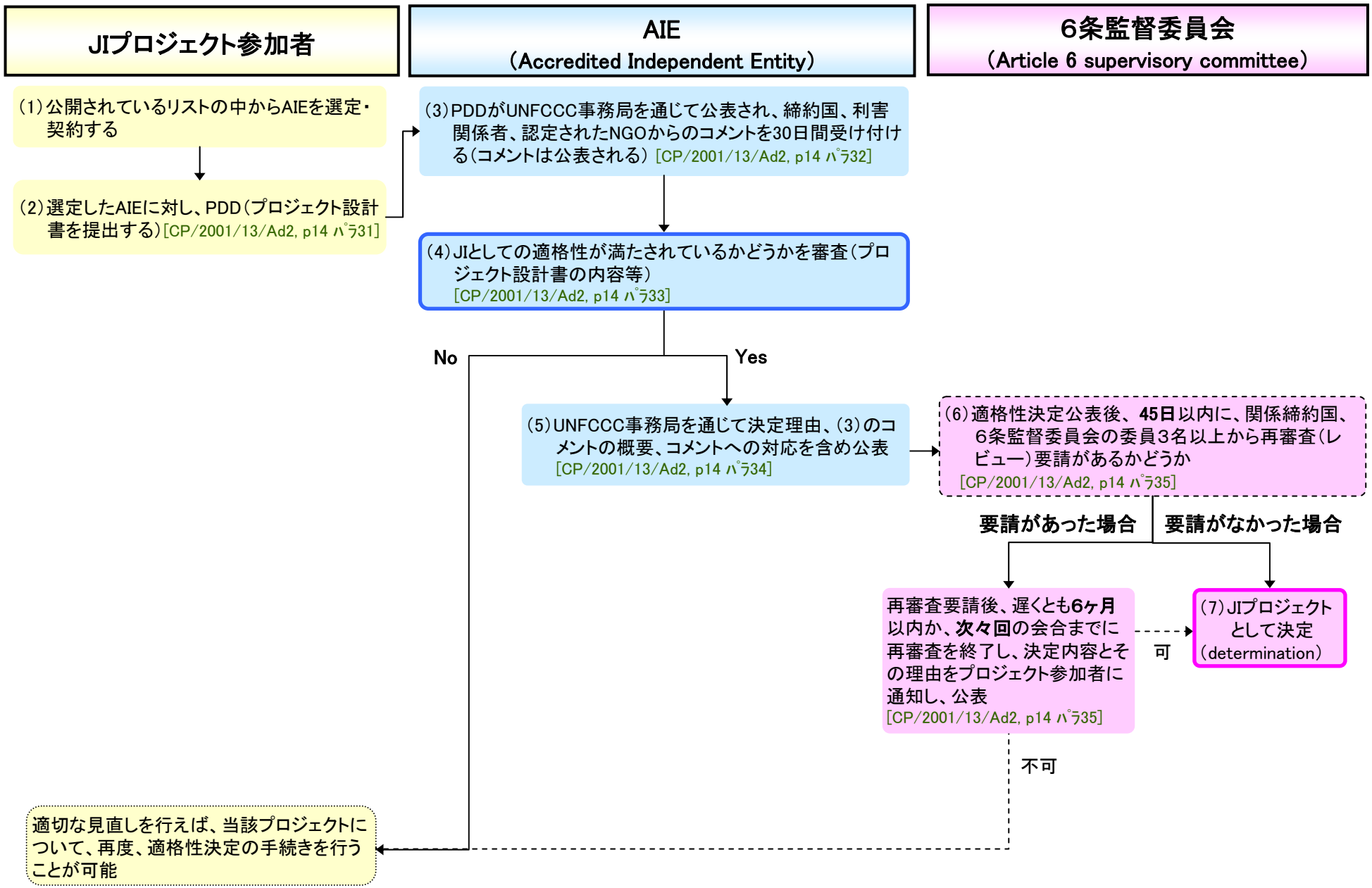

14-5. 排出削減量（又は吸収増大量）の決定の手順

第2トラック

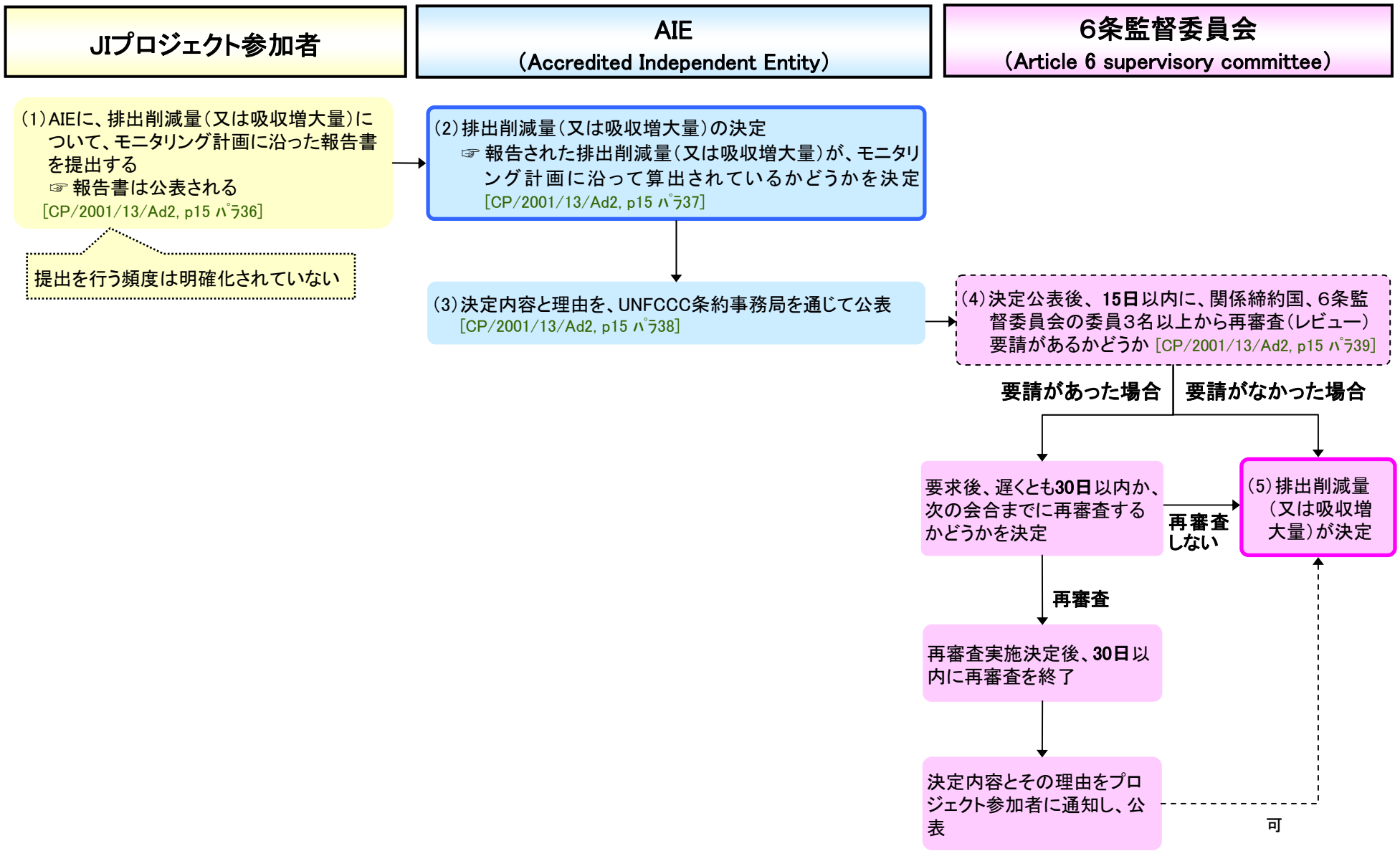

14-6. ERUの発行・移転の手順

(1)ホスト国が、自国のAAU又はRMUを、ERUに転換する
[CP/2001/13/Ad2, p63 ﾊﾟﾗ29]

◆ERUは、ホスト国の国別登録簿(p61)に発行する
☞各附属書Ⅰ国は、排出枠の発行、保有、移転、取得、取消、償却、繰り越し等を正確に実施するため、国別登録簿を設立、運営しなければならない
[CP/2001/13/Ad2, p61 ﾊﾟﾗ17]

↓

(2)ERUをホスト国からJIプロジェクト参加者に移転する

◆プロジェクト参加者が締約国の場合、その締約国が京都メカニズムの参加資格(p58)を有していることが必要
◆プロジェクト参加者が法人の場合、当該法人に参加の承認を与えている締約国が、京都メカニズムの参加資格を有していることが必要 [CP/2001/13/Ad2, p13 ﾊﾟﾗ29]

15. 国際排出量取引

15-1. 国際排出量取引の概要

国際排出量取引の手順について、京都議定書やマラケシュ合意に明確な規定はないが、締約国ないし事業者が国際排出量取引を活用して京都ユニット（ERU、CER、tCER、lCER、AAU、RMU）の取得・移転を行う手順は、以下のようになると想定される。

(1) 取引の合意

◆（異なる国の）買い手と売り手が京都ユニットの取得・移転に関する取引の合意を行う
- ☞ 買い手と売り手が、国際排出量取引の参加資格を有していることが必要
- ☞ 合意すべき条件としては、京都ユニットの種類、取引量、識別番号（p62）、価格、取引時期、及び支払方法等が想定される

(2) 国際取引ログによる検証

◆売り手が、自国の国別登録簿（p61）に対して、特定の京都ユニットを、他国の国別登録簿内の買い手の口座への移転要求を出す
◆移転を要求した国別登録簿が、国際取引ログ（p64）に、提案されている取引内容を通知する
◆国際取引ログは当該移転・取得が、国際排出量取引のルールに照らし合わせ問題がないかどうかをチェックする
- ☞ 国際取引ログとは気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局が管理するコンピュータによる検証システム
- ☞ 国際排出量取引の国際ルールとして代表的なものは、約束期間リザーブ（Commitment Period Reserve：CPR）の保持（p57）
- ☞ そのほかのルール上の各種制限についてはp59を参照
- ☞ チェックの結果問題があれば、売り手側の国別登録簿が当該取引を中止しなければならない

(3) 京都ユニットの取得・移転

◆買い手が京都ユニットを取得する（売り手から移転される）.
- ☞ 京都ユニットの取得・移転は、買い手・売り手それぞれの国別登録簿が書き換えられた時点で、正式に完了する

◆正式に京都ユニットの取得・移転が行えるのは、、売り手・買い手それぞれの参加を認めた締約国が、京都メカニズムの参加資格を取得した時以降（2008年前後と想定される）（p66）
- ☞ (1)の取引の合意については、2007年以前でも可能

参考：国際排出量取引の各種ルールの見直し [CP/2001/13/Ad2, p50 ﾊﾟﾗ2]
☞ CDMの各種ルールはCOP/MOPによって見直しを行っていく
⇒最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う
⇒見直しは（SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での）SBIの勧告に基づいて行う

15-2. 約束期間リザーブ（CPR）

◆約束期間リザーブ（Commitment Period Reserve：CPR）とは、国際排出量取引において附属書Ⅰ国が京都ユニットを売りすぎて、結果として第1約束期間終了時点で、当該国の温室効果ガス排出量が保有している京都ユニットを越えてしまう（数値目標の不遵守）ことを防ぐことを目的としている

◆京都ユニットの移転量を制限するために、附属書Ⅰ国はそれぞれ、以下のうちいずれか低い量の京都ユニット（AAU、ERU、CER、tCER、lCER、RMU）を約束期間リザーブとして常に国別登録簿内に保持することが必要（下図参照）[CP/2001/13/Ad2, p54 ﾊﾟﾗ6～7]

（1）京都議定書3条7項及び8項によって算定した割当量の90%
（日本の場合、[基準年排出量×94%×5年分]の90% ）

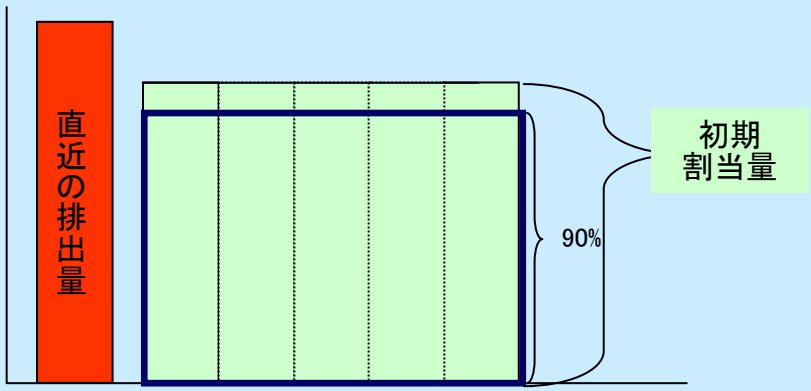

約束期間リザーブとして保持すべき量

保有するAAU、ERU、CER、tCER、lCER、RMUの合計が超えていればいい

（2）直近の報告における国の排出量の5倍
☞この場合、毎年、排出量が報告される度に、約束期間リザーブとして保持すべき京都ユニットの量が変動する

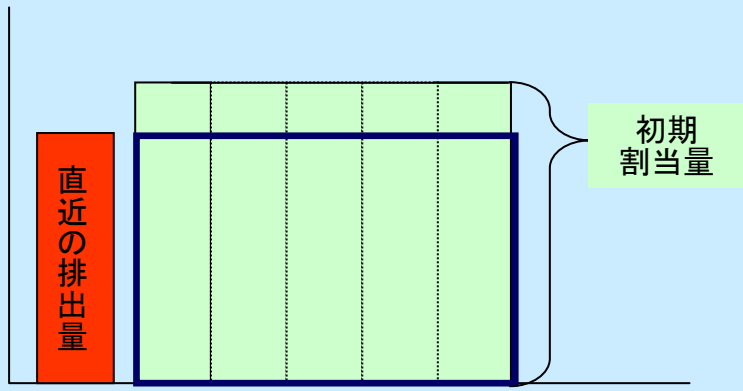

約束期間リザーブとして保持すべき量

保有するAAU、ERU、CER、tCER、lCER、RMUの合計が超えていればいい

◆ある国際排出量取引に伴う一定量の京都ユニットの移転（販売）によって、当該国の約束期間リザーブが保持すべき量を下回る場合、その移転を行うことができない [CP/2001/13/Ad2, p54 ﾊﾟﾗ8]

◆ケース（2）で、排出量報告に伴い約束期間リザーブとして保持すべき京都ユニットの量が変動し、結果として保持すべき量を下回った場合等には、当該国はUNFCCC事務局からの通報を受ける [CP/2001/13/Ad2, p54 ﾊﾟﾗ9]
☞ 当該国は、通報後30日以内に約束期間リザーブを回復することが必要

◆第2トラックの共同実施（JI）から生じたERUの移転については、約束期間リザーブによる移転の制限は適用されない
[CP/2001/13/Ad2, p15 ﾊﾟﾗ41] [CP/2001/13/Ad2, p54 ﾊﾟﾗ10]

16. 京都メカニズム活用に際しての留意事項

16-1. 京都メカニズムの参加資格

国の参加資格

◆附属書Ⅰ国が京都メカニズムに参加※ するためには、以下に挙げる参加資格をすべて満たすことが必要
[CP/2001/13/Ad2, p12 ﾊﾟﾗ21] [CDM M&P, p32 ﾊﾟﾗ31] [CP/2001/13/Ad2, p52 ﾊﾟﾗ2]

- ☞京都議定書の締約国であること
- ☞割当量(p1)を算定し、算定に関する必要な補足情報を提出していること(p65)
- ☞国別登録簿を整備していること(p61)
- ☞温室効果ガスの排出量及び吸収量の算定が行える国内システムを整備していること
- ☞直近の排出・吸収目録を毎年提出していること
  - ⇨うち、第1約束期間については排出目録について内容審査に合格していること(p65)

事業者の参加資格

◆附属書Ⅰ国の事業者によるCDMやJIプロジェクトの実施、CDM登録簿内へのCERの発行・分配は、国が参加資格を有していなくても可能

◆事業者が京都メカニズムを活用して、京都ユニットの取得・移転を行うためには以下が必要

- ☞当該事業者に参加の承認を与えている国が、京都メカニズムの参加資格を有していること [CP/2001/13/Ad2, p13 ﾊﾟﾗ29] [CDM M&P, p33 ﾊﾟﾗ33] [CP/2001/13/Ad2, p53 ﾊﾟﾗ5]
- ☞国別登録簿の中に、事業者の保有する京都ユニットを管理するための“法人用保有口座”が開設されていること
- ☞国が参加資格を取得する前の段階から、CDMやJIプロジェクトの準備は可能

ここで「参加する」とは、

- ☞国際排出量取引については、京都ユニットの移転・取得を行うこと
- ☞CDMについては、取得したCERを附属書Ⅰ国が約束の履行に用いること。CERの発行や取得の資格要件は、DNA(Designate National Authority:指定国家機関)の設立である
- ☞JIについては、生じたERUの取得、及び第1トラックにより生じたERUの発行と移転を指す。第2トラックにより生じたERUの発行と移転の資格要件は、京都議定書の締約国であること、割当量が算定されていること、国別登録簿を整備していることである。

参考: 国の参加資格の取得

- ☞国は参加資格を満たしていることを気候変動枠組条約事務局に報告し、報告後16ヶ月後までに、京都議定書のために設立される「遵守委員会・執行部」から問題提起されない限り、参加資格を有することになる
  - ⇒16ヶ月以内であっても、執行部が認めれば、参加資格を有することになる
  - ⇒その後も毎年の排出目録等に関し遵守委員会執行部が資格を満たしていないと判定しない限りは、資格を有することとなる

[CP/2001/13/Ad2, p12 ﾊﾟﾗ22] [CDM M&P, p33 ﾊﾟﾗ32] [CP/2001/13/Ad2, p53 ﾊﾟﾗ3]

参考: 国の参加資格の停止と回復

- ☞遵守委員会・執行部が、ある国が京都メカニズムの参加資格を満たさなくなったと判断した場合、当該国は京都メカニズムの活用ができなくなる(当該国に承認されていた事業者も同様) [CP/2001/13/Ad3, p76 ﾊﾟﾗ4]
- ☞参加資格が停止された国は、回復のために必要な措置を講じた上で執行部に対して参加資格の回復申請を行う [CP/2001/13/Ad3, p73 ﾊﾟﾗ4]
- ☞執行部が、引き続き参加資格を満たしていないと判断しない限り、参加資格が回復される(事業者も同様)
- ☞参加資格を有している国(及び有していない国)のリストは、条約事務局によって公開される

[CP/2001/13/Ad2, p13 ﾊﾟﾗ27] [CDM M&P, p33 ﾊﾟﾗ34] [CP/2001/13/Ad2, p53 ﾊﾟﾗ4]

16-2. 京都ユニットの取得量・発行量の上限

京都メカニズム活用の補足性

◆京都議定書の数値目標の達成に際して、京都メカニズムの活用は国内対策に対して補足的(supplemental)で、国内対策が数値目標の達成のための努力の重要な要素(significant element)でなければならないとされている [CP/2001/13/Ad2, p2]

☞ただし、京都メカニズムの活用(京都ユニットの取得)が定量的に制限されている訳ではない

新規植林・再植林CDMによるCERの取得量上限

◆第1約束期間における、新規植林・再植林(A/R)CDMによるtCERとlCERについては、基準年排出量の1%×5倍が取得上限 (p41)
[CP/2001/13/Ad2, p22 ﾊﾟﾗ7(b)]

☞取得上限はネット(総取得量−総移転量)で、償却時にチェックを行う

森林経営のJIによるERUの発行量上限

◆森林経営のJIプロジェクトによるERUについては、各国毎に発行量の上限が決まっている [CP/2001/13/Ad1, p60 ﾊﾟﾗ10～11]

☞具体的には、国内における森林経営によるRMU発行分と、森林経営JIによるERU発行量の合計値に対して上限がある

◆新規植林・再植林のJIプロジェクトによるERUについては、発行量の上限はない

☞上記の制限は京都メカニズムを活用する全ての締約国に適用されるが、事業者も間接的にこれらの影響を受ける

16-3. 京都ユニットの繰り越し制限

◆第１約束期間について、必要な京都ユニット量を償却後（第１約束期間全体の温室効果ガス排出量に相当する量）、なお京都ユニットに余剰がある場合、基本的には次期約束期間に繰り越しが可能である [CP/2001/13/Ad2, p64 ﾊﾟﾗ36]。ただし、以下のような制限がある。
☞下記の繰り越し制限は京都メカニズムを活用する全ての締約国に適用されるが、事業者も間接的にこれらの影響を受ける

ERUの繰り越し制限

◆JIプロジェクトで取得したERUについては、割当量の2.5 %までしか繰り越すことができない
◆RMUから変換されたERUは繰り越すことができない
[CP/2001/13/Ad2, p61 ﾊﾟﾗ15]

CERの繰り越し制限

◆CDMプロジェクトで取得したCERについては、割当量の2.5 %までしか繰り越すことができない
[CP/2001/13/Ad2, p61 ﾊﾟﾗ15(b)]

tCERとlCERの繰り越し制限

◆tCER及びlCERについては繰り越すことができない
[CP/2003/6/Ad2, p24 ﾊﾟﾗ41]
[CP/2003/6/Ad2, p25 ﾊﾟﾗ45]

RMUの繰り越し制限

◆RMUについては繰り越すことができない
[CP/2001/13/Ad2, p61 ﾊﾟﾗ16]

◆AAUには繰り越し制限はない [CP/2001/13/Ad2, p61 ﾊﾟﾗ15(c)]

16-4. 国が不遵守の場合の制限

◆第１約束期間の追加期間末(p67)において、結果として国が京都議定書の不遵守（「総排出量」＞「総排出枠」）となった場合、その国の承認を得て参加している事業者は、以下のような制限がかかることになる [CP/2001/13/Ad3, p76 ﾊﾟﾗ5]
☞国としての京都ユニットの移転資格が停止される（事業者も同様）ため、海外への京都ユニットの移転（売却等）ができなくなる
◆なお、国が不遵守となった場合、「総排出量」＞「総排出枠」の差分（排出超過分）について、1.3倍した量が、次期約束期間の割当量から差し引かれる [CP/2001/13/Ad3, p76 ﾊﾟﾗ5(a)]

17. 京都ユニットの管理方法

※主に京都議定書第7条4項に関連する事項

17-1. 国別登録簿

◆附属書Ⅰ国それぞれが、京都ユニットの発行、保有、移転、取得、取消、償却、繰り越し等を正確に実施するため、国別登録簿（national registry）を設立・運営することが必要 [CP/2001/13/Ad2, p61 ﾊﾟﾗ17]

☞各締約国は「国別登録簿管理者」をおいて国別登録簿を運営する [CP/2001/13/Ad2, p61 ﾊﾟﾗ18]
⇒複数の締約国が共同で運営することも可能（ただし国別登録簿自体は厳密に区分されていることが必要）

☞国別登録簿は標準電子データベースの様式をとり、国別登録簿、CDM登録簿(p63)、国際取引ログ(p64)間における正確で透明性が高く効率的なデータ交換が確保されなければならない [CP/2001/13/Ad2, p61 ﾊﾟﾗ19]

☞日本は既に国別登録簿を開設している(p70)

◆それぞれの国別登録簿は、京都ユニット（AAU、ERU、CER、tCER、lCER、RMU）を管理するため、以下に示すタイプの口座が設けられる [CP/2001/13/Ad2, p61 ﾊﾟﾗ21] [CDM A/R M&P, p25 ﾊﾟﾗ43] [CDM A/R M&P, p25 ﾊﾟﾗ47]

① （締約国用）保有口座
政府（国）の保有する京都ユニットを入れる口座

② （法人用）保有口座
国が承認する事業者等の保有する京都ユニットを入れる口座

③ （吸収源活動関連）取消口座
国内の吸収源活動が、結果的に排出となった場合、排出分に見合う京都ユニットを取り消すための口座

④ （不遵守関連）取消口座
第1約束期間において国が不遵守だった場合、排出超過分の1.3倍の京都ユニットを取り消すための口座

⑤ （その他関連）取消口座
(3)(4)以外の理由（自主的な取消等）によって京都ユニットを取り消すための口座

⑥ tCER補填口座
tCERの失効前に補填を目的としてAAU、CER、ERU、RMU、tCERを取り消すための口座

⑦ lCER補填口座
lCERの補填を目的としてAAU、CER、ERU、RMU、lCERを取り消すための口座

⑧ 償却口座
ある約束期間における国の数値目標達成のため、京都ユニットを償却するための口座 [CP/2001/13/Ad2, p60 ﾊﾟﾗ14]

☞①②③⑤の口座については、それぞれ、複数が設けられることもある

☞③④⑤⑥⑦⑧の口座については、各約束期間ごとに設けることが必要

☞口座が識別できるよう、各口座に国コード、口座番号が付される [CP/2001/13/Ad2, p62 ﾊﾟﾗ22]

◆取消口座に入れられた京都ユニットは数値目標の達成に用いたり、移転、次期約束期間への繰り越しは不可 [CP/2001/13/Ad2, p64 ﾊﾟﾗ35]

◆償却口座に入れられた京都ユニットは移転、次期約束期間への繰り越しは不可 [CP/2001/13/Ad2, p64 ﾊﾟﾗ35]

京都ユニットの識別番号

◆京都ユニットにはそれぞれを区別できるよう、1t-CO_2毎に識別番号が付される

◆それぞれの京都ユニットは、一つの国別登録簿内の一つの口座のみに存在し、複数の口座に存在することはない [CP/2001/13/Ad2, p61 ﾊﾟﾗ20]

識別番号（イメージ）

1	*2*	*3*	*4*	*5*	*6*	*7*	*8*	*9*	*10*	*11*
XX	1		000,000,000,000,001	999,999,999,999,999	01	01	1	0000001	1	XX/YY/ZZ

	識別子	範囲又はコード
1	発行締約国	ISO3166が定める2005年1月1日現在の2桁の国コード
2	ユニットのタイプ	1 = AAU, 2 = RMU, 3 = AAUから転換されたERU 4 = RMUから転換されたERU, 5 = CER, 6 = tCER, 7 = lCER
3	補足的なユニットのタイプ	（ブランク）
4	ユニットの開始番号	1 ～ 999,999,999,999,999
5	ユニットの終了番号	1 ～ 999,999,999,999,999
6	発行した約束期間番号	1 ～ 99
7	活用可能な約束期間番号	1 ～ 99
8	吸収源活動	1 = 新規植林・再植林, 2 = 森林伐採, 3 = 森林経営, 4 = 農地管理, 5 = 放牧地管理, 6 = 植生回復
9	プロジェクト特定番号	プロジェクト毎の固有の番号
10	JIトラック	1 又は 2
11	有効期限	tCER 又は lCERの有効期限

[Data exchange standards for registry system under the Kyoto Protocol, draft technical specifications Annexes Non-paper, November 3, 2004, p F-2]

国別登録簿による情報公開

国別登録簿では、秘密でない情報（以下参照）についてインターネットで公開する [CP/2001/13/Ad2, p67 ﾊﾟﾗ44～48]

☞事業者等の保有する口座についても情報公開の対象

◆口座に関する情報

☞口座保有者名、保有者の代表者名及び連絡先等

◆京都ユニットの総量に関する情報

◆各口座別の京都ユニット保有状況

◆JIプロジェクトに関する情報

☞プロジェクト名、場所、ERU発行年、公開すべき報告書

◆国によって京都メカニズムへの参加の承認を得ている法人リスト

17-2. CDM登録簿

◆CDM理事会は、非附属書Ⅰ国によるCERの発行、保有、移転、取得について正確に把握するため、CDM登録簿を設立・運営する [CP/2001/13/Ad2, p47 ﾊﾟﾗ1～2]
- ☞CDM登録簿は、CDM理事会の管理の下で、「CDM登録簿管理者」が運営する
- ☞CDM登録簿は、標準化され、国別登録簿や国際取引ログとデータ交換が容易な電子データベースの様式をとる

◆CDM登録簿は、以下に示すタイプの口座が設けられる [CP/2001/13/Ad2, p47 ﾊﾟﾗ3] [CP/2003/2/Ad1, p7 ﾊﾟﾗ26(b)] [CP/2003/6/Ad2, p31 ﾊﾟﾗ3]

①（CDM理事会用）保留口座
発行されたCERを最初に入れる口座（CERは、この口座から他の口座に移転される）

②（非附属書Ⅰ国用）保有口座
CDMプロジェクトのホスト国、又は口座開設を希望する非附属書Ⅰ国の保有するCERを入れる口座

③（附属書Ⅰ国用）暫定口座
附属書Ⅰ国の国別登録簿が稼働するまで、保留口座から一時的に転送するための口座

④ 取消口座
過剰なCERが発行されていたことが判明した場合に、過剰発行分に相当する京都ユニットを入れて取り消す(p14)ための口座

⑤ tCER・lCER取消口座
CDM登録簿保有口座内で失効したtCER・lCER、及び非適格となったlCERを取り消すための口座
(p43)

⑥ 収益の配分用口座
発行されたCERのうち、収益の一部（share of proceeds）として差し引かれるCERを入れるための専用口座
(p34)

◆②③④⑥については、それぞれ、複数の口座が設けられることがある
- ☞各口座には、国（ISO3166の二桁記号）／組織の識別コード、口座を特定するための識別番号が付される [CP/2001/13/Ad2, p47 ﾊﾟﾗ5]

◆取消口座に入れられた京都ユニットは、数値目標の達成に用いたり、移転することはできない

◆それぞれのCERは識別番号(p62)が付され、登録簿内の一つの口座のみに存在し、複数の口座に存在することはない
[CP/2001/13/Ad2, p47 ﾊﾟﾗ4]

CDM登録簿による情報公開

CDM登録簿では、秘密でない情報（以下参照）についてインターネットで公開する
[CP/2001/13/Ad2, p48 ﾊﾟﾗ9～12]

◆口座に関する情報
- ☞口座保有者名、口座保有者の代表者名及び連絡先情報

◆CERの総量に関する情報
- ☞発行、移転（取得した先の口座・登録簿を特定する情報含む）されたCERの総量
- ☞CERの過剰発行のため取り消された京都ユニットの総量

◆口座別のCER保有状況
- ☞各口座別の年初及び現在のCERの保有量

◆CDMプロジェクトに関する情報
- ☞プロジェクト名、場所、CER発行年、関与したOE（運営組織）名、公開すべき報告書の電子ファイル

17-3. 国際取引ログ(ITL)

ITLはInternational Transaction Logの略

◆気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局は、京都ユニットの発行、登録簿間での取得・移転、取消、失効及び補填(tCER・lCERの場合のみ)、償却、繰り越し等をチェックし有効性を検証するため、国際取引ログを設立、運営する [CP/2001/13/Ad2, p65 ﾊﾟﾗ38] [CDM A/R M&P, p26 ﾊﾟﾗ55～56]

☞国際取引ログは標準電子データベースの様式をとり、国別登録簿(p61)、CDM登録簿(p63)、国際取引ログ間における正確で透明性が高く効率的なデータ交換が確保されなければならない

◆国際取引ログでは、以下のようなチェックを行う [CP/2001/13/Ad2, p65 ﾊﾟﾗ42]

① 京都ユニットに関する全ての処理(発行、登録簿間での取得・移転、取消、償却、繰り越し)に対するチェック

☞既に償却・取消された排出枠でないかどうか、2つ以上の登録簿に登録されていないかどうか、過去に不整合が指摘され、まだ解決されていない京都ユニットでないかどうか

☞不適切に繰り越されていないか、不適切に発行されていないか

☞事業者等の場合、参加が承認(p15)されているかどうか

② 登録簿間の移転に対するチェック

☞京都メカニズムへの国の参加資格が満たされているかどうか(p58)

☞京都ユニットの供給国(移転国)の約束期間リザーブが保持されているかどうか(p57)

③ 新規植林・再植林CDMによるCERの取得に対するチェック

☞tCER・lCERの取得量制限を越えていないか(p59)

④ CERの償却に対するチェック

☞当該国が京都メカニズムの参加資格を有しているか(数値目標の達成にCERを活用できるかどうか)

◆京都ユニットの処理を行おうとする登録簿は、国際取引ログ及び(移転の場合はその取得先となる)国別登録簿に対し、その内容を通知する [CP/2001/13/Ad2, p65 ﾊﾟﾗ41]

◆国際取引ログは全ての処理と処理完了日時を記録し、公開する [CP/2001/13/Ad2, p66 ﾊﾟﾗ43(d)]

◆国際取引ログはtCER又はlCERそれぞれの失効1ヶ月前に、補填が必要となることを附属書Ⅰ国に通知する [CDM A/R M&P, p26 ﾊﾟﾗ55]

☞附属書Ⅰ国が規定に従いtCER又はlCERの補填を行わない場合は、その記録はUNFCCC事務局に回付され、京都議定書8条に基づく審査の対象となる [CDM A/R M&P, p26 ﾊﾟﾗ56]

参考: 国際取引ログの自動チェックによって問題があるとされた場合

☞京都ユニットの処理を行おうとする登録簿は処理を停止し、国際取引ログ及び(移転の場合はその受け手となる)国別登録簿に通知する。当該問題はUNFCCC事務局に回付され、京都議定書第8条に基づく審査の対象となる。[CP/2001/13/Ad2, p66 ﾊﾟﾗ43(a)]

☞問題があるとされたにもかかわらず処理されてしまった場合、その処理に基づく京都ユニットは必要な修正が終わるまで数値目標の達成に活用することができない

⇒当該処理に関係した国が30日以内に必要な修正を行う事が必要 [CP/2001/13/Ad2, p66 ﾊﾟﾗ43(b)]

17-4. 京都ユニットの発行から償却までの流れ

1. AAUの発行

(1) 割当量算定のための報告書の提出

◆当該締約国が、排出量及び割当量の算定を行える能力があることを示すために、2部構成の報告書を気候変動枠組条約事務局に提出する [CP/2001/13/Ad2, p58 ﾊﾟﾗ6]

☞ 2007年初、又は京都議定書が当該国に対して効力を生じてから1年後のどちらか遅い時点まで [CP/2001/13/Ad2, p56 ﾊﾟﾗ2]

報告書第1部 [CP/2001/13/Ad2, p58 ﾊﾟﾗ7]

☞ 基準年(1990年又はそれ以外の認められている年)から入手可能な直近年までの、完全な排出・吸収目録

☞ HFCs、PFCs、SF_6について選択した基準年

☞ 京都議定書第4条に基づいて、複数の国が共同で目標を達成することに合意した場合の内容

☞ 排出・吸収目録に基づいて計算された割当量

報告書第2部 [CP/2001/13/Ad2, p58 ﾊﾟﾗ8]

☞ 約束期間リザーブ(p57)の計算

☞ 吸収源活動に関する計算に用いた樹木の高さ等の最低値、これまで国際機関に報告してきた値との一貫性についての説明

☞ 3条4項の吸収源活動として選択した対象、対象地の特定方法

☞ 吸収源活動からの吸収増大量を毎年算定するか、約束期間全体でまとめて算定するかの特定

☞ 温室効果ガスの排出量及び吸収量の推計のための国内制度についての説明

☞ 国別登録簿に関する説明

(2) 専門家検討チーム(Expert Review Team:ERT)による内容審査

◆京都議定書第8条に基づいて専門家検討チームが内容審査を行い、問題がなければAAUを発行できる

最新の排出目録の内容審査は、京都メカニズムの参加資格獲得のための必要条件の一つ(p58)

☞ 第1約束期間については、吸収目録の内容審査は参加資格獲得のための必要条件ではない

(3) AAUの発行

◆国別登録簿の保有口座に発行する

☞ 当該約束期間におけるあらゆる取引の前に完了すること

2. 京都ユニットの発行、取得・移転の流れ

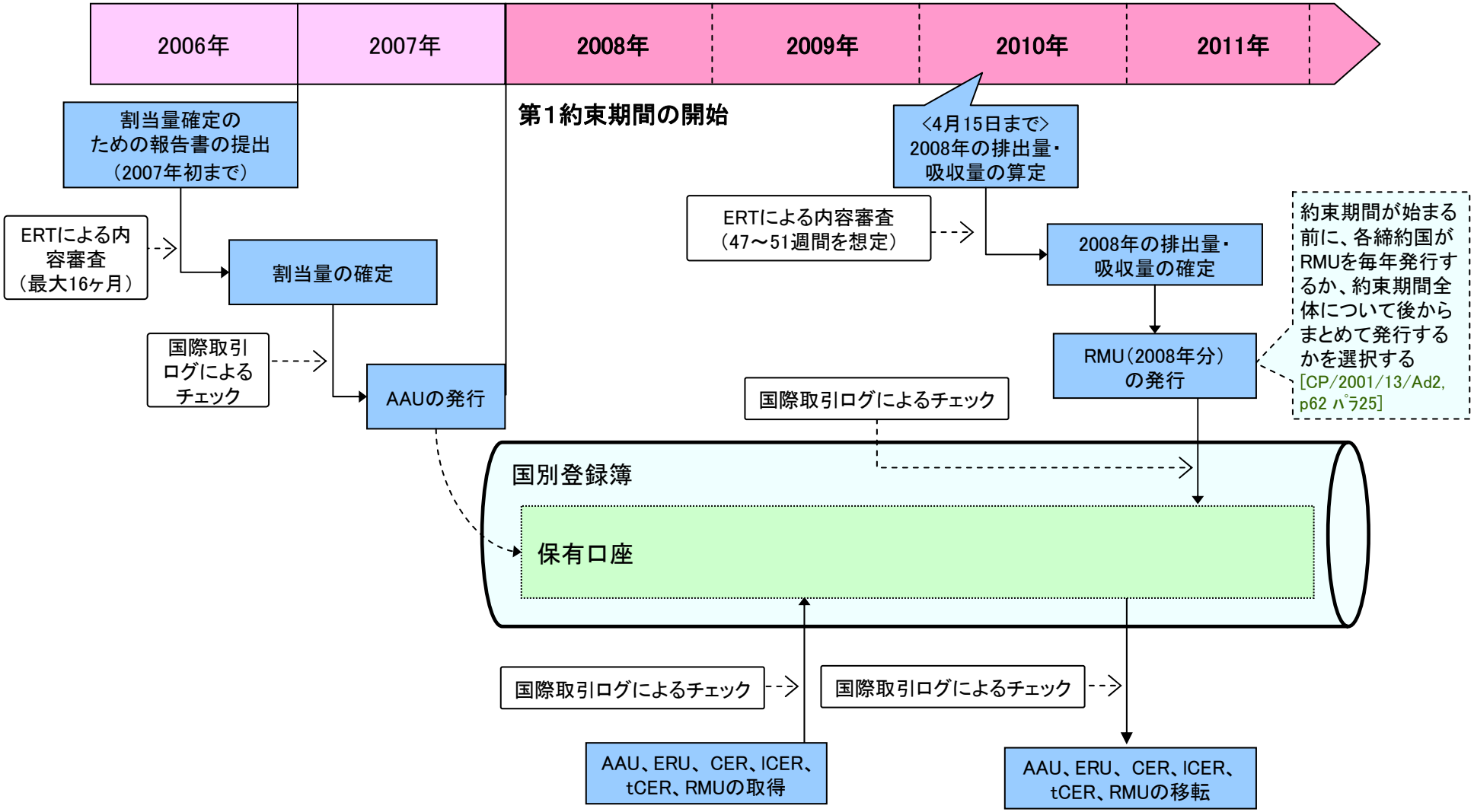

3. 京都ユニットの償却、繰り越しの流れ

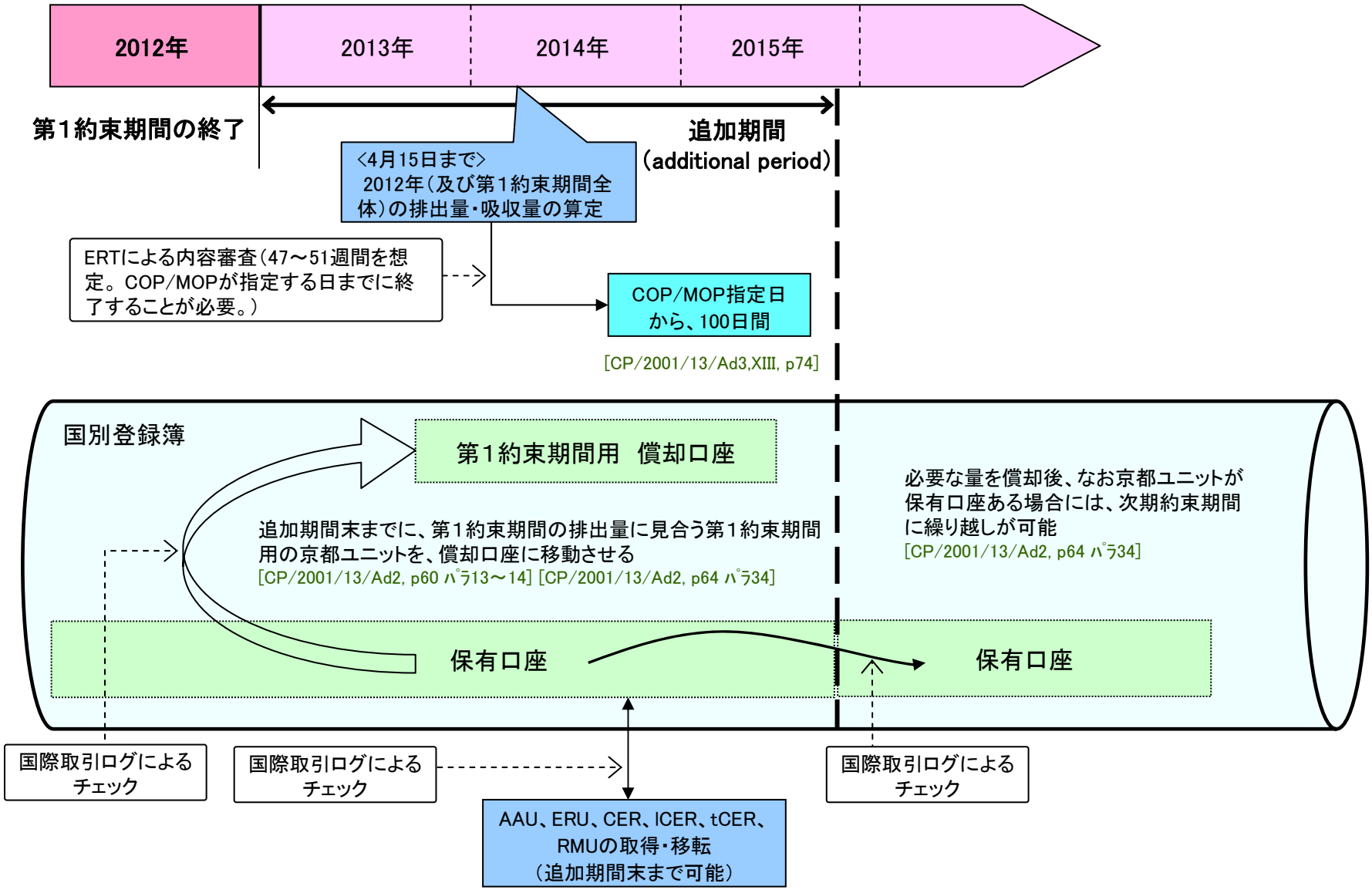

18. 京都メカニズムに関連する日本の国内制度

18-1. 投資国としてのCDM/JIプロジェクトの承認プロセス

日本の事業者が実施するCDM/JIプロジェクトについて、日本政府から投資国としての承認を受けるためのプロセスは以下のようになっている（詳細は、http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/index.html参照）

プロジェクト承認の申請者

京都メカニズム推進・活用会議（推進・活用会議）

- ☞ 地球温暖化対策推進本部幹事会（幹事会）の下に設置
- ☞ 構成員は以下の省庁の課長級
  ⇒内閣官房、環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省、財務省
- ☞ 庶務は、環境省、経済産業省の協力を受けた内閣官房

(1) プロジェクト設計書（p17, p72）を作成（英語）

↓

(2) 日本政府に提出する承認申請書を作成（日本語及び英語）
- ☞ 申請書の様式は、①で作成したプロジェクト設計書の内容を抜粋することで、ほとんどの項目の記入が可能となっている
- ☞ 推進・活用会議（右記参照）構成省庁から、支援を希望する省庁の名称を記入する（記入しなくても可）
- ☞ 申請書の記入項目のうち、非公開を求める部分があれば、その旨記入する

↓

(3) 承認申請書及び必要な添付書類の提出
- ☞ 推進・活用会議構成省庁のいずれかの申請窓口に提出する

→

(4) 推進・活用会議による承認申請書の受理
- ☞ 申請を受理した省庁は、その写しを全ての推進・活用会議構成省庁に送付する
- ☞ 申請者の意向を踏まえた上で、プロジェクト支援担当省庁を決定する
  ⇒プロジェクト支援担当省庁は、承認手続きの事務を行うとともに、プロジェクトの開始からクレジットの発行に至るまでの進捗状況の把握及び側面支援を行う
  ⇒加えて、外務省は在外公館との連絡、プロジェクト期間におけるホスト国及び関係国際機関等との外交的手続き・交渉等の必要な業務について、プロジェクト支援担当省庁と協議の上、行う

↓

(5) プロジェクト支援担当省庁による審査
- ☞ プロジェクト支援担当省庁が承認基準に従い審査
  ⇒主な承認基準は、京都議定書、マラケシュ合意その他の国際的合意事項に反していないかどうか
  ⇒DOEやCDM理事会が行うような審査ではない
- ☞ CDMにおいて公的資金が含まれており、申請者が「ODAの流用でない」旨の確認を求めている場合、プロジェクト支援担当省庁が当該資金を拠出した公的機関に対し、それがODAか否か確認する
  ⇒ODAである場合、外務省に対して、それがODAの流用でないか否かについて確認を求め、その結果を推進・活用会議に報告する

↓

次頁へ続く

プロジェクト承認の申請者

京都メカニズム推進・活用会議（推進・活用会議）

前頁からの続き

(6) 推進・活用会議によるプロジェクトの承認又は不承認の決定
- ☞プロジェクト支援担当省庁の審査結果を踏まえて決定する
  - ⇒ODAが含まれている場合には、外務省の確認も踏まえる
- ☞推進・活用会議は、個別プロジェクトの承認結果について幹事会に報告する
- ☞幹事会は、推進本部に対して報告する

不承認の場合

プロジェクト支援担当省庁より、申請者に対して、不承認となった理由とともに文書で通知

不承認となった案件でも、不承認となった理由を踏まえて申請書を修正した際には、再度申請することが可能

承認の場合

(7) プロジェクト支援担当省庁による承認レターの交付
- ☞レターはプロジェクト支援担当省庁の大臣名による和文と英文による

(8) 承認後の事後報告

次の事項については、プロジェクト支援担当省庁に対して、関係書類を添えた事後報告が必要
- ⇒ 申請書記入事項の重大な変更があった場合
- ⇒ プロジェクトを中止した場合
- ⇒ ホスト国による承認を受けた場合
- ⇒ 第三者機関によるプロジェクト審査報告書
- ⇒ プロジェクトがJI又はCDMとして認められた場合
- ⇒ クレジットが発行・移転された場合

- ◆承認は可能な限り迅速に行うこととし、今後、実際に行われる承認手続きに要する期間等に鑑みて、標準処理期間を定める
- ◆推進・活用会議における報告、協議及び決定については、迅速な対応を図るため、必ずしも会議の開催を要せず、電子メール等による対応を可能とする

18-2. 日本の国別登録簿

◆日本の国別登録簿は、2005年2月16日から運用が開始されている（詳細は、http://www.registry.go.jp/参照）
- ☞口座開設の手順を以下に示す（詳細は「国別登録簿システム利用手引き」を参照）
- ☞日本の国別登録簿における口座の開設は可能であるが、現段階では国際取引ログが完成していないため、京都ユニットの取得や移転等についてはまだ行うことができない

(1)国別登録簿システム利用環境の確認
☞ システムの利用環境における留意事項として以下を確認する
⇒Windows XP SP2＋IE6 利用時における注意事項
⇒ブラウザソフト
⇒インターネット利用時における注意事項

(2)ITEM2000利用環境の整備
ITEM2000とは、経済産業省の汎用電子申請システムシステム
☞ アプリケーション版と、Web 版の2種類あり、どちらかを選択する
⇒アプリケーション版は、同じ手続の申請書を繰り返し提出する場合や一つの申請書を複数人で分担して作成する場合に適している
⇒Web 版は、一つの申請書を手順を追って作成する場合や、一つの申請書を一人で作成する場合に適している
☞ 取扱説明書は以下よりダウンロード可能
<http://www.meti.go.jp/application/item2000exp/item2000exp16.htm>
☞ ITEM2000のソフトは以下よりダウンロード可能
<http://www.meti.go.jp/application/denshi.htm>

(3)電子証明書の取得
☞ ITEM2000 を利用して申出を行うには、予め電子証明書を取得しておくことが必要
⇒電子証明書は、法務省電子認証登記所より取得可能
☞ 電子証明書の詳しい取得方法に関しては、以下を参照
<http://www.meti.go.jp/application/item2000exp/item2000exp04.html>

(4)口座開設用申出書様式の取得
＜アプリケーション版ITEM2000の場合＞
☞ 口座開設の申出に必要な申出書様式を以下よりダウンロード
<http://www.meti.go.jp/application/index.htm>

(5)申出書の作成
＜Web版ITEM2000の場合＞
☞ 口座開設の申出書を以下から開く
<http://www.meti.go.jp/application/index.htm>

(6)電子署名の付与
☞ 申出書に電子署名を付与する
⇒紙面により申出書を作成、提出する場合の「印」に相当

(7)申出書提出
☞ 署名を付与した申出書を、インターネットを経由してITEM2000 に提出する
⇒提出した申出書を、ITEM2000 に問い合わせ、審査状況を確認することが可能
⇒申出書の内容に不備があった場合は、補正（修正）指示を受け取る
⇒補正指示がある場合は、指示に従って必要な修正を行い、申出書を再提出する

経済産業省、環境省による申出書の受付・審査、国別登録簿システムへの登録作業

(8)口座開設完了通知書の受領
☞ 審査完了後、経済産業省、環境省から口座開設完了通知書（口座番号、ユーザID、パスワード等を記載）が郵送にて通知される

(9)口座開設登録内容の確認
☞ システムの画面および詳しい操作方法を記載した国別登録簿システム操作手順書は、口座保有者のみログイン後に参照可能

参考：口座開設の条件 [国別登録簿利用規程第4条]
☞口座開設に際しては、下記の事項に同意することが必要
⇒登録簿に記載されるクレジットについて、京都議定書及び関連する国際合意による制約を受けること、及びかかる制約により口座開設者に損害が生じても何ら補償されないこと
⇒京都議定書及び関連する国際合意の創設、改廃、国内政策の変更等により、利用規程が変更されうること、及びかかる規程の変更により口座開設者に損害が生じても何ら補償されないこと
⇒口座開設後、登録簿の利用については、利用規程の定めに従うこと
☞1法人は1保有口座を開設できる

18-3. クレジットの会計処理

◆企業会計基準委員会（ASBJ）が、2004年11月30日に、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」を公表している（詳細は、http://www.asb.or.jp/参照）

- ☞ 自主的な行動計画として設定した数値目標や、将来何らかの義務が課された際の数値目標を達成するための補完的手段として京都メカニズムにおける排出クレジットを獲得し、これを排出量削減に充てることを想定した取引や、第三者に販売するために排出クレジットの獲得を図る取引等の会計処理の取り扱いを対象としている
- ☞ 2005年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用される。ただし、2005年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができる。
- ☞ 排出クレジットは、無形の財産的価値があることから、会計上は無形固定資産に近いと考えられている

		他者から購入する場合	出資を通じて取得する場合
第三者への販売目的で取得	契約締結時	仕訳なし	
	支出時	基本的には「前渡金」として処理	基本的には「投資有価証券」、「関係会社株式」、「（関係会社）出資金」とする
	排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による（強制評価減の要否の検討が必要）	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による（減損処理の適用の検討が必要）
	排出クレジット取得時	「たな卸資産」の取得として処理	
	排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による（強制評価減の要否の検討が必要。低価法の採用も可。）	
	販売時	「たな卸資産」の販売として処理	
将来の自社使用を見込んで取得	契約締結時	仕訳なし	
	支出時	「無形固定資産」または「投資その他の資産」の区分に、当該前渡金を示す適当な科目で計上	基本的には「投資有価証券」、「関係会社株式」、「（関係会社）出資金」とする
	排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による（固定資産の減損会計が適用される）	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による（減損処理の適用の検討が必要）
	排出クレジット取得時	「無形固定資産」または「投資その他の資産」の取得として処理	
	排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による（減価償却しない。ただし、固定資産の減損会計を適用。）	
	第三者への販売時	「無形固定資産」または「投資その他の資産」の売却として処理	
	自社使用（償却口座移転）時	原則として「販売費及び一般管理費」の区分に適当な科目で計上	

（注）上記表はあくまでも概要であり、全てを記述していない。詳細は実務対応報告原文を参照のこと。

参考資料 1. CDM-PDD、CDM-NMB及びCDM-NMMの記入項目

1-1. プロジェクト設計書(CDM-PDD)の記入項目

2005年5月13日発表のバージョン03に基づく [PDD guidelines ver3]

- **A. プロジェクト活動の概要**
  - A.1. プロジェクト活動の名称
  - A.2. プロジェクト活動の内容
  - A.3. プロジェクト参加者
  - A.4. プロジェクト活動の専門的記述
    - A.4.1. プロジェクト活動の場所
      - A.4.1.1. ホスト国
      - A.4.1.2. 地域/州/地方等
      - A.4.1.3. 市/町/村等
      - A.4.1.4. 実施場所の詳細(プロジェクト活動の場所を特定できる情報を含む)
    - A.4.2. プロジェクト活動の種類
    - A.4.3. プロジェクト活動で採用する技術
    - A.4.4. 提案するCDMプロジェクト活動によるGHG排出量の削減に関する概要説明(国家・産業政策や状況を考慮に入れつつ、そのプロジェクト活動がなかった場合に排出削減が起こらなかっただろう理由を含む)
      - A.4.4.1. 選択したクレジット期間における推定排出削減量
    - A.4.5.プロジェクト活動に対する公的資金
- **B. ベースライン方法論の適用**
  - B.1. プロジェクト活動に適用した承認済みベースライン方法論の名称及び出典
    - B.1.1. その方法論を選択した正当性と当該プロジェクト活動への適用理由
  - B.2. 当該プロジェクト活動への適用方法についての記述
  - B.3. 登録されたCDMプロジェクト活動がなかった場合と比べ、GHG排出量がどのように削減されるのかについての記述
  - B.4. そのベースライン方法論に関連するプロジェクト境界の定義について、どのようにプロジェクト活動に適用したのかに関する記述
  - B.5. ベースライン情報の詳細(ベースライン・スタディの完成日、ベースラインを設定した個人/機関名)
- **C. プロジェクト活動期間/クレジット期間**
  - C.1. プロジェクト活動期間
    - C.1.1. プロジェクト活動開始日
    - C.1.2. 想定されるプロジェクト活動の稼働耐用年数
  - C.2. クレジット期間の選択及び関連情報
    - C.2.1. 更新可能なクレジット期間
      - C.2.1.1. 第1期クレジット期間の開始日
      - C.2.1.2. 第1期クレジット期間の長さ
    - C.2.2. 固定クレジット期間
      - C.2.2.1. 開始日
      - C.2.2.2. 長さ

1-1.プロジェクト設計書(CDM-PDD)の記入項目

2005年5月13日発表のバージョン03に基づく [PDD guidelines ver3]

D. モニタリング方法論の適用と計画

- D.1. プロジェクト活動に適用した承認済みモニタリング方法論の名称及び出典
- D.2. その方法論を選択した正当性と当該プロジェクト活動への適用理由
  - D.2.1. オプション 1: プロジェクト・シナリオ及びベースライン・シナリオにおける排出量のモニタリング
    - D.2.1.1. プロジェクト活動からの排出量をモニタリングするために収集するデータ及び保存方法
    - D.2.1.2. プロジェクト排出量の推定に用いた計算式についての記述
    - D.2.1.3. GHG排出量(プロジェクト境界内)のベースラインを設定するために必要な関連データ、及びその収集・保存方法
    - D.2.1.4. ベースライン排出量の推定に用いた計算式についての記述
  - D. 2.2. オプション 2: プロジェクト活動からの排出削減量を直接モニタリングする方法 (E項の数字との整合が必要)
    - D.2.2.1. プロジェクト活動からの排出量をモニタリングするために収集するデータ及び保存方法
    - D.2.2.2. プロジェクト排出量の算定に用いた計算式についての記述
  - D.2.3. モニタリング計画におけるリーケージの扱いについて
    - D.2.3.1. (可能であれば)プロジェクト活動のリーケージ効果をモニタリングするために収集されたデータ及び情報についての記述
    - D.2.3.2. リーケージの推定に用いた計算式についての記述
  - D.2.4. プロジェクト活動による排出削減量を推定するために用いた計算式についての記述
- D.3. モニタリングにおける品質管理(QC)・品質保証(QA)のための手順
- D.4. モニタリングの実施及び管理体制についての記述
- D.5. モニタリング方法論を決定した個人/機関名

E. GHG排出源ごとの排出量の計算

- E.1. GHG排出源からのGHG排出量の推定
- E.2. リーケージ量の推定
- E.3. プロジェクト活動による排出量(E. 1. とE. 2. の合計)
- E.4. ベースラインにおけるGHG排出源からのGHG排出量の推定
- E.5. プロジェクト活動によるGHG排出削減量(E. 4. とE. 3. の差)
- E.6. 上記計算式での算出に用いた表

F. 環境への影響

- F.1. 環境への影響(国外への影響含む)について分析した文書
- F.2. ホスト国又はプロジェクト参加者によって、環境への影響が大きいと判断された場合、環境影響評価(ホスト国で求められる手順に従ったもの)の結果及び全関連文書を提出すること

G. 利害関係者のコメント

- G.1. 地元の利害関係者のコメント受付・集計をどのように行ったのかの概要
- G.2. 受け取ったコメントの概要
- G.3. 受け取ったコメントへの対応についての報告

別紙 1. プロジェクト参加者についての連絡先

別紙 2. 公的資金についての情報

別紙 3. ベースラインについての情報

別紙 4. モニタリングの計画

1-2. 新ベースライン方法論(CDM-NMB)の記入項目

2005年7月15日発表のバージョン02に基づく

A. 方法論の名称と概要

- 方法論の名称:
- 概要:
- 当該方法論が既存の方法論に基づく場合、その参照番号を記述すること(NMXXXX / AMXXXX):

B. 適用可能条件/プロジェクト活動

- 方法論の手順:(GECマニュアルでは方法論手順)
- 説明/正当性(GECマニュアルでは解説・理由)

C. プロジェクト境界(バウンダリー)

- 方法論の手順:
- 説明/正当性:

D. ベースラインシナリオ

- 方法論の手順:
- 説明/正当性:

E. 追加性

- 方法論の手順:
- 説明/正当性:

F. ベースライン排出量

- 方法論の手順:
- 説明/正当性:

G. プロジェクト活動からの排出量

- 方法論の手順:
- 説明/正当性:

H. リーケージ

- 方法論の手順:
- 説明/正当性:

I. 排出削減量

- 方法論の手順:
- 説明/正当性:

J. 第2・第3クレジット期間の当該方法論の実施において必要な変更(if relevant / optional)

- 方法論の手順:
- 説明/正当性:

K. CDM M&P パラ48のベースラインアプローチ

- 一つを選択する(他の選択肢は削除すること):
- その選択に関する説明/正当性:

I. その他の情報

- 説明/正当性:

1-3. 新モニタリング方法論(CDM-NMM)の記入項目

2004年7月1日発表のバージョンに基づく

A. 新モニタリング方法論の特定

- A.1. 提案する方法論の名称
- A.2. 当該方法論が適用するプロジェクト活動の種類
- A.3. 当該方法論を適用可能なCDMプロジェクト活動の条件
- A.4. 提案する新方法論の強み/弱みの評価

B. 提案する新モニタリング方法論について

- B.1. 新モニタリング方法論の概要説明
- B.2. オプション 1: プロジェクト・シナリオ及びベースライン・シナリオにおける排出量のモニタリング
  - B.2.1. プロジェクト活動からの排出量をモニタリングするために収集するデータ及び保存方法
  - B.2.2. プロジェクト排出量の算定に用いた計算式についての記述
  - B.2.3. GHG排出量(プロジェクト境界内)のベースラインを設定するために必要な関連データ、及びその収集・保存方法
  - B.2.4. ベースライン排出量の推定に用いた計算式についての記述
- B.3. オプション 2: プロジェクト活動からの排出削減量を直接モニタリングする方法
  - B.3.1. プロジェクト活動からの排出量をモニタリングするために収集するデータ及び保存方法
  - B.3.2. プロジェクト排出量の算定に用いた計算式についての記述
- B.4. モニタリング計画におけるリーケージの扱いについて
  - B.4.1. (可能であれば)プロジェクト活動のリーケージ効果をモニタリングするために収集されたデータ及び情報についての記述
  - B.4.2. リーケージの推定に用いた計算式についての記述
- B.5. プロジェクト活動による排出削減量を推定するために用いた計算式についての記述
- B.6. 新方法論を開発するに際して用いた仮定
- B.7. モニタリングにおける品質管理(QC)・品質保証(QA)のための手順
- B.8. 当該方法の適用について他の成功事例があるかどうか(ある場合の状況等)

参考資料 2. 追加性の実証・評価ツール [EB16 Rep Anx1]

本ツールは、追加性の実証・評価のための一般的なフレームワークを提供するものである。ベースライン新方法論を提案するプロジェクト参加者は、提案の中に本ツールを取り込むことが可能。またCDM理事会で検討してもらうために、追加性実証のためのその他のツールを提案してもよい。

ステップ 0. プロジェクトの活動開始日に関する予備スクリーニング

プロジェクト参加者が、CDMプロジェクトの登録日より前からのクレジット期間を希望する場合、以下を提供することが必要

- ☞提案するプロジェクトの活動開始日が、クレジット期間の定義(p26)に当てはまることの証拠
- ☞CDMによるインセンティブが意志決定に際して真剣に考慮されたことの証拠。その証拠はプロジェクト開始日以前の(公式、法的、その他企業内の)文書であって、第三者に開示可能なものでなければならない。

↓ 合格

ステップ 1. 提案するプロジェクトの代替シナリオ(現在の法律・規制に合致するもの)の特定

小ステップ 1a. 提案するプロジェクトに対する代替シナリオの特定

- ☞プロジェクト参加者(又は同様のプロジェクトデベロッパー)にとって、提案するプロジェクトと同様の生産又はサービスを提供する、現実的で信頼性のある代替シナリオ(複数の場合もあり)を特定する

小ステップ 1b. 適用される法律・規制の執行

- ☞代替シナリオは、適用される法律・規制を遵守していることが必要。もし、代替シナリオが適用される法律・規制を遵守していない場合、それらが構造として執行されていないことを示すことが必要
- ☞もし提案するプロジェクトが、プロジェクト参加者によって検討されたプロジェクト(概ね遵守されている法律・規制に従っているという条件下)の中で唯一の代替シナリオである場合、そのプロジェクトは追加的ではない

↓ 合格

ステップ 2 又は ステップ 3

ステップ 2. 投資分析

CERの販売収入がなければ、提案するプロジェクトが代替シナリオと比べて経済的又は財務的に魅力が劣ることを示す

小ステップ 2a. 適切な分析方法の決定

- ☞もし提案するプロジェクトに、CER以外の収入がない場合、簡易コスト分析を適用する(オプション I)
- ☞その他の場合には、投資比較分析(オプション II) 又はベンチマーク分析(オプション III) を適用する

小ステップ 2b.

オプション I. 簡易コスト分析	*オプション II. 投資比較分析*	*オプション III. ベンチマーク分析*
☞CDMプロジェクトのコストを示した上で、当該プロジェクトがCER収入以外には経済的な便益がないことを示す	☞プロジェクトのタイプや意志決定の背景から見て、最も適切な財務指標(IRR、NPV、費用便益率、サービス当たりの単価等)を特定する	☞財務指標と関連するベンチマーク値を特定する。ベンチマークは、政府債権の利回り、資金調達コストと必要な資本配当、企業の内部ベンチマーク等から求めることができる。

小ステップ 2c. 財務指標の計算と比較 (オプション II 及びIIIについてのみ適用可能)

- ☞CDM-PDDの中に、提案するプロジェクトの財務指標(CER収入は除く)と、以下を明確に比較する
  - ⇒オプションIIを採用した場合には代替シナリオの財務指標。最もよい指標が代替シナリオの中にあった場合、提案するプロジェクトは財務的に見て最も魅力的であるとは見なされない
  - ⇒オプションIIIを採用した場合には、ベンチマーク値。提案するプロジェクトの財務指標がベンチマークよりも劣っている(例:IRRが低い)場合、提案するそのプロジェクトは財務的に見て最も魅力的であるとは見なされない

小ステップ 2d. 感度分析 (オプション II 及びIIIについてのみ適用可能)

- ☞結論が確実で合理的であることを示すために感度分析を行う

↓ 合格

ステップ 3. 障壁分析

提案するプロジェクトの実施を阻害する障壁（ただしその障壁は、少なくとも1つの代替シナリオは阻害しない）があるかどうかを決定する

小ステップ 3a. 提案するプロジェクトの実施を阻害する障壁の特定

☞提案するプロジェクトがCDMとして登録されない場合、そのプロジェクトの実施を阻害する障壁があることを示す。それらの障壁としては、例えば投資障壁（ステップ2の経済的/財務的障壁を除く）、技術的障壁、一般的な慣行に伴う障壁等が挙げられる。

☞それらの障壁が存在しかつ重大であることについて、透明性のある、文書による証拠を提出し、その証拠の保守的な解釈によって示す

小ステップ 3b. 特定された障壁が、少なくとも1つの代替シナリオは阻害しないことを示す

☞特定された障壁が他の代替シナリオに対しても影響がある場合、その影響が提案するプロジェクトに対するものと比べて小さいことを説明する

合格

ステップ 4. 普及度分析

提案するプロジェクトが、関係する部門・地域で、既にどの程度普及しているかを分析し、ここまでの追加性テストを補完する。この分析は投資分析（**ステップ 2**）と障壁分析（**ステップ 3**）の信頼性を確認することにもなる。

小ステップ 4a. 提案するプロジェクトに類似する他の事例の分析

☞これまで実施された又は今実施されている、提案するプロジェクトの類似事例を挙げる（ただし他のCDMプロジェクトは対象外）

小ステップ 4b. 起こりつつある類似事例の検討

☞類似事例が特定された場合、それらの事例の存在と、提案するプロジェクトが財務的に魅力がないこと又は障壁があることが矛盾しないことを示すことが必要

合格

ステップ 5. CDM登録による影響

提案するプロジェクトのCDMとしての承認・登録（及びそれに伴う便益やインセンティブ）が、どのように経済的・財務的な壁（**ステップ 2**）又は特定された障壁（**ステップ 3**）を緩和し、そのプロジェクトの実現を可能にするのか、について説明する

合格

提案されているCDMプロジェクトは追加的である

参考資料 3. 統合化ベースライン方法論

3-1. 埋立処分場ガス回収プロジェクトのための統合化ベースライン方法論（ACM0001 Ver2） [EB21 Rep Anx9]

適用可能条件

ベースラインシナリオにおいては埋立処分場ガスの一部又は全てが大気中に放出されるのに対して、提案するプロジェクトにおいては回収されたガスを燃焼又はエネルギー生産（例：電力/熱エネルギー）に利用する場合

☞他の場所でのエネルギー生産を代替又は回避することによる排出削減分を請求する場合は、電力又は熱エネルギー代替のベースライン方法論を提案するか、又は承認されている方法論（ACM0002含む）を用いなければならない

⇒発電設備の容量が1万5000kW未満、又は代替される熱エネルギーが54TJ（15GWh）未満の場合には、小規模CDMの方法論を適用可能

排出削減量 （p79）

追加性

☞プロジェクトの追加性については、CDM理事会によって合意された最新の「追加性の実証・評価ツール」によって実証及び評価されなければならない （p76）

プロジェクト・バウンダリー

☞プロジェクト・バウンダリーは、埋立処分場ガスの回収/利用が行われるサイト

☞回収されたメタン以外の燃料燃焼に伴うCO_2排出量は、プロジェクトからの排出量として計上することが必要

☞プロジェクトの運営のために必要な電力もモニタリングを行い計上することが必要

☞プロジェクトにおいて発電を行う場合、（グロスの発電電力量ではなく）系統に供給された電力量のみを、他の発電所における発電電力量の代替に伴う排出削減量分として計上してもよい

☞プロジェクトにおいて発電を行わない場合、プロジェクトに必要な電力量に、電力のCO_2排出係数を乗じて、CO_2排出量を計上することが必要

リーケージ

☞計算する必要はない

モニタリング

☞埋立処分場ガス回収プロジェクトのため統合化モニタリング方法論（ACM0001）を使用しなければならない

3-1. 埋立処分場ガス回収プロジェクトのための統合化ベースライン方法論（ACM0001 Ver2）

排出削減量

ER_y
プロジェクトによるy年の温室効果ガス排出削減量

=

y年に破壊/燃焼されたメタンの量

+

y年の電力代替に伴う CO_2 排出削減量

+

y年の熱エネルギー代替に伴う CO_2 排出削減量

$EG_y \times CEF_{electricity, y}$
EG_y：y年の電力代替のネット量 [MWh]
$CEF_{electricity, y}$：他の方法で算出する、代替された電力の CO_2 排出係数 [t-CO_2換算/MWh]

$ET_y \times CEF_{thermal, y}$
ET_y：y年の熱エネルギー代替のネット量 [TJ]
$CEF_{thermal, y}$：代替された熱エネルギーの CO_2 排出係数 [t-CO_2換算/TJ]

$(MD_{project, y} - MD_{reg, y}) \times GWP_{CH4}$

その年にプロジェクトによって破壊されたメタンの量

プロジェクトがなかった場合において、（規制や協定等に従って）その年に破壊されていたであろうメタンの量。規制又は協定等による $MD_{reg,y}$ が定量化できない場合、プロジェクトの状況を考慮に入れて、“調整係数”（AF）を用いることが必要。

$MD_{reg, y} = MD_{project, y} \times AF$

第1約束期間におけるメタンの地球温暖化係数は21 [t-CO_2換算/t-CH_4]

例えば、メタンの回収・破壊のための特定技術の使用が規制又は協定等によって義務づけられていた場合、AFの推定に際して、その特定技術の破壊効率とプロジェクト活動における破壊効率の比を用いなければならない

$MD_{project, y} = MD_{flared, y} + (MD_{electricity, y} + MD_{thermal, y})$

焼却によるメタン破壊量

$MD_{flared, y} = LFG_{flare, y} \times W_{CH4, y} \times D_{CH4, y} \times FE$

$LFG_{flare,y}$ ：y年の埋立処分場ガスの焼却量 [m^3]
$W_{CH4,y}$ ：測定された、y年の埋立処分場ガス中の平均メタン比率 [m^3-CH_4/m^3-埋立処分場ガス]
FE ：焼却効率（メタン破壊比率）
D_{CH4} ：メタンの比重 [t-CH_4/m^3-CH_4]

発電/熱エネルギー生産によるメタン破壊量

$MD_{electricity, y} = LFG_{electricity, y} \times W_{CH4, y} \times D_{CH4, y}$

$MD_{thermal, y} = LFG_{thermal, y} \times W_{CH4, y} \times D_{CH4, y}$

$LFG_{electricity, y}$ ：y年の埋立処分場ガスの発電機への投入量[m^3]
$LFG_{thermal, y}$ ： y年の埋立処分場ガスのボイラーへの投入量[m^3]
$W_{CH4,y}$ ：測定された、y年の埋立処分場ガス中の平均メタン比率 [m^3-CH_4/m^3-埋立処分場ガス]
D_{CH4} ：メタンの比重 [t-CH_4/m^3-CH_4]

この方法論は、埋立処分場ガス回収プロジェクトにおけるメタンの排出削減量の計算に対して、バイオガスの酸化がどのように影響するのかについてのCDM理事会の検討結果を踏まえて改訂される可能性がある。どのような改訂であっても、現在の方法論を用いて既に登録されたCDMプロジェクトには影響しない。

3-2. 系統連系する再生可能エネルギー発電プロジェクトのための統合化ベースライン方法論（ACM0002 Ver3）

[EB21 Rep Anx8]

適用可能条件

系統連系する再生可能エネルギー発電プロジェクトで、以下の条件に当てはまる場合

☞以下の電源による発電容量の追加

⇒流れ込み式水力、貯水式水力発電（ただし既存の貯水を利用し、かつ貯水容量が増大しないもの）、風力、地熱、太陽、波力

☞関係する系統（グリッド）の地理的、システム的境界が明確に特定でき、その系統に関する情報が利用可能である

排出削減量及びベースライン（既存の発電施設の改修やレトロフィットを行うプロジェクトでない場合）（p81）

注：既存の発電施設の改修やレトロフィットを行うプロジェクトの場合は、[EB21 Rep Anx8, p4] 参照.

追加性

☞プロジェクトの追加性については、CDM理事会によって合意された最新の「追加性の実証・評価ツール」によって実証及び評価されなければならない（p76）

プロジェクト・バウンダリー

☞ベースラインの決定に際して、プロジェクト参加者は プロジェクトによって代替される火力発電分のCO_2排出量のみを計上する

⇒地熱発電に関しては、プロジェクト参加者は、地熱蒸気中の非凝縮性のガスから漏洩するメタンとCO_2 排出、及び地熱発電所の運営のために必要な化石燃料の燃料によるCO_2 排出を計上しなければならない

☞空間的なプロジェクト・バウンダリーは、プロジェクトのサイトと、CDMプロジェクトによる発電所が接続する電力系統に物理的に接続している全ての発電所

⇒ビルド・マージン（BM）排出係数及びオペレーティング・マージン（OM）排出係数の決定（p82）に際しての、（地域レベルの）プロジェクトが接続する電力系統の空間的な範囲とは、送電における重要な制限を受けずにディスパッチされる発電所と定義する。プロジェクト参加者は、プロジェクトが接続する電力系統を決定するに際して、その前提について正当化しなければならない。

☞プロジェクトが連系している系統に接続している別の系統から送電されてくる電力を「電力輸入量」と定義する。また別の系統に送電する電力を「電力輸出量」と定義する。

⇒ベースラインにおける排出係数を決定する際には、プロジェクト参加者は電力の輸出入分を考慮することが必要（p83）

リーケージ

☞建設活動や燃料の調達、土地浸水等に伴う排出量をリーケージとして考慮する必要はない

モニタリング

☞系統連系する再生可能エネルギー発電プロジェクトのための統合化モニタリング方法論（ACM0002）を使用しなければならない

3-2. 系統連系する再生可能エネルギー発電プロジェクトのための統合化ベースライン方法論（ACM0002 Ver3）

排出削減量

ER_y
プロジェクトによるy年の温室効果ガス排出削減量
＝
BE_y
y年のベースライン排出量
－
PE_y
y年のプロジェクト排出量
PE_y = 0（地熱発電除く）

$BE_y = EF_y \times EG_y$
EG_y：y年にプロジェクトによって系統に供給された電力量 [MWh]
EF_y：ベースラインにおける排出係数 [t-CO_2/MWh]

$EF_y = w_{OM} \times EF_{OM,y} + w_{BM} \times EF_{BM,y}$

w_{OM} と w_{BM} の比率は50%を基本とする（$w_{OM} = w_{BM} = 0.5$）。
$w_{OM} + w_{BM} = 1$である限り、これと異なる比率を用いてもよい。ただし、その場合には異なる比率を正当化する根拠を示すことが必要。それらの根拠はCDM理事会によって精査される。

$EF_{OM,y}$（オペレーティング・マージン排出係数 [t-CO_2/MWh]）

$EF_{OM,y}$は以下のいずれかの方法によって算出される（p82）

ディスパッチ・データが分析可能か？
- Yes → **①ディスパッチ・データ分析OM**
- No → 低コスト/必須運転（must run）発電所からの発電電力量が、①直近5年間の平均で、又は②水力発電電力量の長期標準値に基づく系統における年間の総発電電力量の50%未満かどうか？
  - Yes → **②簡易OM**
  - No → 簡易調整OMの計算が可能か？
    - Yes → **③簡易調整OM**
    - No → **④平均OM**

低コスト/必須運転発電所は、典型的には水力、地熱、風力、低コストバイオマス、原子力、太陽光からの発電のことを指す。石炭火力発電が必須運転電源として使用されていることが明白な場合はこれに含める。

$EF_{BM,y}$（ビルド・マージン排出係数 [t-CO_2/MWh]）

プロジェクト参加者は、計算対象とする発電所について、以下の2つの選択肢のうち年間発電電力量の合計値が大きくなる方を選択しなければならない
- ⇒ 最近5年間に建設された発電所
- ⇒ 最近建設され新たに系統に加わった発電所で、系統における電力量の20%を占める発電所

（CDMプロジェクトとして登録された発電所については除外する）

$EF_{BM,y}$ は計算対象とする発電所からのCO_2排出量 [t-CO_2] を、それらの発電所から系統に供給された電力量 [MWh] で除して求める

またプロジェクト参加者は、以下の2つの選択肢から1つを選択しなければならない
- *オプション 1.* PDDの提出時に利用可能な、既に建設されている発電所に関する最新情報に基づいて、$EF_{BM,y}$ を事前（ex ante）に計算する
- *オプション 2.* 第1約束期間については、実際のデータに基づいて事後的（ex post）に毎年更新する。その後の約束期間については上記オプション1に従って事前（ex ante）に計算する。

3-2. 系統連系する再生可能エネルギー発電プロジェクトのための統合化ベースライン方法論（ACM0002 Ver3）

オペレーティング・マージン（Operating Margin：OM）排出係数の計算方法

①ディスパッチ・データ分析OM [EB15 Rep Anx2, p7]

CDMプロジェクトによる発電は、毎時の供給電力量において最後の10%の電力を供給した発電所からの電力を代替するという考え方

(1)当該系統に接続しているそれぞれの発電所のディスパッチ・オーダーを入手する

(2)ある年について、CDMプロジェクトによる発電所が稼働していた時間における、全ての発電所からの毎時の発電電力量を入手する

(3)毎時の供給電力量のうち最後10%分としてディスパッチされた電力について、加重平均した毎時の排出係数[t-CO_2/MWh]を求める（電力輸入分も考慮）

(4)上記で求めた毎時の排出係数を、それぞれの時間のCDMプロジェクトによる発電電力量[MWh]に乗じてCO_2排出量[t-CO_2]を計算する

(5)上記で求めたCO_2排出量[t-CO_2]を、その年のCDMプロジェクトの総発電電力量[MWh]で除して、ディスパッチ・データ分析OMの排出係数[t-CO_2/MWh]を求める

②簡易（Simple）OM [EB15 Rep Anx2, p4]

CDMプロジェクトによる発電は、低コスト/必須運転（must run）発電所からの電力を除いて、系統に接続しているその他の発電所からの電力を平均的に代替するという考え方

(1)当該系統に接続している、低コスト/必須運転（must run）発電所以外の発電所を特定する

(2)上記で特定された発電所について、ある年のCO_2排出量[t-CO_2]を、その年の総発電電力量[MWh]で除して、簡易OM排出係数[t-CO_2/MWh]を求める

③簡易調整（Simple Adjusted）OM [EB15 Rep Anx2, p5]

CDMプロジェクトによる発電は、「低コスト/必須運転（must run）発電所からの電力」と「それ以外の発電所からの電力」を、λ：（1－λ）の割合で代替するという考え方

☞ λの求め方は次ページ参照

(1)当該系統に接続している、低コスト/必須運転発電所と、それ以外の発電所を特定する

(2)上記で特定された低コスト/必須運転発電所について、ある年のCO_2排出量[t-CO_2]をその年の総発電電力量[MWh]で除して、低コスト/必須運転発電所の排出係数[t-CO_2/MWh]を求める

(3)(1)で特定された低コスト/必須運転発電所以外の発電所について、ある年のCO_2排出量[t-CO_2]を、その年の総発電電力量[MWh]で除して、低コスト/必須運転発電所以外の発電所の排出係数[t-CO_2/MWh]を求める

(4)「λ x（低コスト/必須運転発電所の排出係数）」+「（1－λ）x（それ以外の発電所の排出係数）」として、簡易調整OMの排出係数[t-CO_2/MWh]を求める

④平均（Average）OM [EB15 Rep Anx2, p7]

CDMプロジェクトによる発電は、系統に接続している全ての発電所からの電力を平均的に代替するという考え方

(1)系統に接続している、全ての発電所（低コスト/必須運転発電所含む）を特定する

(2)上記で特定された発電所について、ある年のCO_2排出量[t-CO_2]を、その年の総発電電力量[MWh]で除して、平均OM排出係数[t-CO_2/MWh]を求める

算出には②簡易OM排出係数と同様のデータを用いる

◆②③④のOMの計算対象とする年は、以下の2つのうちどちらかを選択する

☞ PDD提出時に利用可能な最新3年間のデータの平均値

☞ CDMプロジェクトによる発電が始まってから、その年のデータを事後的に算出する

3-2. 系統連系する再生可能エネルギー発電プロジェクトのための統合化ベースライン方法論（ACM0002 Ver3）

簡易調整（Simple Adjusted）OMにおけるλの計算方法

(1) 1年間の負荷曲線を、発電電力[MW]の大きい順に左からプロットし直して曲線を作成する

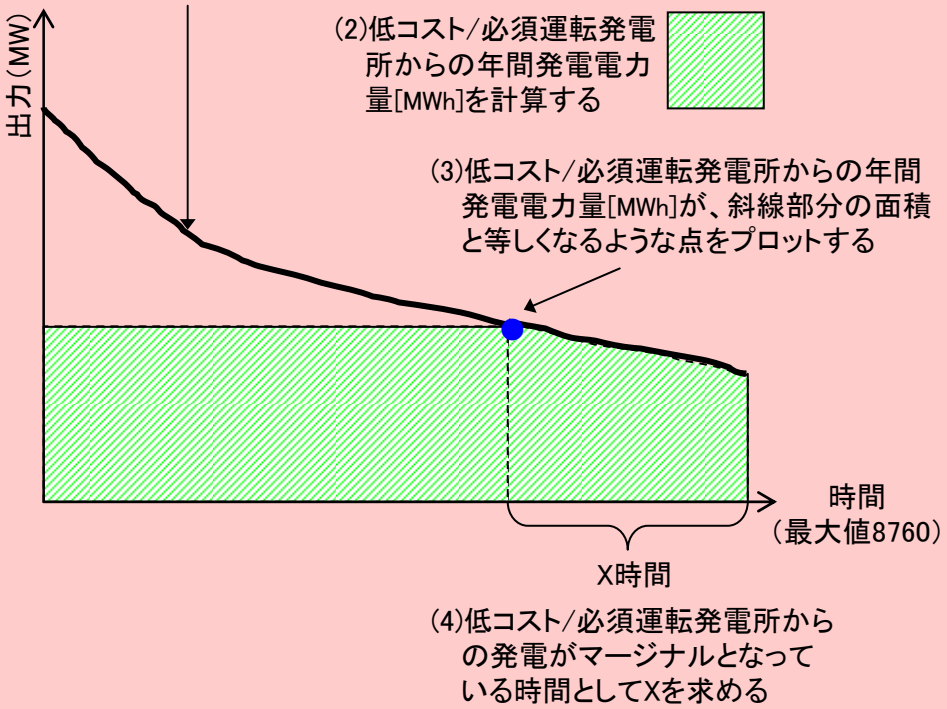

(5) λ ＝ X/8760

注）(3)で交点がない場合、X＝0となる

系統間で電力の輸出入がある場合の考慮方法

電力の輸入がある場合 [EB15 Rep Anx2, p3]

◆OM（Operating Margin）排出係数の計算方法

輸入先の系統を1つの発電所と見なして（1）～（4）と同様の方法で計算する。1つの発電所と見なす場合の排出係数は以下のように決定する。

☞輸入先の系統が他国の場合

⇒ 0[t-CO_2/MWh]とする

☞輸入先の系統が国内の場合、以下から選択

⇒ 0[t-CO_2/MWh]とする

⇒ 輸入先の発電所を特定できる場合、その発電所の排出係数

⇒ 電力の輸入量が、CDMプロジェクトが連系している系統の総発電電力量の20%未満の場合、輸入先の系統の全電源の平均排出係数

⇒ 電力の輸入量が、CDMプロジェクトが連系している系統の総発電電力量の20%以上の場合、p81と同様の方法で排出係数を求める

◆BM（Build Margin）排出係数の計算方法

CDMプロジェクトが接続している系統のみを考慮する（ただし、最近又は近い将来、系統間の送電容量が増大し、電力輸入量が増加する場合は考慮する必要がある）

☞この場合、送電容量をBM計算対象電源とし、排出係数は上記のOMの計算方法に従って算出する

電力の輸出がある場合 [EB15 Rep Anx2, p3]

電力輸出分は、OMやBMの排出係数の計算過程において控除しない

参考資料 4. 専門部門のリスト

番号	専門部門	承認済み方法論	承認済み小規模方法論		
1	エネルギー生産 (非再生可能エネルギー/再生可能エネルギー)	ACM0002ver3 ACM0004 ACM0006 AM0004ver2 AM0005 AM0007 AM0010 AM0014 AM0015 AM0019 AM0024	AMS-I.A. AMS-I.D.	AMS-I.B. AMS-II.B.	AMS-I.C. AMS-III.B.
2	エネルギー輸送		AMS-II.A.		
3	エネルギー需要	AM0017ver2 AM0018 AM0020	AMS-II.C.	AMS-II.E.	AMS-II.F.
4	製造業	ACM0003 ACM0005 AM0007 AM0008 AM0014 AM0024	AMS-II.D.		
5	化学工業	AM0021			
6	建設				
7	交通		AMS-III.C.		
8	鉱業/鉱物生産				
9	金属製造				
10	燃料からの漏洩(固形、石油・ガス)	AM0009ver2 AM0023	AMS-III.D.		
11	ハロゲン元素を含む炭素化合物 及び六フッ化硫黄の生産・消費からの漏洩	AM0001ver3			
12	触媒使用				
13	廃棄物処理・処分	ACM0001ver2 AM0002 AM0003ver3 AM0006 AM0010 AM0011ver2 AM0012 AM0013ver2 AM0016ver2 AM0022ver2 AM0025	AMS-III.D.	AMS-III.E.	
14	植林・再植林				
15	農業	AM0006 AM0016ver2	AMS-III.E.		

参考資料 5. 用語

略語	英語正式名称	日本語訳
AAU	Assigned Amount Unit	割当量単位（割当量の一部）
ACM	Approved Consolidated Methodology	承認済み統合化方法論
AE	Applicant Entity	申請組織
AIE	Accredited Independent Entity	認定独立組織
AM	Approved Methodology	承認済み方法論
A/R CDM	Afforestation and Reforestation Project Activities under the Clean Development Mechanism	新規植林・再植林CDM
AR	Afforestaion and Reforestation	新規植林・再植林
Art.6-SC	Article 6 Supervisory Committee	6条監督委員会
CDM	Clean Development Mechanism	クリーン開発メカニズム（低排出型の開発の制度）
CDM-AP	CDM Accreditation Panel	CDM認定パネル
CER	Certified Emission Reduction	認証された排出削減量（CDMの実施によって生じた排出削減量に基づくクレジット）
COP	Conference of the Parties （to the UNFCCC）	（気候変動枠組条約の）締約国会議
COP/MOP	the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol	京都議定書締約国会議
CPR	Commitment Period Reserve	約束期間リザーブ
DNA	Designated National Authority	指定国家機関
DOE	Designated Operational Entity	指定運営組織
EB	the CDM Executive Board	CDM理事会
EIT	Economies in Transition	市場経済移行国
ERT	Expert Review Team	専門家審査チーム
ERU	Emission Reduction Unit	排出削減単位（JIの実施によって生じた排出削減量に基づくクレジット）
GHG	Greenhouse Gas	温室効果ガス
GWP	Global Warming Potential	地球温暖化係数
HFCs	Hydrofluorocarbon	ハイドロフルオロカーボン
IE	Independent Entity	独立組織

略語	英語正式名称	日本語訳
IET	International Emissions Trading	国際排出量取引
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change	気候変動に関する政府間パネル
ITL	International Transaction Log	国際取引ログ
JI	Joint Implementation	共同実施
KM	Kyoto Mechanisms	京都メカニズム
KP	Kyoto Protocol	京都議定書
LULUCF	Land Use, Land-Use Change and Forestry	土地利用・土地利用変化・林業（又は吸収源活動）
MP	Methodologies Panel	ベースライン・モニタリング方法論パネル
NM	New Methodology	新方法論
OE	Operational Entity	運営組織
Party	Country or regional integration organization which has ratified the KP, unless otherwise specified	京都議定書を批准している国家又は地域統合機関
PDD	Project Design Document	プロジェクト設計書
PFCs	Perfluorocarbons	パーフルオロカーボン
RMU	Removal Unit	除去単位（吸収源活動に基づくクレジット）
SAR	（the IPCC） Second Assessment Report	IPCC第二次評価報告書
SBI	Subsidiary Body for Implementation	実施に関する補助機関
SBSTA	Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice	科学・技術上の助言に関する補助機関
SF_6	Sulfur Hexafluoride	六フッ化硫黄
SOP	Share of Proceeds	収益の一部
SSC	Small Scale CDM	小規模CDM
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連気候変動枠組条約

環境省地球環境局　地球温暖化対策課
〒 100-8975
東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話: 03-5521-8330　FAX: 03-3580-1382
ホームページ: http://www.env.go.jp/earth/index.html#ondanka
電子メール:kyotomecha@env.go.jp

本資料はパシフィックコンサルタンツ株式会社に委託して作成したものです。
掲載した情報の正確さには万全を期していますが、環境省は、本資料の利用によって被った損害、損失に対して、いかなる場合でも一切の責任を負いません。